



史跡 加曾利貝塚 保存活用計画書

平成 29 年 1 月

千葉市教育委員会



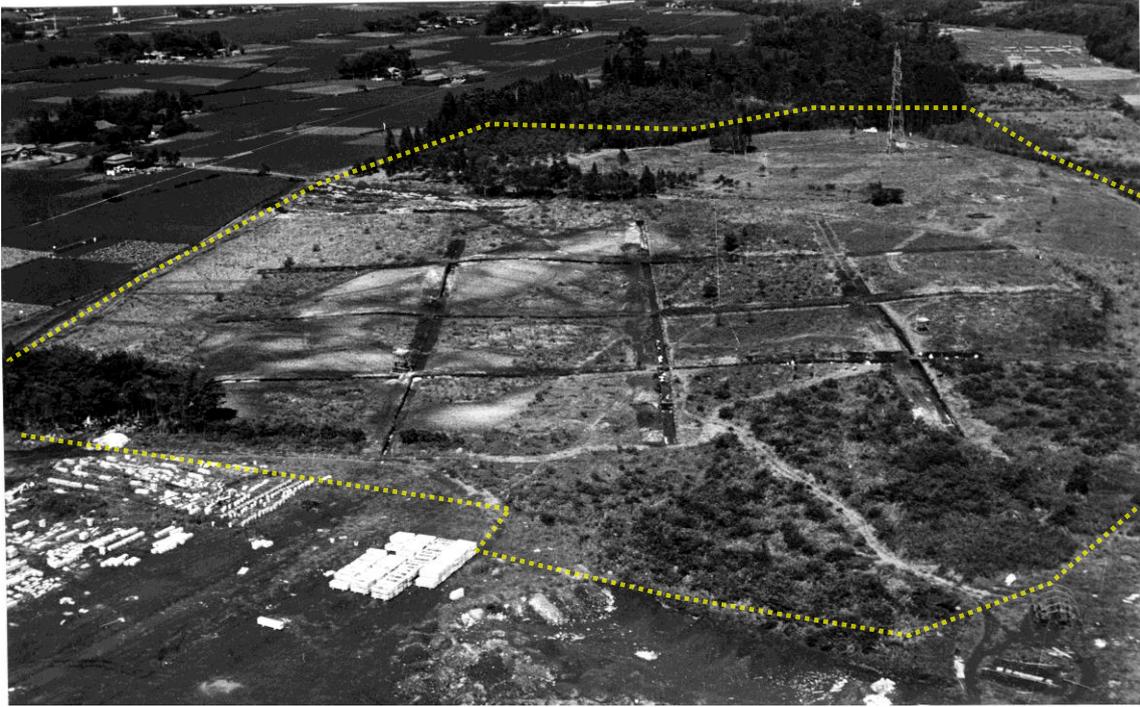
巻頭写真1:平成26(2014)年撮影



巻頭写真2:平成2(1990)年 南から



巻頭写真3:昭和48(1973)年 南から



巻頭写真4:昭和39(1964)年 南から



巻頭写真5:昭和37(1962)年 南から



卷頭写真6:昭和22(1947)年11月12日米軍撮影



序 文

千葉市は旧石器時代から近世まで各時代の遺跡が数多く残されています。特に縄文時代には「貝塚のまち」と呼ばれるほど、貝塚が日本で一番密集しています。

また、市内にある5か所の史跡貝塚を保存・活用していくため、千葉市教育委員会では、平成27年度に日本を代表する考古学の学識経験者や造園学、地元商工会関係者などで構成した史跡保存整備委員会を設置しました。

まず初めに、史跡加曽利貝塚の保存活用計画を策定するため、この委員会内に史跡加曽利貝塚保存活用計画策定部会を設け、2年間にわたる現地調査と慎重な協議を重ね、貴重なご意見とご指導のもと、ここに本計画書を刊行するに至りました。

この計画書に基づき、基本計画・基本設計を策定し、史跡の保存と活用のための整備を行うとともに、市民により親しんでいただけるようなガイダンス施設の設置なども進めてまいります。

末筆ながら、ご多忙の中をご協議いただきました委員の皆様および県教育庁担当者や文化庁調査官に感謝いたします。

平成29年 1月

千葉市教育委員会

教育長 志村 修

例 言

1. 本書は千葉県千葉市若葉区桜木2丁目および8丁目に所在する史跡 加曽利貝塚の保存活用計画書です。
2. この保存活用計画書は千葉市教育委員会が平成27(2015)年度に設置した「史跡加曽利貝塚保存活用計画策定部会」(赤坂信部会長)における2か年の協議によりまとめられ、千葉市教育委員会が編集・発行するものです。
3. 本事業の事務は千葉市教育委員会生涯学習部文化財課特別史跡推進班が担当しました。
4. 本書の作成にあたり、一部の業務を下記の通り委託しました。
平成27(2015)年度
「史跡加曽利貝塚保存活用計画策定支援業務委託(H27)」株式会社 常 葉(測量および地図整理)
「史跡加曽利貝塚自然環境調査結果とりまとめ業務委託」株式会社 緑生研究所
「加曽利貝塚博物館のあり方に関する基礎調査業務委託」株式会社 トータルメディア開発研究所
平成28(2016)年度
「史跡加曽利貝塚地籍調査及び合筆登記業務委託」(公財)千葉県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
「史跡加曽利貝塚自然環境調保全マニュアル作成業務委託(H28)」株式会社 緑生研究所
5. 本書の作成にあたり、多くの方々および機関・団体に、ご指導、ご協力をいただきました。ここに記して、深く感謝いたします。
6. 史跡加曽利貝塚の本質的な価値を明確化し、適切な保存管理に基づいた、活用・整備を行うために、保存活用計画を下表のように構成しました。

表:本計画書の構成

章	内 容
第1章 計画策定の目的と沿革	保存活用計画の目的と、策定の沿革
第2章 史跡の概要	加曽利貝塚の概要とその周辺の環境を説明
第3章 史跡周辺の環境	
第4章 史跡の価値の整理	加曽利貝塚の史跡としての価値の明確化
第5章 史跡の課題の整理	史跡が抱える問題点と課題を把握
第6章 史跡の保存管理	課題を踏まえた基本方針と課題解決のための方法を提示
第7章 史跡の活用	
第8章 史跡の整備	
第9章 運営体制	
第10章 施策と進捗管理	施策の実現に向けた進捗管理の方針を提示
巻末資料	市の施策、ボーリングデータ、文献一覧等

目 次

巻頭写真

序 文

例 言

第1章 計画策定の目的と沿革..... 1

第1節 計画策定の目的..... 1

第2節 千葉市行政施策における本計画の位置..... 1

第3節 計画策定事業..... 3

1 計画策定部会の設置..... 3

2 計画策定事業の経過..... 6

3 本計画策定上の留意点..... 6

第2章 史跡の概要..... 7

第1節 史跡加曾利貝塚の概要..... 7

第2節 発掘調査と研究成果..... 10

第3節 史跡指定状況..... 13

1 指定に至る経緯..... 13

2 指定の状況..... 14

3 指定地の状況..... 18

4 規制及び関連法規..... 19

第3章 史跡周辺の環境..... 24

第1節 自然的環境..... 24

1 位置..... 24

2 地形..... 25

3 地質..... 26

4 湧水..... 28

5 気候..... 28

6 動植物..... 29

第2節 歴史的環境..... 34

1 旧石器時代..... 34

2 縄文時代..... 34

3 弥生時代..... 34

4 古墳時代から平安時代..... 34

5 中世以降..... 35

第4章 史跡の価値の整理	37
第1節 加曾利貝塚の本質的価値	37
1 普遍的価値.....	37
2 副次的価値.....	39
第2節 史跡構成要素	42
第5章 史跡の課題の整理	44
第1節 本章の位置付け	44
第2節 史跡が抱える課題	44
1 史跡を構成する要素に関する課題.....	44
2 調査研究の停滞が招いた課題.....	47
3 史跡及び博物館利用状況に関する課題.....	47
4 運営に関する課題.....	49
第6章 史跡の保存管理	50
第1節 保存管理基本方針	50
第2節 管理の方法	51
1 安全管理.....	51
2 施設管理.....	53
3 植栽管理.....	54
第3節 現状変更等の取扱基準	57
第4節 現状変更に伴う許可申請区分	57
第5節 保存管理のための地区区分	58
1 A地区（貝層とその内部の窪地）.....	60
2 B地区（台地上の平坦地）.....	60
3 C地区（河岸段丘上の平坦地）.....	60
4 D地区（緩斜面の緑地）.....	61
5 E地区（急斜面の緑地）.....	61
6 F地区（施設地区）.....	61
第6節 出土遺物の保存と管理	62
第7節 記録資料の保存と管理	62
第8節 指定地公有化の方針	62
第9節 周辺との一体的な保全と追加指定	62
第7章 史跡の活用	63
第1節 史跡活用基本方針	63
第2節 活用の方法	63
1 研究における活用.....	63

2 学校教育における活用	64
3 社会教育における活用	65
4 広域における活用	66
第8章 史跡の整備	69
第1節 史跡整備基本方針	69
第2節 整備の方法	69
1 保存のための整備	70
2 活用のための整備	70
第3節 史跡整備と自然環境の調和	70
第4節 史跡整備と環境影響評価	72
第5節 ゾーンニング	73
第9章 運営体制	75
第1節 目指すべき運営と体制	75
第2節 各体制の構築	75
1 調査研究体制	75
2 史跡の管理体制	75
3 市民との協働体制	75
4 庁内関係部局との連携体制	75
第3節 円滑な運営のための方策	76
第10章 施策と進捗管理	77
第1節 実施すべき施策とそれに掛かる期間	77
1 短期的整備（4か年 2017～2020年）	77
2 中長期的整備（6か年 2021～2026年）	77
第2節 実施計画総括表	77
第3節 施策の到達進度を把握する指標の設定	78
第4節 施策の進捗管理のための具体的手法	79
巻末資料1 史跡現況写真	82
巻末資料2 千葉市の現行施策(抜粋)	88
巻末資料3 社会的環境	91
巻末資料4 博物館来館者の推移	95
巻末資料5 ボーリングデータ	96
巻末資料6 自然環境文献調査	109
巻末資料7 文献一覧	110
巻末資料8 新聞記事見出し一覧	118
巻末資料9 文化財保護法(抜粋)	120

第1章 計画策定の目的と沿革

第1節 計画策定の目的

史跡加曾利貝塚は、全国に2,410か所あると言われている縄文時代の貝塚の中でも、最大級の規模を誇る貝塚として知られています。自然に左右される狩猟採集によって食料を調達しながらも、縄文人たちが、約2,000年もの間、同じ場所に住み続けることができたのは、人々が自然と共に生きる文化を育み、持続可能な社会を築いていたという証に他なりません。

この貴重な歴史遺産である史跡加曾利貝塚の価値を確実に未来へ守り伝えていくことはもとより、多くの人々が史跡に親しみ、当時の人々の暮らしに触れることで、その価値を広く知ってもらえるよう、史跡の保存活用を推進していきます。

本計画は、今後の加曾利貝塚における保存、活用、整備の基本方針を定めるとともに、それを実現するための方法を示すことを目的としています。

史跡加曾利貝塚の目指すべき姿

- 縄文文化と貝塚の性格を究明し、調査研究の成果を世界に発信していく拠点
- 研究成果に基づき、縄文時代の景観と人々の暮らしが体感できる史跡
- 多くの人が集い、地域交流の中核を担う拠点
- 人々の長い歴史を学び、自然と調和・共存する持続可能な未来を探る史跡

第2節 千葉市行政施策における本計画の位置

本市では、潤いのある緑と水辺のある都市生活を末永く営みたいという願いを実現するための「緑と水辺の都市宣言」を、市民一人ひとりが、生きがいと幸せを感じ、愛着と誇りの持てる「郷土千葉市」を築き、次の世代に引き継いでいくための指針として「千葉市基本構想」を定めています。(巻末資料2参照)

これらを拠り所として、将来を見据えた中長期的な市政運営の指針として「千葉市新基本計画」が、さらに「千葉市新基本計画」に示すまちづくりの方向へ進むために、重点的、優先的に取り組む事業を具体的に示した「実施計画」がまとめられています。

本計画はこの「実施計画」に定める計画事業及び、「実施計画」の一端を担う個別部門計画である「生涯学習推進計画」の中に示されたアクションプラン(巻末資料2参照)を実現するための具体的な施策をまとめたものです。

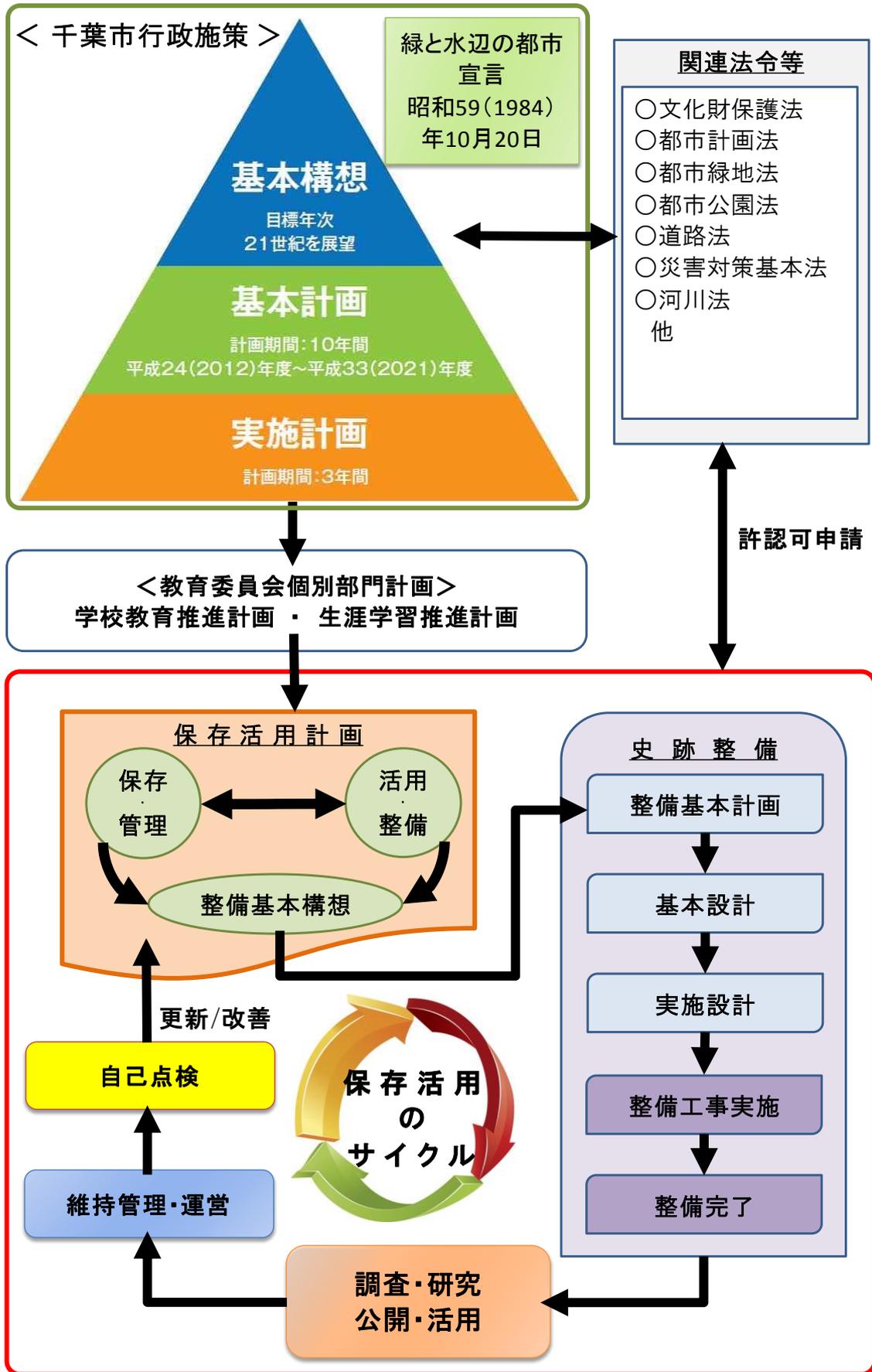


図1-1:千葉市行政施策の体系と本計画の位置

第3節 計画策定事業

1 計画策定部会の設置

本市では史跡の調査・研究及び公開・活用に関する施策に対して有識者、地域住民から広く意見を取り入れるため、千葉市史跡保存整備委員会を設置し、その下部組織として、史跡加曽利貝塚の本質的価値を明示するための総括報告書を取りまとめるための「史跡加曽利貝塚総括報告書編集部会」と本計画を策定するための「史跡加曽利貝塚保存活用計画策定部会」を組織しました。

史跡保存整備委員会は考古学、保存科学、造園学、自然環境、集客観光など多方面の有識者7名で構成されています。保存活用計画策定部会は、史跡保存整備委員会に属する委員に地元自治会より1名を加えた8名で構成されています。総括報告書編集部会は史跡保存整備委員会に所属する考古学を専門とする3名の委員に加え、5名の考古学専門家を加えて、8名で構成しています。

それぞれの部会では文化庁記念物課と千葉県教育庁文化財課より、オブザーバーを迎え、ご指導いただきました。

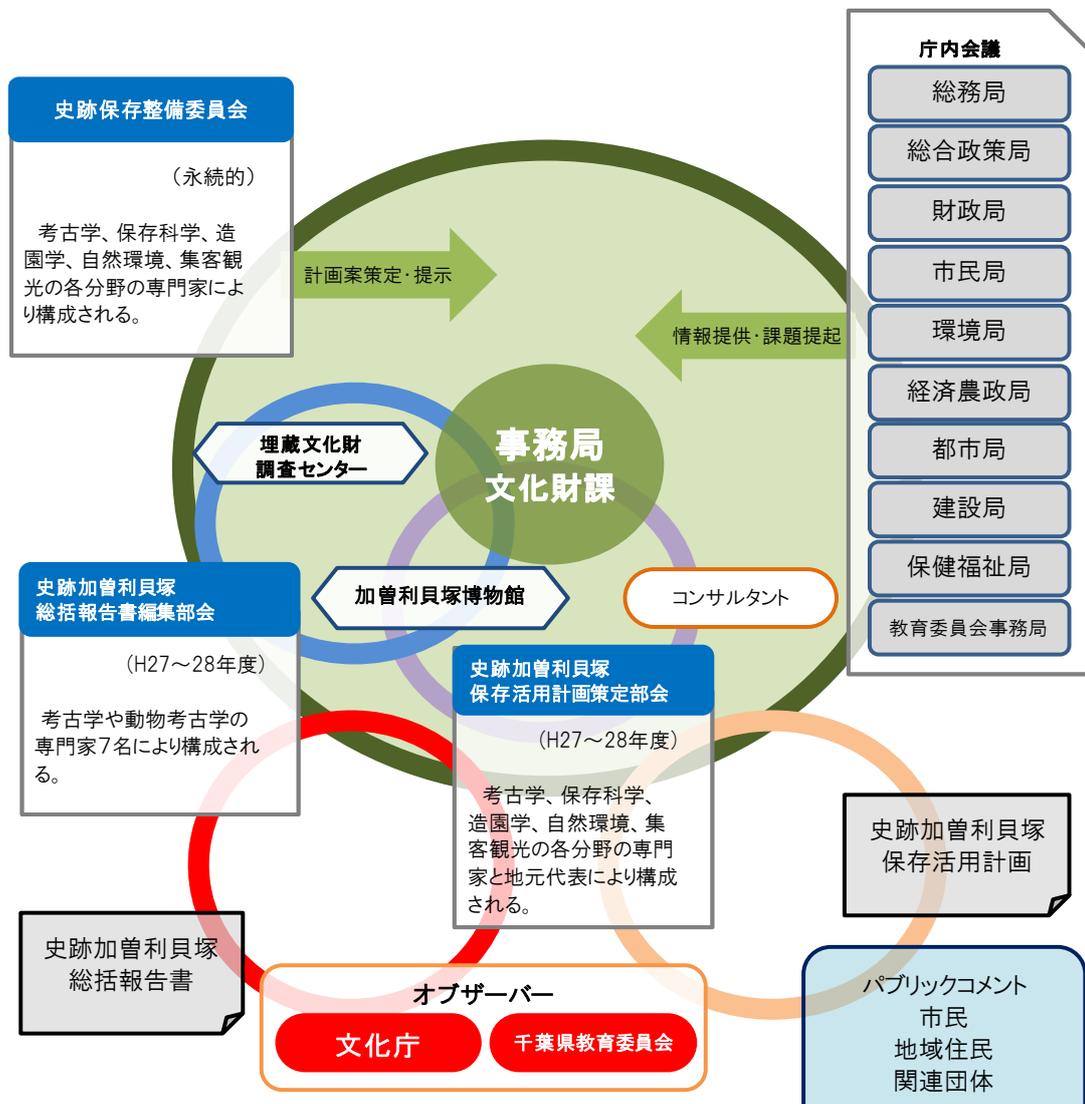


図1-2: 史跡保存及び整備の体制

第1章 計画策定の目的と沿革

表1-1: 千葉市史跡保存整備委員会構成委員

No.	氏名	所属	専門分野	役職
1	岡本 東三	千葉大学名誉教授	考古学	委員長
2	青木 繁夫	東京芸術大学客員教授	保存科学	副委員長
3	赤坂 信	千葉大学教授(H28年より名誉教授)	造園学	委員
4	設楽 博己	東京大学教授	考古学	委員
5	高橋 龍三郎	早稲田大学教授	考古学	委員
6	竹内 恵智郎	千葉市中心市街地まちづくり協議会会長	集客観光	委員
7	中村 俊彦	(公財) 日本自然保護協会参与	自然環境	委員

表1-2: 史跡加曽利貝塚保存活用計画策定部会構成委員

No.	氏名	所属	専門分野	役職
1	赤坂 信	千葉大学教授(H28年より名誉教授)	造園学	部会長
2	設楽 博己	東京大学教授	考古学	副部会長
3	岡本 東三	千葉大学名誉教授	考古学	委員
4	青木 繁夫	東京芸術大学客員教授	保存科学	委員
5	高橋 龍三郎	早稲田大学教授	考古学	委員
6	武 孝夫	元ほおじろ台自治会会長	地元代表	委員
7	竹内 恵智郎	千葉市中心市街地まちづくり協議会会長	集客観光	委員
8	中村 俊彦	(公財) 日本自然保護協会参与	自然環境	委員

表1-3: 史跡加曽利貝塚総括報告書編集部会構成委員

No.	氏名	所属	専門分野	役職
1	高橋 龍三郎	早稲田大学教授	考古学	部会長
2	佐藤 孝雄	慶應義塾大学教授	動物考古学	副部会長
3	石川 日出志	明治大学教授	考古学	委員
4	泉 拓良	京都大学特定教授	考古学	委員
5	大貫 静夫	東京大学教授	考古学	委員
6	岡本 東三	千葉大学名誉教授	考古学	委員
7	設楽 博己	東京大学教授	考古学	委員
8	藤尾 慎一郎	国立歴史民俗博物館副館長	考古学	委員

表1-4: 指導・助言機関

No.	氏名	所属	役職	年度	担当
1	水ノ江 和同	文化庁記念物課	文化財調査官	H27~H28	総括報告書
2	浅野 啓介	文化庁記念物課	文化財調査官	H27~H28	保存活用計画
3	大内 千年	千葉県教育庁教育振興部文化財課	主任上席文化財主事	H27	総括報告書
4	加納 実	千葉県教育庁教育振興部文化財課	埋蔵文化財班長	H28	総括報告書
5	矢本 節郎	千葉県教育庁教育振興部文化財課	主任上席文化財主事	H28	保存活用計画
6	神野 信	千葉県教育庁教育振興部文化財課	主任上席文化財主事	H27~H28	保存活用計画

(敬称略)

表1-5: 史跡加曾利貝塚保存活用計画策定部会開催概要

	開催日	開催場所	検討内容
第1回	平成27年7月8日	加曾利貝塚博物館	臨時委員の委嘱及び、部会長・副部会長の選任。 史跡加曾利貝塚の概要説明および現地視察。
第2回	平成27年10月19日	千葉市教育委員会事務局 第1会議室 (千葉ポートサイドタワー 12階)	資料整理進捗報告及び史跡構成要素の精査。 復原集落周辺の環境整備事業の検討。
第3回	平成28年8月18日	千葉市教育委員会事務局 第2会議室 (千葉ポートサイドタワー 12階)	保存活用計画事務局案の検討。 博物館の移転と候補地について説明。
第4回	平成28年10月5日	千葉市教育委員会事務局 第1会議室 (千葉ポートサイドタワー 12階)	保存活用計画事務局案の検討。



図1-3: 部会開催風景

2 計画策定事業の経過

史跡の保存・管理・活用を円滑に進めるため、以下の業務委託を実施し、境界の確認、ベースマップの整備、自然環境調査のとりまとめを行いました。

(1) 測量関連委託

「基準点測量及び史跡境界確認測量」

- ・今後の整備をしていく上で必要となる3級及び4級基準点の設置。
- ・亡失している史跡境界杭の復元。

「地理情報整備」

- ・既存図面や航空写真等のデジタル化。
- ・地理情報システム(GIS)背景図の整備。

(2) 自然環境関連委託

「自然環境調査のとりまとめと更新」

- ・これまで加曾利貝塚周辺で行われた自然環境調査や関連する文献をとりまとめ、この地域の自然環境を概観する。
- ・平成2(1990)年度作成の現存植生地図の更新。

「自然環境ワークショップの開催」

- ・加曾利貝塚周辺で自然保護に取り組んでいる方々とワークショップ形式で情報交換を行い、過年度の自然環境調査結果の更新や、これからの環境保全対策の方針などについて協議する。



図1-4:ワークショップ開催の風景

「自然環境保全マニュアル作成」

- ・動植物の保全、植栽管理など自然環境を総体として保全していくためのマニュアルの作成。マニュアルの内容は今後の保全活動や自然保護グループとの継続的なワークショップ等を通して、実態に即したものに調整していく。

3 本計画策定上の留意点

本計画は、今後の学術的調査の進展、社会情勢や自然環境の変化を勘案し、概ね10年毎に見直しを行うこととし、長期的視野に立った整備計画の策定及び具体的な改修計画等については、文化庁、千葉県教育委員会の指導のもとに実施することとします。

第2章 史跡の概要

第1節 史跡加曾利貝塚の概要

加曾利貝塚は標高約30～32mの下総台地の縁辺に位置し、東側には浸食谷しんしょくだにを流れる坂月川が周辺の緑地と相まって、縄文の景観を思わせませす。

この加曾利貝塚は直径約140mの環状(ドーナツ状)に広がる縄文時代中期の北貝塚と、長径約190mの馬蹄形ばていけい(馬のひづめ形)で北東に開口部かいこうぶをもつ、縄文時代後期の南貝塚で構成されています*。二つの貝塚は南北に連結し、8字状あるいはメガネ状の特異な形状をする日本最大級の貝塚として知られています。

*史跡指定の説明文では、北貝塚は直径130m、南貝塚は長軸170mとされていましたが、昭和63(1988)年に作成した1/500詳細地形図と昭和61(1986)年の地中レーダー探査の結果から、想定以上の規模を持つ貝塚であることが分かりました。

明治時代から100年以上の調査・研究の歴史があり、100軒以上の竪穴住居跡やそれ以上の数の貯蔵ちよぞう穴跡、長径19m・短径16mの大型建物跡などが貝層の内外から見つかっています。史跡加曾利貝塚は、貝塚とその周辺に分布する集落を一体的に保存できた稀有な例としても知られ、史跡周辺に保全された緑地とともに縄文の景観を実体験することができます。

ただし、実際に発掘調査された面積は史跡全体の7%未満、貝層部に限ると3%未満に過ぎず、今なお多くの課題と可能性を秘めた遺跡と言えます。



図2-1: 史跡加曾利貝塚を南から望む(平成8(1996)年頃)

北貝塚は加曾利EⅠ・Ⅱ式期を、南貝塚は堀之内ほりのうち1式期から加曾利B1・2式期をピークとし、縄文時代中期から晩期初頭まで貝層の形成が続きました。いずれもイボキサゴとハマグリが主体で、アサリ、シオフキ、マガキなどを含む海水産の貝塚です。貝塚の中からはクロダイ、マダイ、アジ、スズキなどの魚類、シカ、イノシシ、タヌキ、ウサギなどの哺乳類、ガン、カモ、キジなどの鳥類の他、50種類を超える骨などの動物遺存体いぞんたいが検出されています。

第2章 史跡の概要

北貝塚の貝層断面観覧施設では、幅約20m、厚さ約1.8mの巨大なレンズ状に堆積した貝層の実物を見ることができます。この貝層には大きく3つの堆積が認められますが、間層も薄く、全体的に密に詰まっているため、短期間に形成されたものと推定されています。また、同じ北貝塚の北東に位置する住居跡群観覧施設では、昭和40(1965)年に発掘された竪穴住居が保存科学の技術を駆使して、そのままの状態で見ることができます。竪穴住居跡の中に貝が堆積してゆき、やがて貝塚となる様子が臨場感を持って観察できます。

南貝塚の貝層断面観覧施設では、厚さ10cm程度の貝層が数mに渡って間層を挟みながら堆積する状況を見ることができます。その中には意図的に水平に均され、上面に焚火の跡を持つ層も見られることから、一定期間の投棄の後に貝層の上で、当時の人々が生活していた様子が伺えます。また、貝層からは多くの埋葬された人骨や犬の骨が見つかることから、貝塚が単なる廃棄の場ではなく、死者を送る神聖な場所であったとも考えられています。

台地の上にある貝塚から坂月川へ下りる緩やかな斜面に長径19mの楕円形をした大型建物跡が、石棒、土偶、特殊な土器とともに発見されています。ここでは、特別な儀式が行われていたのかもしれませんが。

土器、土製品、石器、骨角器など多くの遺物が出土していますが、中でも、加曾利貝塚の発掘調査で出土した土器によって名づけられた縄文中期の加曾利E式土器と縄文後期の加曾利B式土器は縄文時代の時期区分を示す土器型式として非常に重要な役割を果たしています。



図2-2: 北貝塚の貝層



図2-3: 大型建物跡(東傾斜面)



図2-4: 加曾利E式土器と加曾利B式土器

表2-1: 加曽利貝塚調査研究の歩み

発掘	西暦	年号	初めてのできごと	分析・研究
<考古学黎明期の人骨や遺物収集>				
上田英吉が学会で紹介、学会誌に掲載される	1887	明治20	存在が明らかに。キサゴが多い	(人種論争はじまる)
関東の貝塚地名表に登録された	1892	明治25	遺跡として登録	
採集した土器・石器計8点が東大に寄贈された	1894	明治27	出土遺物の保管	(丘浅次郎が貝塚産貝類63種を図示)
全国の遺跡地名表に登録された	1897	明治30		
東京人類学会第3回遠足会。直後の発掘で初めて埋葬人骨を発見	1907	明治40	初の発掘記録、初の人骨発見	(全国で大量の人骨発掘)
東京人類学会第5回遠足会	1915	大正4	日本一の貝塚という認識が広がる	小田桐健二が出土貝類13種を記載。(江見水蔭の貝塚△キミ屋説=初の大規模貝塚論)
<考古学確立期の探求心溢れる調査研究>				
大山柏の大山史前学研究所が遠足会発掘と測量を行い地形図を作成。A~Dの調査地点が示される。	1922	大正11	8の字状につながる貝層を把握。地点を定めた調査がはじまる	(矢倉和三郎が全国48貝塚の貝を集成)
東大人類学教室がE地点を追加し、発掘。地点と層位による土器の違いが把握される	1924	大正13	土器から年代を知る研究=近代的な考古学の第一歩	八幡一郎が発掘報告。貝層下にも遺物が存在することを確認
汎太平洋学術会議で7か国の学者が小発掘。平瀬信太郎が貝類記載	1926	昭和元		平瀬信太郎が出土貝類を記載。(姥山貝塚で初めて完全な住居跡発掘)
杉山寿茶男が注口土器、異形台付土器、浅鉢を紹介	1927	昭和2		
大山史前学研究所がA地点の南部を発掘。	1928	昭和3	加曽利E式・B式の年代位置づけ	(山崎貝塚で初めてサンプル採取・貝種組成)
第一早稲田高等学院史学部が発掘(～10年)	1934	昭和9	貝層の詳細な観察・記録。粉碎キサゴ・焚火跡に注目	(田沢金吾が貝塚の形状分類)
史前学会見学遠足会発掘、測量図作成	1936	昭和11	発掘地点が地図に記録された	
大宮守誠が一昨年の大山史前学研究所が前年の発掘報告	1937	昭和12	貝層や埋葬人骨の詳細な報告。加曽利貝塚を標式遺跡として土器型式の設定	大宮が焚火跡と粉碎キサゴを観察・考察。大山史前学研究所が人骨出土状況の詳細を記録。山内清男『縄紋土器型式の細別と大別』で加曽利E式、B式を設定。
明大が北貝塚東側を発掘、正確な貝層の測量図を作成。加曽利E IとII式が層区分できることを確認。人骨腰部からイモガイ製品出土	1958	昭和33	土器型式の細分を確認	(大倉南貝塚で動物骨の種・部位組成を数量化。芹沢長介の大型貝塚=日常消費説)
<保存のための発掘調査と考古学研究の深化>				
北貝塚の2地点を発掘(第1次)。住居群と住居内の人骨群	1962	昭和37	北貝塚の住居群を把握	(酒詰仲男の大型貝塚=物々交換の市場説)
南貝塚の貝層を縦横に切るトレンチ調査(第2次)。中央部の面的な発掘の途中で中断し、翌年埋め戻し	1964	昭和39	南貝塚の貝層・遺構の詳細、中央窪地の晩期包含層を把握	(下総考古学研究会が中峠貝塚の発掘研究)
南貝塚発掘区埋め戻し。北貝塚発掘(第3次)、住居群を調査	1965	昭和40		
北貝塚発掘(～42年。第4次)、貝層断面を確認	1966	昭和41	発掘断面を露出展示	博物館開館、東京湾の貝塚文化をテーマとする
北貝塚発掘(第5次)、東傾斜面発掘(第6次)	1968	昭和43	後期中葉のテラス状遺構を発見	
	1969	昭和44		庄司克が南貝塚貝層下部平坦面の焚火跡を報告
東傾斜面確認調査(～47年。第7次)。早前期遺構発見。北貝塚国史跡指定	1970	昭和45	中後期遺構の広域分布を確認	新井司郎による縄文土器製作技術研究
	1972	昭和47		堀越正行が貝塚分布から集落・社会を考察
東傾斜面発掘(第8次)。大型建物跡発見、石棒や異形台付土器を伴う	1973	昭和48	干貝加工場説発表。大型建物跡の発見	新井司郎『縄文土器の技術』刊行。後藤和民の大型貝塚=干貝加工場説
	1974	昭和49	干貝加工場説の根拠が示される	堀越正行が貝塚論を総括、貝層中の焚火跡から干貝生産を想定、後藤説を支持。千葉市史で干貝加工場説の根拠が示される
『加曽利貝塚I』刊行(第1次調査報告)	1975	昭和50	遺構・遺物の個別記載、人骨の解剖学的記載	初めて今日的な体裁の報告
『加曽利南貝塚』刊行(第2次調査報告)	1976	昭和51	南貝塚大発掘、遺跡の立地・地形の分析成果	『千葉市史資料編1』に遺構・遺物の写真・実測図が多数掲載された。
西外縁部工事立会(第12次)。『加曽利貝塚III』(第3・4次)、『加曽利貝塚IV』(第5・6次)刊行。南貝塚・東傾斜面追加指定	1977	昭和52	南貝塚、北貝塚の遺構・遺物の概要が明らかに	
<史跡の整備と学際的な総合研究>				
	1979	昭和54		貝塚夷平らが都川・坂月川の珪藻分析
博物館紀要で第7次調査の概要報告	1981	昭和56	中後期遺構の広域分布を公表	東傾斜面の遺構分布や遺物の内容が報告された。
博物館紀要で第8次調査の概要報告	1982	昭和57	大型建物跡の報告と考察	今井公子が中央窪地の検討、干貝加工場説に疑問を呈す。金子浩昌が動物遺体の研究成果
南側隣接地の県営住宅用地買収と一部着工	1983	昭和58		千葉県の貝塚詳細分布調査報告書刊行
南外縁部確認調査(県文化財センター、第11次)	1984	昭和59		新井重三が縄文時代の石器石材研究成果
調査研究機関・埋蔵文化財調査センター設置	1985	昭和60		
南貝塚～東傾斜面試掘・遺物回収・物理探査(～昭和63年、第9次)	1986	昭和61		富沢威が土器胎土分析。田原裕が花粉分析の成果
田中英世が西外縁部の試掘・踏査等の成果を報告	1987	昭和62	中後期遺構が西側に広がる	
	1988	昭和63		新井重三が石器石材分析の成果
南貝塚IIIトレンチを再発掘(～2年、第10次) 貝サンプル採取・分析	1989	平成元	指定地内初の学術目的の発掘	
	1999	平成11	貝層の詳細分析	樋泉岳二が南貝塚の貝層の研究
	2000	平成12	人骨の集成	木村賢ほか人骨の総合調査
	2001	平成13		阿部芳郎が大型建物跡の研究
	2004	平成16		建石徹ほか黒曜石の原産地分析成果
	2005	平成17	貝層と集落のつき方の研究	阿部芳郎が貝層と集落のつき方を検討
	2008	平成20		諏訪元ほか人骨の分析成果
<過去の総括と新たな整備・活用へ>				
北外縁部1次調査(第13次)。総括報告書作成事業に着手	2012	平成24	北側の遺構分布を確認	忍澤成視らが貝製品の研究。各種分析・研究に着手
北外縁部2次調査(第13次)	2014	平成26		

第2節 発掘調査と研究成果

加曽利貝塚は日本考古学の黎明期^{れいめいき}の明治20(1887)年に学界に紹介され、明治40(1907)年には東京人類学会による遠足会が開催されました。遠足会自体は人骨や遺物の収集といった内容でしたが、多くの人骨と遺物が発見されたことで、その後の研究に繋がっていきました。

加曽利貝塚が標準遺跡となり、土器型式にその名前が付けられたのは、縄文時代中期の「加曽利E式土器」と縄文時代後期の「加曽利B式土器」です。この名称は史前学会が大正11(1922)年に詳細な地形測量を行い、発掘調査地点を記録した際に使用した地点名に由来します。もっとも、この調査ではA地点からD地点までしか設定しておらず、E地点は大正13(1924)年に東京大学人類学教室の八幡一郎^{やわた}、山内清男^{やまのうちの}、甲野勇^{こうのいさむ}らが発掘調査の際に設定したものでした。

昭和35(1960)年ごろに持ち上がった宅地造成計画によって破壊の危機に直面するも、熱心な市民らによる保存運動が功を奏し、保存への道が開かれました。

昭和37(1962)年からはじまる保存のための発掘調査では、いくつもの新発見が報告され、その重要性が明らかになりました。これを契機に市民による保存運動が活発になり、加曽利貝塚の全域保存への道が開かれました。その後、多くの研究者らによって、動物遺体、貝成長線、古環境、土器胎土分析^{たいど}、集落論、石材原産地推定など様々な切り口から、加曽利貝塚を研究する試みがなされてきました。

しかしながら、教育委員会内部において、これらの調査研究を検証し、自分たちの史跡として、解釈する努力が足りませんでした。そのため平成24(2012)年度から、これまでの発掘調査成果を取りまとめる『史跡加曽利貝塚総括報告書』の作成に着手し、加曽利貝塚の特徴の一端が理解できるようになりました。

一方で、これまでの発掘調査は史跡指定面積の7%程度しかないため、分からないことも多く見つかりました。そこで本市では、平成29(2017)年度から本計画に基づき発掘調査を継続的に行い、加曽利貝塚の全体像の究明に努めていきます。



図2-5:昭和37(1962)年の発掘調査風景

表2-2: 本格的な発掘調査とその成果

	調査年度 調査目的	調査主体	調査概要	発掘 面積	調査成果
1	昭和37(1962)	千葉市教育委員会 委託: 千葉市文化会 (武田宗久)	北貝塚東側貝層部2か所 (第1・第2地点)の試掘	109㎡	・竪穴住居跡7基(加曾利EⅠ～B2式)を確認 ・第2地点の加曾利B2式期住居より人骨5体発見。 ・北貝塚は縄文中期～後期の集落であることを確認。
	加曾利貝塚の重要性を確認し、保存運動を推進する。				
2	昭和39-40(1964-65)	千葉市教育委員会 委託: 日本考古学協会 加曾利貝塚調査団 (団長 滝口宏)	南貝塚の貝層部全体を対象とし、幅2m、長さ170mのトレンチを東西、南北に6本設定。	1,612㎡	・南貝塚は南東部に開口した馬蹄形貝塚で、中央に貝層堆積はなく、遺構も少ないことを確認。貝層下や周辺部には阿玉台～安行Ⅲb式期の住居跡32基。住居群の内側に大型ピットが偏在。 ・埋葬人骨27体、土器棺墓4基を発見。
	工事建設に伴う記録保存調査及び保存のための確認調査				
3	昭和40(1965)	千葉市教育委員会 委託: 加曾利貝塚調査団 (団長 滝口宏)	北貝塚東側貝層部2か所 (第1・第2住居跡群調査区)	464㎡	・竪穴住居跡32基を発見(加曾利EⅡ式期主体) ・貝層の形成時期は、第1調査区は後期掘之内Ⅰ式期、第2調査区は中期加曾利E式期が主体を占める。
	野外施設建設に伴う予備調査				
4	昭和41-42(1966-67)	千葉市教育委員会 委託: 加曾利貝塚調査団	北貝塚西側貝層部にA、B、Cの長さ25mのトレンチを3本設定し、貝層断面を調査。	349㎡	・厚さ1～2mの貝層堆積(加曾利EⅡ主体)を確認。 ・貝層下より阿玉台～加曾利EⅡの住居跡15基を発見。 ・北貝塚における貝殻投棄の位置や方向は時期によって変動することを確認。
	野外施設建設に伴う予備調査				
5	昭和43(1968)	千葉市教育委員会 委託: 加曾利貝塚調査団	北貝塚南側貝層部末端から中央部分にかけて、幅1m長さ29mのトレンチを設定。	230㎡	・貝層部周辺から、竪穴住居跡13基(中期11、後期2)を発見。中期は貝層の内側に、後期は貝層の外側に分布。 ・中央広場より、中期土器片の集中投棄の跡を発見。 ・埋葬人骨3体、埋葬犬骨2体(いずれも中期)を発見。
	野外施設の電気ケーブル埋設工事に伴う予備調査				
6	昭和43(1968)	千葉市教育委員会 委託: 加曾利貝塚調査団	北貝塚東側傾斜面下部に東西20m、南北30mの調査区を設定。	364㎡	・加曾利B2式期のテラス状遺構が発見され、その覆土中より石棒・垂飾等の特殊遺物が出土し、生産・生活用具は乏しい。
	旧大須賀家移築に伴う事前調査				
7	昭和45-47(1970-72)	千葉市教育委員会 委託: 加曾利南貝塚調査団 (団長 武田宗久)	南貝塚の東側斜面一帯に、4mグリッドを設定し、遺構の確認調査を行う。	5,519㎡	・早期の炉穴、前期～後期の住居跡、中期の貯蔵穴群を発見し、傾斜面一帯も縄文集落の範囲内であると確認。 ・住居跡14基中、小規模の貝塚を伴うものは5基。 ・坂月川に面する、東傾斜面先端部を船着場と推定。
	市立老人ホームの建設に伴う予備調査				
8	昭和48(1973)	千葉市教育委員会 委託: 加曾利南貝塚調査団	北貝塚の東傾斜面中腹に30m×30mの調査区を設定。	574㎡	・加曾利B2式期の長径19m、短径16mの大型竪穴が発見され、3重の柱穴列がめぐり、外側回廊部に炉跡が点在。 ・床面より石棒、異形台付土器、垂飾・土偶のみが出土。 ・この一帯が祭祀場であったことが分かる。
	博物館の防火貯水槽設置に伴う予備調査				
9	昭和61-63(1986-88)	千葉市教育委員会 委託: 歴史環境計画研究所	南貝塚全域の遺構分布の傾向を概査するため、物理探査と試掘調査を行う。	266㎡	・レーダー探査で反応があった箇所や反応がなかった箇所を検証するために幅2mのトレンチを10か所調査。 ・植栽工事予定箇所の試掘調査。100か所以上。
	史跡整備に伴う予備調査				
10	平成元-2(1989-90)	千葉市教育委員会 委託: 歴史環境計画研究所	史跡整備に伴う確認調査	966㎡	・植栽、南貝塚貝層断面観覧施設、復元住居などの整備に伴う確認調査。貝層断面観覧施設は第2次調査Ⅲトレンチの再調査。
	史跡整備に伴う事前調査				
11	昭和59(1984)	千葉県文化財センター	対象エリアの14%の面積でトレンチを設定し、遺跡の広がりを確認。	2,618㎡	・史跡に隣接する調査区北側で中期の住居跡と土坑を確認。このエリアは団地内の公園として現地保存。 ・対象エリアの南側2/3は削平されていることを確認したが、中期から後期の土器が散布している。
	県営桜木第二団地建設のための確認調査				
12	-	千葉市教育委員会	史跡隣接地での開発工事に係る埋蔵文化財の有無確認。	130㎡	・ガス管埋設や排水溝埋設など調査面積が狭いため、詳しい状況は明らかになっていないが、いくつかの地点で土器片が出土している。
	西外縁部工事立会い				
13	平成24・26(2012・14)	千葉市教育委員会	史跡の範囲確認調査	728㎡	・史跡北側に集落が広がっていることを確認。この成果を基に平成28年度に追加指定申請。
	加曾利貝塚限界確認調査				
発掘調査面積				13,929㎡	*指定地外の調査面積含む。

第2章 史跡の概要

*囲みの番号は表2-2に対応する。

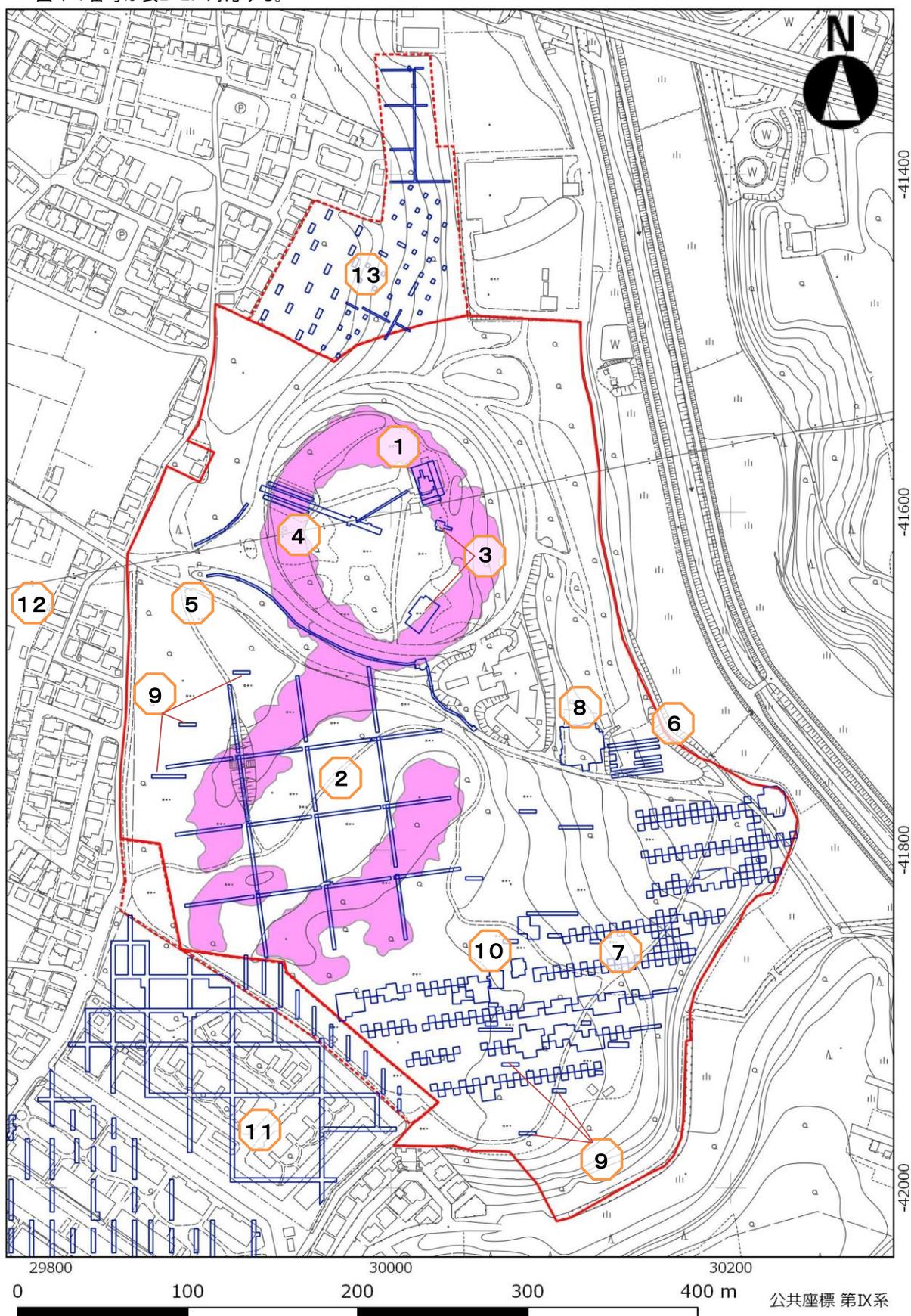


図2-6: 史跡内発掘調査範囲

第3節 史跡指定状況

1 指定に至る経緯

昭和35(1960)年8月、宅地造成を計画していた郵政省互助会は加曾利貝塚周辺の用地買収をすすめ、翌年の秋には雑木林の伐採を終えていました。展示会用の写真撮影のため、偶然、現地を訪れた千葉市文化財保護審議会メンバーであった武田宗久^{たけだむねひさ}は、杭を打ち込まれ工事が開始されようとしている場面に遭遇しました。

切迫した事態に千葉市文化財保護審議会は、全会一致で保存のための発掘調査を了承し、昭和37(1962)年8月3日から16日間の緊急発掘が行われることとなりました。発掘作業は県立千葉高等学校郷土研究クラブ、市立加曾利中学校考古学クラブ、早稲田高等学院生徒有志、早稲田大学学生有志など、多くの学生や地元の方々が参加して行われました。発掘調査終了後は掘削したトレンチの埋戻しを1か月延期し、遺跡の重要性を市民に訴えるために一般公開しました。

昭和38(1963)年2月14日、日本考古学協会が『加曾利貝塚保存に関する要望書』と題して「1. 加曾利貝塚を直ちに指定史跡にすること、2. その全域を買上げること、3. 現地を公園化し、野外博物館的施設をつくること」の3項目を掲げ、同年4月27日の第29回総会において、これを可決しました。

第43回国会では加曾利貝塚の保存についての議論が行われ、全国的な保存への機運が高まり、地元千葉でも同年6月21日に「加曾利貝塚を守る会」が設立されました。千葉駅前などで行われた街頭署名で多くの賛同者を得たことにより、千葉市は北貝塚の用地買収を進めることとなりました。

南貝塚についても、千葉市と加曾利貝塚を守る会は連名で日本考古学協会に発掘調査を依頼し、第30回総会において「学術調査によって重要性を明らかにし、保存の実現を計るべきである」という意見が採択され、加曾利貝塚発掘調査団が組織されました。この調査の結果、改めて加曾利貝塚の重要性が再認識され、貝塚の保存運動は全面保存、加曾利貝塚博物館の開館、史跡指定へと結実し、大型貝塚の全域とその周辺環境は一体として保護されることとなりました。

史跡としては昭和46(1971)年に北貝塚が指定され、6年後の昭和52(1977)年に南貝塚が追加指定を受けています。昭和54(1979)年からは、史跡整備基本構想策定委員会を設置し、史跡整備基本構想の検討に着手しました。これは全国初の試みであり、国内の史跡整備に対する考え方や進め方を大きく変える要因となりました。

昭和61(1986)年には、発掘調査で縄文時代早期から後期にかけての炉跡や住居跡が多数発見された南貝塚の東傾斜面を追加指定しました。この後、5年をかけて南貝塚貝層断面施設の建設、竪穴住居、解説板、園路等の整備、縄文の植栽を復原するための計画的な植樹など、南貝塚を中心とした史跡整備が行われました。

平成24(2012)年と平成26(2014)年に行われた史跡範囲の限界確認調査の結果、縄文時代中期から後期の竪穴住居跡と貯蔵穴跡が発見され、史跡が北側へ延びていることが確認されました。また、都市計画道路用地として街路建設課が管理してきた南側の隣接地が、平成27(2015)年末の道路計画廃止を受けて、文化財課へ移管されることになりました。これを機に、平成28(2016)年7月末に北側隣接地及び南側隣接地を追加指定するための意見具申^{いけんぐしん}を行いました。

2 指定の状況

(1) 昭和46(1971)年「北貝塚及びその周辺」の指定

昭和46年3月22日、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、加曽利貝塚は史跡指定を受けました。

【官報告示】

官報 第13273号 昭和46年3月22日付け 文部省告示 第87号

【指定理由】

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、史跡の部第1(貝塚)による。

【説明】

千葉市の市街地の東方、都川がなす谷の北側枝谷に面した台地上に位置する縄文時代中期から晩期にかけて形成された貝塚である。貝塚は主として鹹水性*の貝殻等で構成された南北2つの相接する馬蹄形貝塚からなる。北貝塚の直径は130メートル、南貝塚のそれは170メートルを有し、わが国最大級の貝塚である。明治時代以来の発掘調査により、縄文時代中期および後期の標式土器が検出され、関東地方における縄文文化編年の標準遺跡となっている。貝塚の規模、形態および内容がすぐれており学術的価値が高い。

*海水産のこと。

(2) 昭和52(1977)年「南貝塚」の指定

昭和52年9月28日、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、史跡加曽利貝塚は追加指定を受けました。

【官報告示】

官報 第15215号 昭和52年9月28日付け 文部省告示 第186号

【指定理由】

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、史跡の部第1(貝塚)による。

【説明】

加曽利貝塚は、南北2つの環状貝塚からなっており、現在北貝塚が史跡してされているので、今回南貝塚を追加指定して加曽利貝塚の全域を史跡として保護しようとするものである。

(3) 昭和61(1986)年「南貝塚東傾斜面部」の指定

昭和61年8月16日、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により、史跡加曾利貝塚は追加指定を受けました。

【官報告示】
 官報 第17853号 昭和61年8月16日付け 文部省告示 第124号

【指定理由】
 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準、史跡の部第1(貝塚)による。

【説明】
 加曾利貝塚は、縄文時代早期から晩期にかけて形成された日本最大の規模を有するもので、直径130メートルの環状に形成された北貝塚と、直径170メートルの馬蹄形に形成された南貝塚とからなる。今回、南貝塚の指定地に南接する台地の一部に遺構の広がることが確認されたので、これを追加して指定し、その保存を図ろうとするものである。

○文部省告示第百八十六号
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、史跡加曾利貝塚(昭和四十六年文部省告示第八十七号)に次の表に掲げる地域を追加して指定する。
 昭和五十二年九月二十八日
 文部大臣 海部 俊樹

所在地	地 域
千葉県千葉市桜木町	八六番、九三番、一五四番ノ一、一五四番ノ二、一五四番ノ三、一五四番ノ四、一五四番ノ五、一五四番ノ六 右の地域内に介在し、及び北接する道路敷を含む。

官報 第15215号 昭和52年9月28日

○文部省告示第百二十四号
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、史跡加曾利貝塚(昭和四十六年文部省告示第八十七号)及び昭和五十二年文部省告示第百八十六号)に次の表に掲げる地域を追加して指定する。
 昭和六十一年八月十六日
 文部大臣 藤尾 正行

所在地	地 域
千葉県千葉市桜木町	八一番、八二番、八五番ノ一、一九五番ノ一のうち実測一七三番ノ七 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を千葉県教育委員会及び千葉市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

官報 第17853号 昭和61年8月16日

○文部省告示第八十七号
 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。
 昭和四十六年三月二十二日
 文部大臣 坂田 道太

名称	所 在 地
加曾利貝塚	千葉県千葉市桜木町
	一四一番、一四三番、一四四番、一四五番ノ一、一四五番ノ二、一四五番ノ三、一四六番ノ一、一四六番ノ二、一四七番ノ一、一四七番ノ二、一四七番ノ三、一四八番、一四九番ノ一、一四九番ノ二、一四九番ノ三、一五〇番、一五〇番ノ一、一五〇番ノ二、一五〇番ノ三、一五〇番ノ四、一五〇番ノ五、一五〇番ノ六、一五〇番ノ七、一五〇番ノ八、一五〇番ノ九、一五〇番ノ一〇、一五〇番ノ一一、一五〇番ノ一二、一五〇番ノ一三、一五〇番ノ一四、一五〇番ノ一五、一五〇番ノ一六、一五〇番ノ一七、一五〇番ノ一八、一五〇番ノ一九、一五〇番ノ二〇、一五〇番ノ二一、一五〇番ノ二二、一五〇番ノ二三、一五〇番ノ二四、一五〇番ノ二五、一五〇番ノ二六、一五〇番ノ二七、一五〇番ノ二八、一五〇番ノ二九、一五〇番ノ三〇、一五〇番ノ三一、一五〇番ノ三二、一五〇番ノ三三、一五〇番ノ三四、一五〇番ノ三五、一五〇番ノ三六、一五〇番ノ三七、一五〇番ノ三八、一五〇番ノ三九、一五〇番ノ四〇、一五〇番ノ四一、一五〇番ノ四二、一五〇番ノ四三、一五〇番ノ四四、一五〇番ノ四五、一五〇番ノ四六、一五〇番ノ四七、一五〇番ノ四八、一五〇番ノ四九、一五〇番ノ五〇、一五〇番ノ五一、一五〇番ノ五二、一五〇番ノ五三、一五〇番ノ五四、一五〇番ノ五五、一五〇番ノ五六、一五〇番ノ五七、一五〇番ノ五八、一五〇番ノ五九、一五〇番ノ六〇、一五〇番ノ六一、一五〇番ノ六二、一五〇番ノ六三、一五〇番ノ六四、一五〇番ノ六五、一五〇番ノ六六、一五〇番ノ六七、一五〇番ノ六八、一五〇番ノ六九、一五〇番ノ七〇、一五〇番ノ七一、一五〇番ノ七二、一五〇番ノ七三、一五〇番ノ七四、一五〇番ノ七五、一五〇番ノ七六、一五〇番ノ七七、一五〇番ノ七八、一五〇番ノ七九、一五〇番ノ八〇、一五〇番ノ八一、一五〇番ノ八二、一五〇番ノ八三、一五〇番ノ八四、一五〇番ノ八五、一五〇番ノ八六、一五〇番ノ八七、一五〇番ノ八八、一五〇番ノ八九、一五〇番ノ九〇、一五〇番ノ九一、一五〇番ノ九二、一五〇番ノ九三、一五〇番ノ九四、一五〇番ノ九五、一五〇番ノ九六、一五〇番ノ九七、一五〇番ノ九八、一五〇番ノ九九、一五〇番ノ一〇〇

官報 第13273号 昭和46年3月22日

図2-7:官報告示文

第2章 史跡の概要

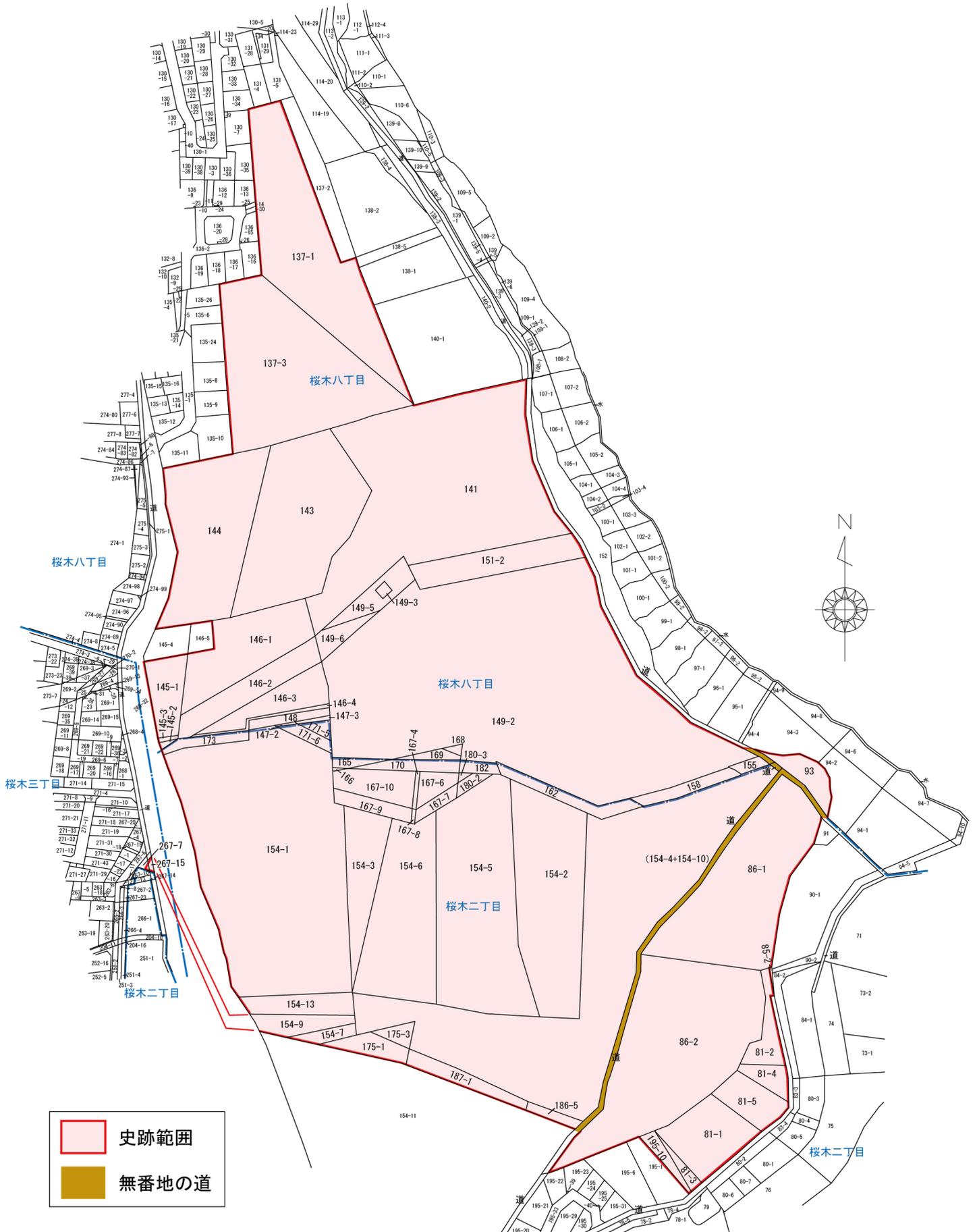


図2-8：史跡指定内公図写し

表2-3：指定地番一覧

指定時の地番				平成29年1月末現在の地番				所有者	異動の原因およびその日付（登記の日付）等
所在	地番	地目	地積 (㎡)	所在	地番	地目	地積 (㎡)		
指定年月日：昭和46（1971）年3月22日									
桜木町	141	山林	13,500.00	桜木 8丁目	141	山林	13,500.00	千葉県	
	143	〃	3,471.00		143	〃	3,471.00	千葉県	
	144	〃	3,355.00		144	〃	3,355.00	千葉県	
	145-1	畑	836.00		145-1	畑	836.00	千葉県	
	145-2	〃	9.91		145-2	〃	9.91	千葉県	
	145-3	〃	36.00		145-3	〃	36.00	千葉県	
	146-1	山林	4,062.00		146-1	山林	4,062.00	千葉県	
	146-2	〃	1,672.00		146-2	〃	1,672.00	千葉県	
	146-3	〃	2,198.00		146-3	〃	2,198.00	千葉県	
	146-4	〃	125.00		146-4	〃	125.00	千葉県	
	147-1	〃	—		—	—	—	千葉県	154-1に合筆
	147-2	山林	89.00		147-2	山林	89.00	千葉県	
	147-3	〃	109.00		147-3	〃	109.00	千葉県	
	148	〃	257.00		148	〃	257.00	千葉県	
	149-2	〃	20,734.00		149-2	〃	20,734.00	千葉県	
	149-3	雑種地	59.00		149-3	雑種地	59.00	東京電力	
	149-5	山林	519.00		149-5	山林	519.00	千葉県	
	149-6	〃	426.00		149-6	〃	426.00	千葉県	
	151-2	〃	1,461.00		151-2	〃	1,461.00	千葉県	
	155	〃	195.00		155	〃	195.00	千葉県	
	158	〃	363.00		158	〃	363.00	千葉県	
	162	〃	714.00		162	〃	714.00	千葉県	
	165	〃	3.30		165	〃	3.30	千葉県	
	166	〃	39.00		166	〃	39.00	千葉県	
	167-4	畑	16.00		167-4	畑	16.00	千葉県	
	167-6	〃	138.00		167-6	〃	138.00	千葉県	
	167-7	〃	138.00		167-7	〃	138.00	千葉県	
	167-8	〃	13.00		167-8	〃	13.00	千葉県	
	167-9	〃	195.00		167-9	〃	195.00	千葉県	
	167-10	〃	357.00		167-10	〃	357.00	千葉県	
	168	原野	33.00		168	原野	33.00	千葉県	
	169	畑	304.00		169	畑	304.00	千葉県	
	170	〃	330.00		170	〃	330.00	千葉県	
	171-5	〃	109.00		171-5	〃	109.00	千葉県	
	171-6	〃	234.00		171-6	〃	234.00	千葉県	
	173	〃	340.00		173	〃	340.00	千葉県	
	180-2	山林	102.00		180-2	山林	102.00	千葉県	
	180-3	〃	1.68		180-3	〃	1.68	千葉県	
182	〃	244.00	182	〃	244.00	千葉県			
当初指定面積 (㎡)			56,787.89 (a)	平成29年1月末現在の面積 (㎡)			56,787.89 (d)		
第1次追加指定年月日：昭和52（1977）年9月28日									
桜木町	86	雑種地	15,189.00	桜木 2丁目 8丁目	86-1	雑種地	7,624.00	千葉県	86-1、-2に分筆、地積の変更、錯誤4,757.00㎡→7,624.00㎡。
					86-2	〃	10,431.00	千葉県	
	93	〃	925.00		93	〃	908.00	千葉県	地積の変更、錯誤925.00㎡→908.00㎡。
	154-1	〃	8,343.00		154-1	〃	8,343.00	千葉県	
	154-2	〃	4,760.00		154-2	〃	4,760.00	千葉県	
	154-3	〃	4,220.00		154-3	〃	4,220.00	千葉県	
	154-4	〃	17,509.00		154-4	〃	10,430.00	千葉県	154-4、-10に分筆
	154-5	〃	10,067.00		154-10	〃	7,078.00	千葉県	154-4、-10に分筆
	154-6	〃	8,849.00		154-5	〃	10,067.00	千葉県	
					154-6	〃	8,849.00	千葉県	
内におよび北接する道路敷		里道	—	桜木2丁目86-1と同154-4に挟ま		里道	720.00	千葉県	
				桜木8丁目93に接する道路敷		里道	259.00	千葉県	
第1次追加指定申請面積			69,862.00 (b)	平成29年1月末現在の面積			73,689.00 (e)		
第2次追加指定年月日：昭和61（1986）年8月16日									
桜木町	81	山林	1,127.00	桜木 2丁目	81-1	山林	1,310.00	千葉県	■昭和62年3月26日：195-1を195-1、-8、-9に分筆。指定範囲は195-8の一部と195-9に含まれる。■昭和62年10月13日：81に82、85-1、195-7、-9を合筆。■昭和63年2月17日：81を81-1、-2に分筆。■昭和63年3月11日：195-1に195-8を合筆。指定範囲は195-1の一部に含まれる。■昭和63年3月25日：195-1を195-1、195-10に分筆。指定範囲を195-10として分筆。■昭和63年3月25日：81-1を81-1、-3に分筆。■昭和63年10月26日：81-1を81-1、-4に分筆。■平成元年11月27日：81-1を81-1、-5に分筆。■平成2年11月26日：81-1の地積の変更。錯誤1,253.00㎡→1,310.00㎡。■平成18年2月6日：所在の変更。
	82	〃	267.00		81-2	〃	1,140.00	千葉県	
	85-1	〃	895.00		81-3	〃	198.00	千葉県	
	195-1の一部	〃	1,736.31		81-4	〃	833.00	千葉県	
	195-7	〃	961.00		81-5	〃	762.00	千葉県	
			195-10	〃	801.00	千葉県			
第2次追加指定申請面積			4,986.31 (c)	平成29年1月末現在の面積			5,044.00 (f)		
第3次追加指定年月日：平成28年(2016)年7月19日									
				桜木 2丁目	154-7	公衆用道路	244.00	千葉県	
					154-9	公衆用道路	587.00	千葉県	
					154-13	雑種地	713.00	千葉県	
					175-1	公衆用道路	762.00	千葉県	
					175-3	山林	50.00	千葉県	
					186-5	公衆用道路	216.00	千葉県	
					187-1	公衆用道路	1,279.00	千葉県	
					267-7の一部	公衆用道路	17.91	千葉県	
				桜木 3丁目	267-15の一部	公衆用道路	41.54	千葉県	
					137-1	山林	4,924.00	個人	
				桜木 8丁目	137-3	山林	6,699.00	個人	
					桜木 2丁目	185-5に接する道路	里道	50.00	千葉県
第3次追加指定申請面積			15,583.45 (g)	平成29年1月末現在の面積			151,104.34 (d+e+f+g)		*登記簿上の面積。
史跡指定面積 (㎡)			131,636.20 (a+b+c)	史跡指定面積 (㎡)			151,104.34 (d+e+f+g)		

3 指定地の状況

史跡加曽利貝塚は千葉市若葉区桜木2丁目および桜木8丁目にまたがる坂月川右岸の台地上に位置しています。史跡の東側は市道を挟んで坂月川沿いに、水田や休耕田が連なっています。北側は千葉市桜木園、西側は市道を挟んで住宅地、南側は県営桜木第2団地が隣接しています。

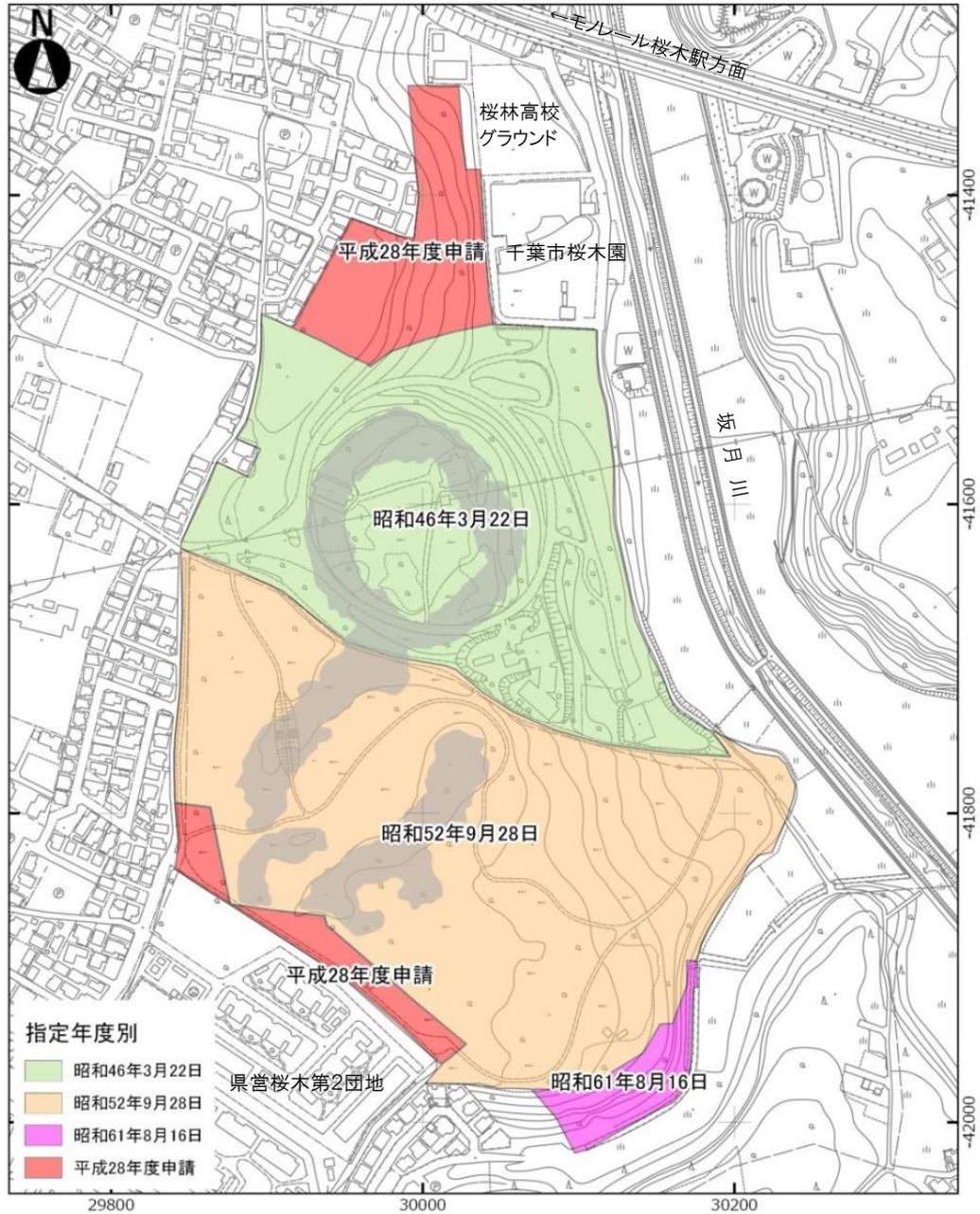


図2-9: 指定年度別史跡範囲

(1) 土地所有

史跡指定地は99%以上が公有地化され、千葉市によって保護されています。59㎡の民有地一筆は北貝塚の東側にある送電鉄塔用地として、株式会社東京電力パワーグリッド千葉総支社が保有しています。

平成28(2016)年度に新たに追加申請した15,583.45㎡のうち、北隣接地の11,623㎡は民有地となるため、この追加申請が認められた場合、公有地の割合は約92.3%となります。

(2) 土地利用

指定地の全域は史跡公園として公開されており、博物館や野外観覧施設、復原住居などが設置されています。一部に舗装された園路はありますが、史跡のほとんどは貴重な動植物が生息する樹林と草地に被われています。史跡の東側を坂月川と並走する未舗装道路は、一般車の往来はありませんが、現在でも認定道路となっております。

(3) 管理状況

史跡加曽利貝塚は千葉市、個人と電力関連企業によって所有されています。文化財保護法では史跡の管理は、その所有者が行うことと定められていますが、史跡全体を適切に保存・管理するために千葉市が管理団体(文化財保護法第百十三条第一項による)の指定を受け、生涯学習部文化財課と加曽利貝塚博物館がその実務を行っています。

貝塚の北側半分は都市公園となっており、都市公園法にもとづく公園管理者として、公園緑地部公園管理課が管理を行っていましたが、史跡整備に向けた取り組みを実施するためには、一元的な管理が望ましいという判断から、平成28(2016)年5月6日より、文化財課へ公園管理者(都市公園法第2条)の権限が移管され、公園としての管理も文化財課と加曽利貝塚博物館が行うことになりました。

4 規制及び関連法規

(1) 文化財保護法

文化財保護法は昭和25(1950)年5月30日に、文化財の保存、活用、国民の文化的向上を目的として制定されました。この中で、加曽利貝塚は埋蔵文化財包蔵地まいぞうぶんかざいほうぞうちと史跡の両方に該当します。埋蔵文化財包蔵地において土木工事などを行う場合、「第6章 埋蔵文化財」の93条および94条が適用されます。

史跡の指定、管理、復旧、現状の変更等については、「第7章 史跡名勝天然記念物」の第109条から第133条に規定されています。また、史跡の現状変更等に関する権限移譲、許可申請等に関しては以下の規則や通知によります。

- ・文化財保護法施行令 (昭和50年9月9日政令第267号)
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届け出等に関する規則
(昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号)
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届け出に関する規則
(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号)
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
(昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号)
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則 (昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号)
- ・文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について
(平成12年3月10日庁保伝第14号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知)

なお、千葉市では「文化財保護法第182条第2項」の規定に基づき、文化財保護法及び千葉県文化財保護条例(昭和30年千葉県条例第8号)の規定による指定を受けていない文化財で、市内に所在し、市にとって重要なものに対して、その保存及び活用に必要な措置を講じることとしています。

これをもって市民の郷土文化に対する理解を深めるとともに、市民文化の発展に資することを目的として、千葉市文化財保護条例(昭和33年10月7日条例第18号)を定めています。

(2) 都市計画法

加曾利貝塚が所在する若葉区桜木2丁目及び8丁目のエリアは市街化区域に該当し、90%以上は「第一種低層住宅専用地域」に指定されています。都市計画道路の計画が北端と南端にあったため一部が「第一種住居地域」に指定されていますが、道路計画自体は平成27(2015)年で廃止されています。第一種住居地域の指定は、当面はそのまま継続する旨、都市計画課より回答を受けています。

「千葉市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(改正 平成19年9月19日 条例第47号)」では、市街化調整区域であっても、駅から1km圏内で、一定の条件を満たしていれば開発が可能となっていますが、史跡の東側を流れる坂月川沿いは両岸とも、低湿地や雑木林を残す貴重な谷津田と里山の景観となっており、対象からは除外される区域となっています(同条例第4条第5号)。

第一種低層住居専用地域 : 建ぺい率50%、容積率100%、高さ制限10m

第一種住居地域 : 建ぺい率60%、容積率200%、高さ制限20m

市街化調整区域 : 原則的に開発行為はできないが、公共施設や既存建物の増改築は認められている。

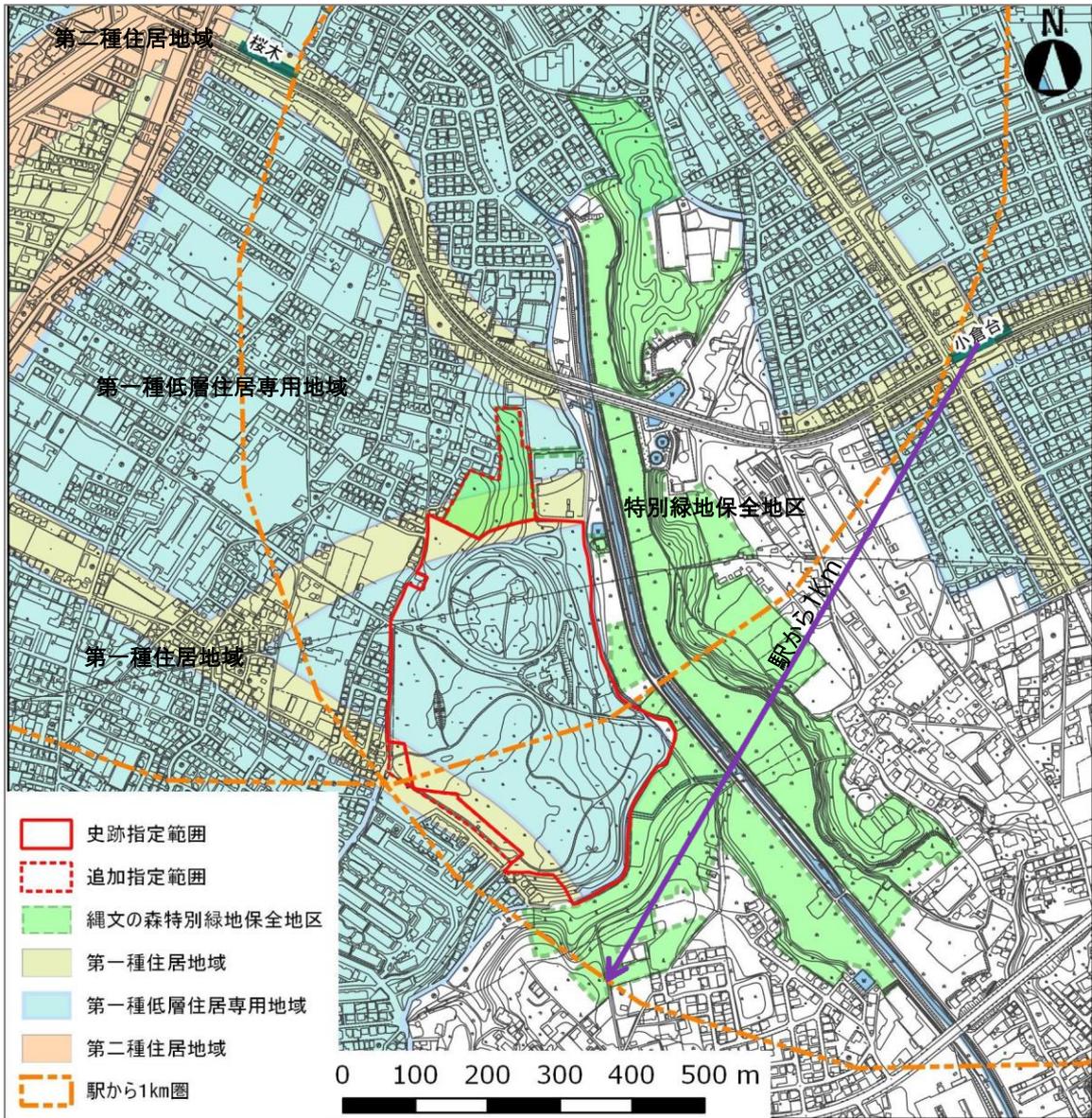


図2-10: 加曾利貝塚周辺の用途地域

(3) 都市緑地法

坂月川周辺の緑地の一部は「縄文の森特別緑地保全地区」に指定されています。特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境を建築行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、無秩序な市街化の防止や公害・災害の緩和などの効果が期待できるもの、歴史的文化的価値や風致・^{ふうち}景観が優れているもの、動植物の生息地などが対象となります。特別緑地保全地区に指定されると、税制的な優遇が受けられますが、原則として、現状のまま永続的に緑地を保全することになります。

なお土地所有者は、行為の制限により土地利用に支障をきたす場合、市に買入れを申し出ることができません。

(4) 都市公園法

史跡加曾利貝塚の北半分は都市公園に指定されています。都市公園は屋外における休息、レクリエーション活動を行う場で、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとなります。そのため、公園内での行為の制限や禁止事項があり、工作物の設置やイベント開催などの際には、事前によく確認し、市長の許可を得ておく必要があります。

平成28(2016)年4月から都市公園部分の管理が、公園管理課から文化財課へ移管され、文化財課が公園管理者として史跡全域を管理することになりました。

(5) 電気事業法

東京電力株式会社が維持管理する送電鉄塔が、加曾利北貝塚の東側に所在しています。この送電鉄塔は事業用電気工作物に該当し、安全にかかわる技術基準や保安規定が定められているため、この周辺での活動に際しては送電線からの安全距離などが厳しく制限されています。

また、博物館や外灯等への電力供給のため、史跡内に電柱や地中ケーブルが埋められています。鉄塔の周辺で工事や発掘調査などを実施する場合は、電気事業法施工規則にある「電気設備技術基準」を確認しつつ、禁止事項等に配慮して、安全に作業する必要があります。

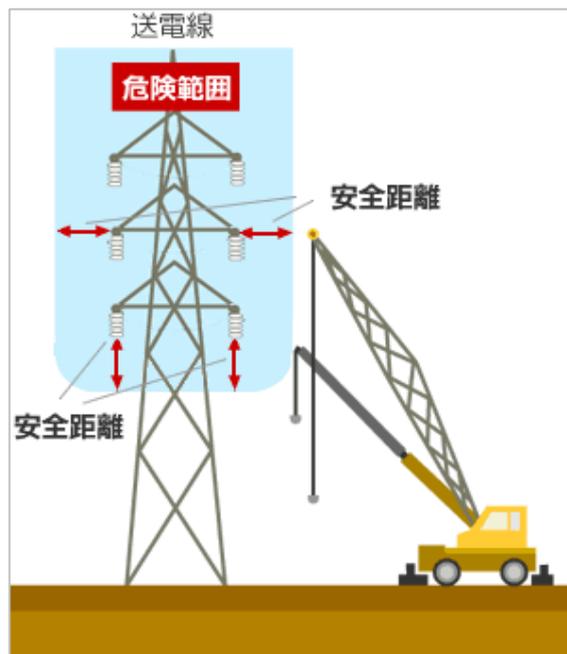


図2-11: 送電線の安全距離

(6) 道路法

一部史跡を横切って坂月川沿いに走る未舗装の認定道路(桜木町28号線)は、市道の管理を行っている千葉県建設局土木部路政課の所管となっています。北貝塚と南貝塚を分ける未舗装の指定道路2路線(桜木町5号線、6号線)は、貝層に悪影響を与える恐れがあり、道路としても機能していなかったため、平成28(2016)年12月8日をもって、廃止となりました。

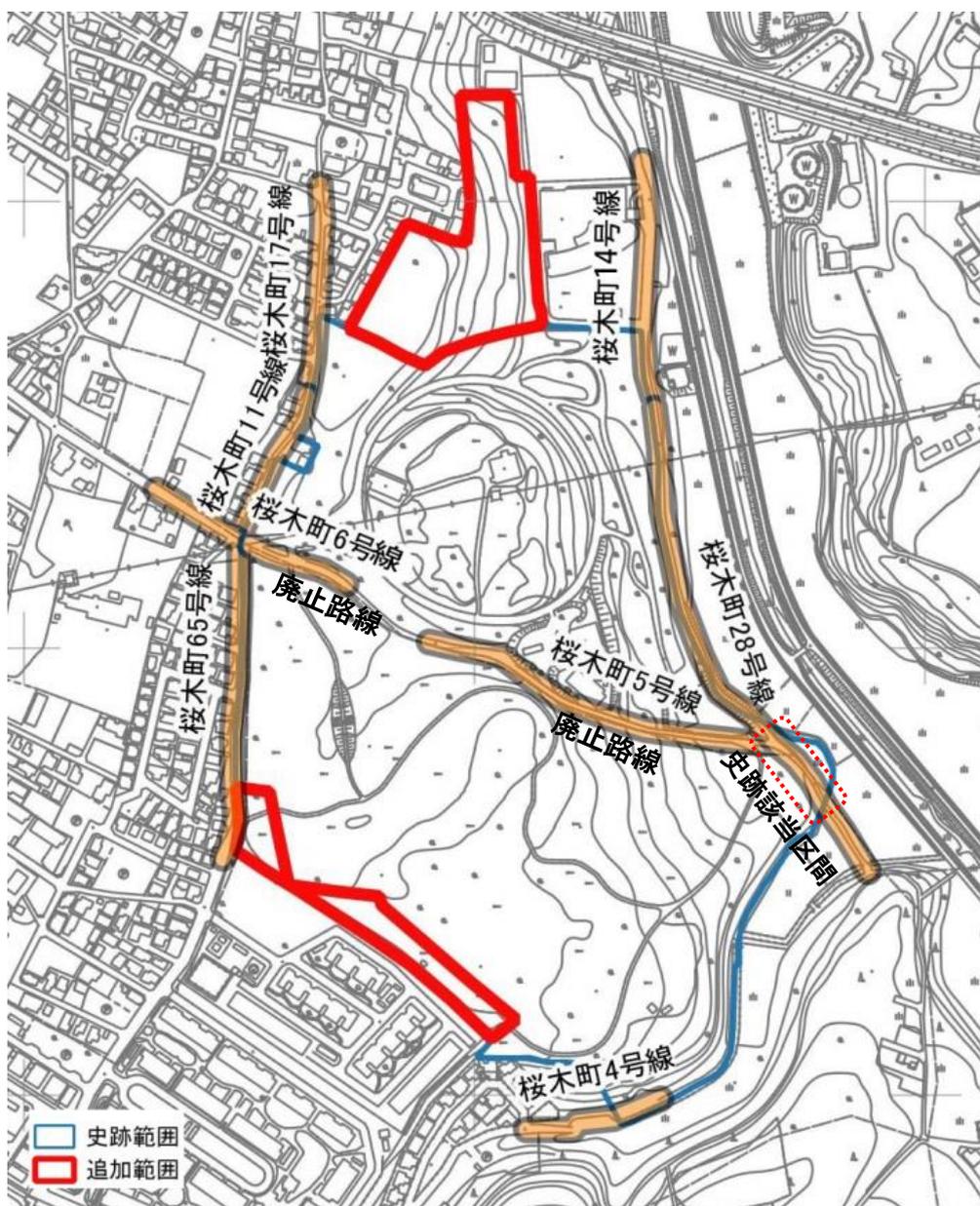


図2-12: 史跡周辺の道路

表2-4: 史跡内道路一覧

No.	種類	路線番号	路線名	最小幅員	最大幅員	延長	史跡該当区間長	備考
1	認定路線	E04028	桜木町28号線	2.73	5.65	350.3	75	未舗装(土)
2	指定道路	XE04005	桜木町5号線	—	—	—	237	2016/12/8廃止
3	指定道路	XE04006	桜木町6号線	—	—	—	53	2016/12/8廃止

(単位:m)

(7) 災害対策基本法

災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として作成された「千葉市地域防災計画」により、加曾利南貝塚は広域避難所の指定を受けています。

広域避難所は大規模な火災が発生したときに、熱や煙などから身を守り、安全を確保できる場所が適しているため、オープンスペースが確保された公園やグラウンド等が指定されます。

(8) 河川法

二級河川^{さかつきがわ}坂月川は、都川の支川であり、その源を若葉区貝塚町の台地に発し、小倉・加曾利地区の台地の水を集めて、都川に合流しています。平成20(2008)年4月より、千葉県より千葉市へ管理が移管され、現在は千葉市が管理者として河川管理を行っています。

この坂月川は豊かな自然環境を残していますが、流域では急速な宅地開発等により雨水の流出量が増大し、浸水被害が発生しています。現在、水害対策のための河川改修が行われているところです。この坂月川の河川改修予定地には遺跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)は確認されておりませんが、工事の際に埋蔵文化財が発見された場合は、文化財保護法の定めに従い、発掘調査を行うことになります。

史跡から見える坂月川と対岸の緑地は縄文時代の借景として非常に重要な役割を果たしており、今後、河川に近い場所での整備も予想されます。この場合、安全対策とともに河川法の規定に抵触しないよう、十分に留意する必要があります。



図2-13: 坂月川の河川改修

第3章 史跡周辺の環境

第1節 自然的環境

1 位置

千葉市は千葉県中西部の東京湾東岸に位置し、東京都心から東へ約40km、空の玄関口である成田空港から南西に約30kmの距離にあります。

市の面積は272km²、沿岸部や台地の平坦部では市街化が進んでいるものの、内陸部では緑豊かな自然環境も残されています。

史跡加曾利貝塚が位置する千葉市若葉区桜木2丁目から8丁目にかかる地域は、千葉市中心市街地のJR千葉駅から東へ約4km、JR都賀駅から東南へ約2kmの距離にある坂つきがわ月川上流域に残された緑地帯の中に位置しています。



図3-1:千葉市の位置

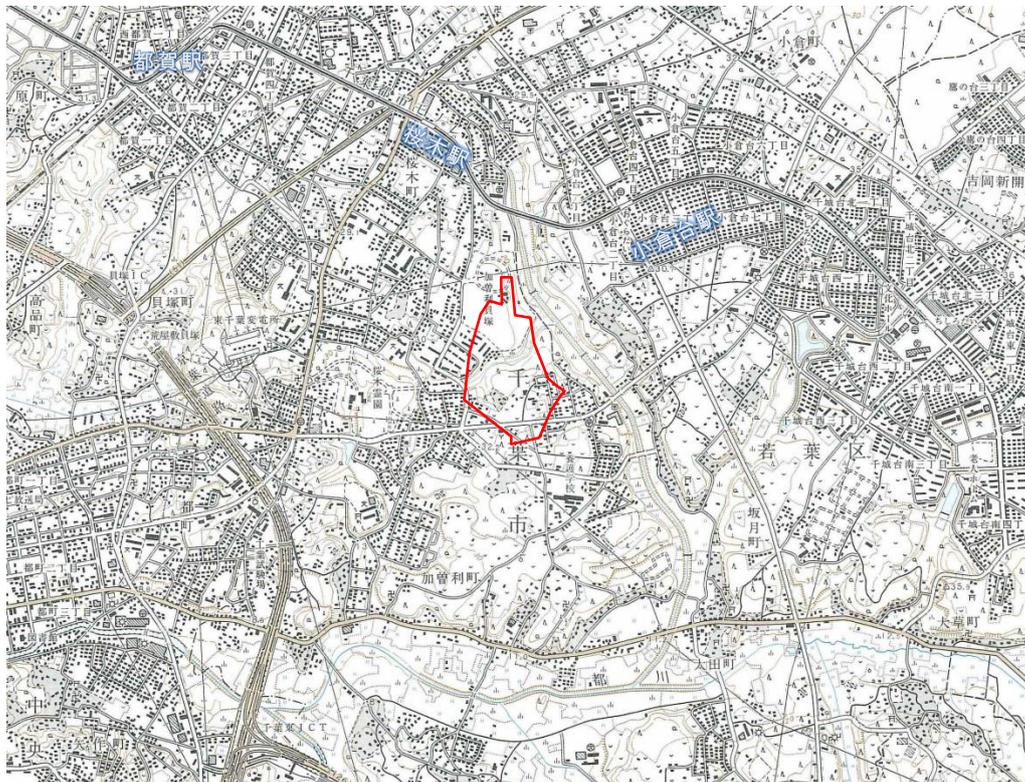


図3-2:史跡加曾利貝塚の位置

2 地形

千葉市の地形は東西での違いが著しく、東は下総台地、西は潮汐平野に分けることができます。下総台地は標高20～40mのなだらかな起伏が続く台地で、加曾利貝塚のある千葉市若葉区桜木周辺では、標高30～32mを測ります。台地は東京湾岸へ向かって階段状に標高が低下してゆき、台地末端で約20mの断崖をもって潮汐平野と接します。(図3-3参照)

台地には花見川、都川などやその支川が浸食谷をつくり、樹木の枝のような地形が刻み込まれています。この独特な地形は谷津と呼ばれ、台地、斜面地、沖積低地という陸環境と、湧水池、湿地、河川という水環境とが両岸に細長く連なり、多様で豊かな生態系を育てています。

市の中央を流下する都川は、市内の河川では最大級の流域面積をもつ代表的な河川で、千葉市緑区高田町の高台に源を発し、坂月川、支川都川(仁戸名川)、葭川などを合流して東京湾へ注ぎます。加曾利貝塚の東側を流れる坂月川は都川の支川のひとつで、千葉市若葉区貝塚町周辺の台地に発し、小倉・加曾利地区の台地の水を集めて坂月町で都川に合流します。

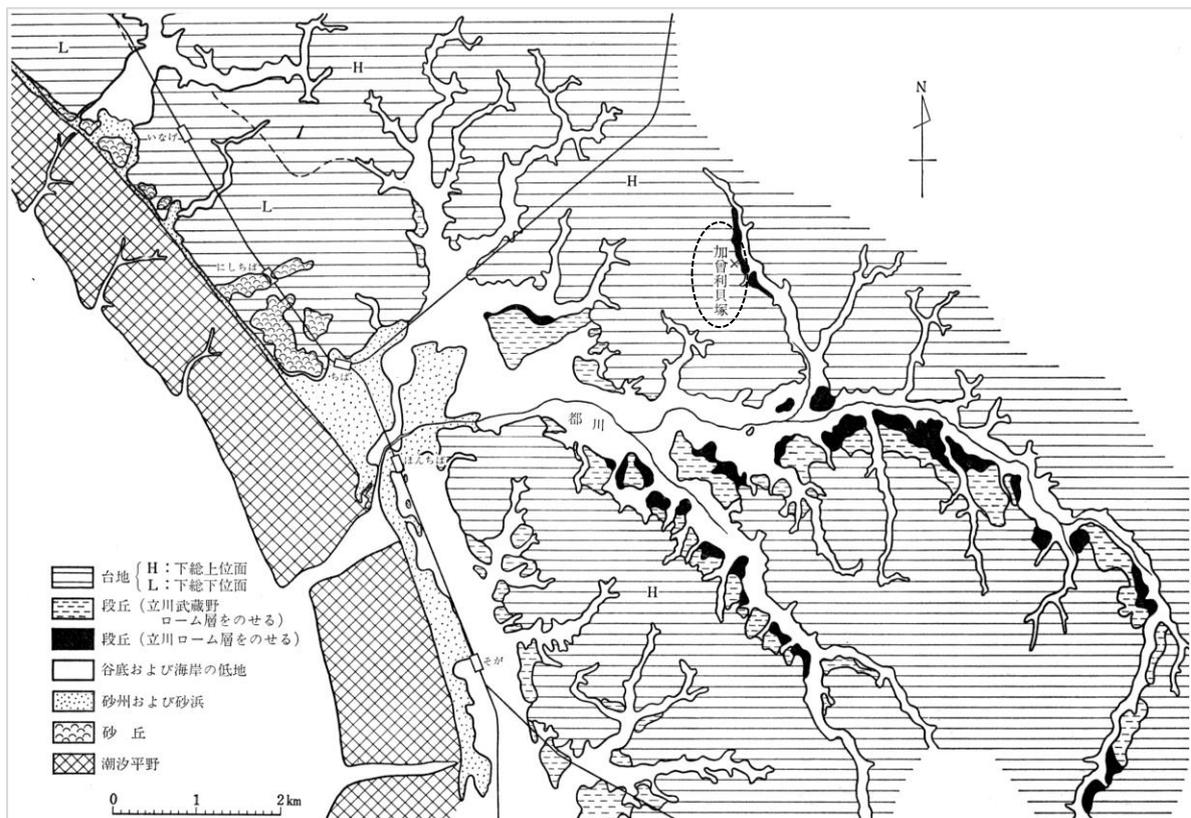


図3-3:加曾利貝塚周辺の地形分類(貝塚・杉原1968)

加曾利貝塚は坂月川が形成した谷津の最奥部西側の台地の上に位置しており、坂月川との比高は約15mです。この坂月川を中心に、加曾利貝塚一帯は「縄文の森特別緑地保全地区」(都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度)に指定されており、千葉市内で縄文時代の景観の面影を残す数少ない貴重な自然となっています。

加曾利貝塚から当時の海岸線までは直線距離で5km、川伝いでは7kmほどの距離がありますが、縄文時代を通じて、坂月川まで海水が流入していたという証拠はありません。縄文海進(縄文時代の海面上昇)の最盛期とされる約6,000年前でも、海水面の上昇は4m前後といわれており、入江化していたのは都川と支

川都川が合流するあたりまでであったと推定されています。

加曾利貝塚で貝塚の形成がはじまった縄文時代中期には、都川の河口であった市街地中心部付近に海成シルトで形成された砂堆が発達しはじめ、貝塚の形成が終わる縄文時代後期には、深さ20mほどの谷は砂によって埋め尽くされ、河口を塞いでしまいました。この砂堆の背後に広がる後背湿地も、堆積物によって埋められ、都川低地を形成しています。

3 地質

(1) 台地

加曾利貝塚周辺の下総台地の基本層序は、表土である黒土、関東ローム層（赤土）、下総層群、上総層群となっています。鮮新世から更新世前期（280万～50万年前）までの海成堆積層である上総層群は、砂岩、泥岩、凝灰質砂礫などから構成され、関東平野一帯に広がっています。

下総層群は更新世中期から更新世後期（50万～8万年前）にかけての海水準変動や隆起運動による離水着水を繰り返す、砂礫層、泥層、貝化石層などから構成されます。中でも貝化石を多く含む木下層は13万～12万年ほど前の海水面上昇（下末吉海進）によって形成された浅海性の堆積層で、貝の種類や分布から当時の気候や水深など様々な情報が得られます。

8万年ほど前は下末吉ローム層を構成する火山灰が降り積もる時期ですが、千葉市域を含む房総半島の大部分は広大な湿地帯であったため、降り注ぐ火山灰は湿地や沼沢地などの水底に堆積し、灰白～灰緑色の粘土層を形成しました。この粘土層は常総粘土層と呼ばれ、下総層群の最上面に位置し、この地域の縄文土器の主な材料として用いられる良質な粘土としても知られています。

海退や隆起運動により房総半島が離水すると、陸上堆積物の風化火山灰層である下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームといった関東ローム層が堆積しはじめます。加曾利貝塚周辺では厚さ3m前後で下総台地を覆っています。関東ローム層下底から数10cm上位に暗褐色のひび割れが発達している部分がありますが、これは火山灰の堆積休止期間が長かったために土壌化した部分と考えられており、これが武蔵野ローム層と下末吉ローム層の境界とされています。

(2) 低地

また、坂月川兩岸の低地は厚さ2～3mの腐植土や泥炭が堆積したもので、昭和51（1976）年のボーリング調査では、約3,000年前から現在までほぼ連続した堆積物が確認されています。（田原豊・中村純1977）

* 加曾利貝塚周辺で行われたボーリング調査の結果は巻末資料5にまとめています。

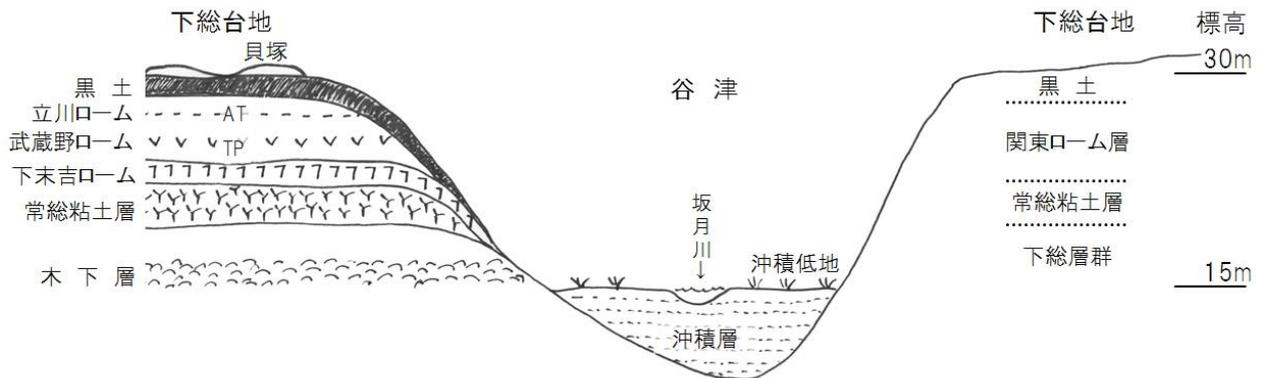


図3-4: 加曾利貝塚周辺地質模式図

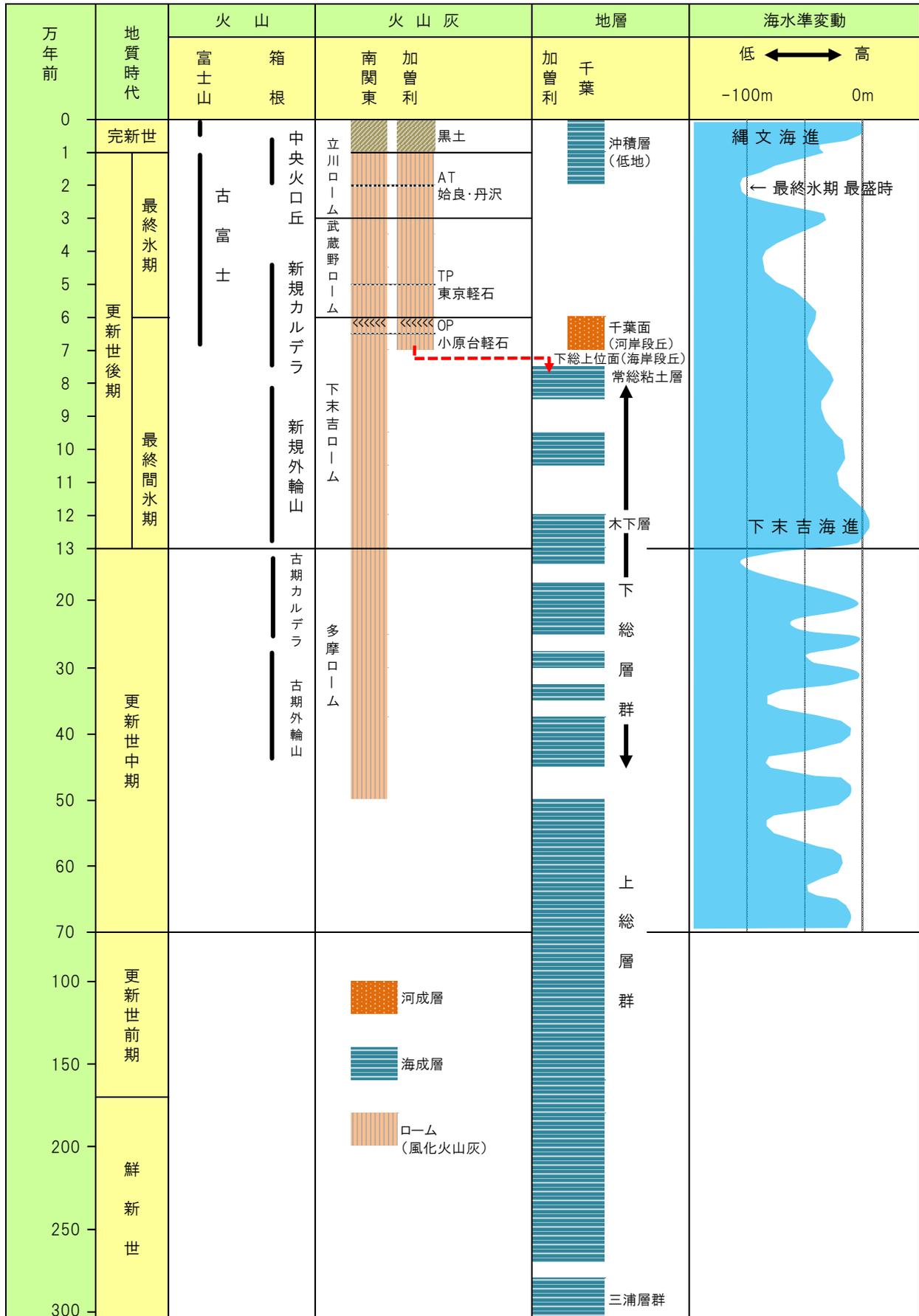


図3-5: 加曾利貝塚周辺の地層編年

4 湧水

下総台地でもっとも浅く水を透しにくい地層(難透水層^{なんとうすいそう})は関東ローム層のすぐ下にある常総粘土層です。この常総粘土層の上部に溜まった水が、台地に深く切り込んだ谷津に出会うことで湧水として流れ出します。加曾利貝塚の東にある斜面からは、水量こそ少ないものの地下水が染み出しています。上流に位置する坂月川ビオトープで自然保護活動をしている坂月川愛好会が行っている水量調査の結果では、ビオトープの水源部だけでも1日平均20tもの水が枯れることなく、流れ出していることが報告されています。

湧水は古来から人間にとって貴重な飲料水であっただけでなく、そこに生息する動植物にとっても重要な役割を果たしており、これからの史跡活用にとっても非常に重要な要素となっています。

今後は湧水の分布状況や水質検査など総合的な見地から調査を行っていきます。

5 気候

千葉市のある房総半島は太平洋側気候の地域に属し、夏季は南東からの湿った季節風の影響を受け多雨多湿、冬季は北西から山越しの冷たく乾いた季節風が吹き少雨乾燥で積雪することはほとんどありません。

表3-1の気温は沿岸部の千葉観測所で気温と降水量を観測した結果です。加曾利貝塚が位置する標高30mの下総台地上では、放射冷却の影響で朝晩の気温がやや低くなる傾向がありますが、概して温暖で過ごし易い気候です。

表3-1:千葉市の気候

気 温	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
最高気温(°C)	9.8	10.2	13.2	18.3	22.3	25.0	28.6	30.5	26.9	21.8	16.9	12.4	19.6
平均気温(°C)	5.7	6.1	8.9	14.0	18.3	21.3	25.0	26.7	23.3	18.0	12.9	8.3	15.7
最低気温(°C)	1.9	2.3	5.0	10.1	14.8	18.4	22.3	23.9	20.5	14.9	9.2	4.4	12.3
雨 量	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総雨量
降水量(mm)	59.6	59.5	110.0	110.4	112.5	149.9	122.5	134.3	200.4	185.9	91.0	51.5	1,387.5

*気温、降水量は千葉観測所の1981年～2011年の平均値。

*千葉観測所：千葉市中央区中央港、標高3.5m。

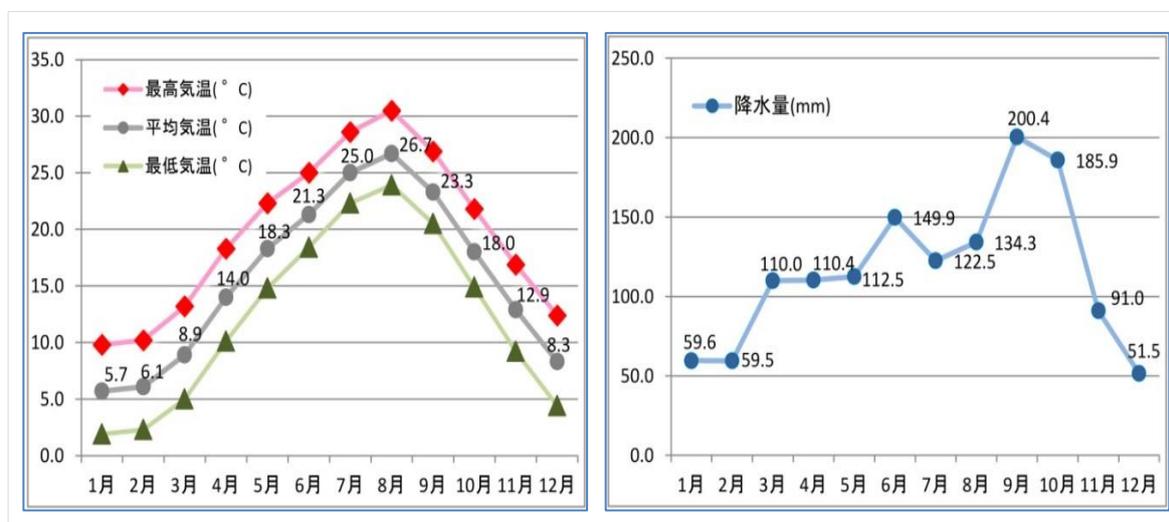


図3-6: 気温と降水量の年間推移

6 動植物

加曽利貝塚を含む坂月川谷一帯は市街化調整区域に指定され、開発には一定の歯止めがかけられているため、豊かな植生が守られ、多種多様な動物が生息しています。

今回の保存活用計画策定に伴い、関連文献等の収集と、これまでに周辺で行われた自然環境調査の結果をとりまとめました。ここで収集できた情報は加曽利貝塚周辺で活動する自然保護グループとのワークショップ等の情報交換を経て、現在の自然環境に即したものに更新し、自然環境の把握に努めています。

確認種類数および重要種種類数は、以下の基準を用いてとりまとめました。

国 : 環境省 第4次 レッドリスト

: 「文化財保護法」による天然記念物指定

: 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」による指定

県 : 千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック(植物編2009年改訂版・動物編2011年改訂版)

市 : 千葉市の保護上重要な野生生物－千葉市レッドデータブック

表3-2: 確認種類数等一覧

分類群	使用文献数	確認種類数	重要種類数	主な重要種	
植物	18	726	109	ミズニラ、サンショウモ、タコノアシ、ミズマツバ、スズサイコ、ミズネコノオ、ゴマノハグサ、ミズオオバコ、キンラン、マヤラン等	
動物	哺乳類	6	7	5	ノウサギ、ニホンリス、アカネズミ、タヌキ、イタチ
	鳥類	8	83	46	ヨシゴイ、クイナ、ケリ、コアジサシ、サンバ、アオバズク、ヒバリ、オオヨシキリ、トラツグミ、ホオジロ等
	爬虫類	4	5	5	ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ
	両生類	9	5	3	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル
	昆虫類	13	354	55	ホソミイトトンボ、ヒメアカネ、ヤマトシリアゲ、ギンイチモンジセセリ、クモガタヒヨウモン、オオムラサキ、ヘイケボタル、ホソカミキリ、エゴヒゲナガゾウムシ、ウミノオバチ等
	クモ類	5	91	3	オニグモ、コガネグモ、ナカムラオニグモ
	魚類	6	7	5	キンブナ、ギンブナ、モツゴ、ドジョウ、ミナミメダカ
	底生動物	8	45	4	マルタニシ、オオアオイトトンボ、ハグロトンボ、ギンヤンマ
植物	—	726	109		
動物	—	597	126		
合計	—	1,323	235		

加曽利貝塚とその周辺では、植物726種、動物597種、合計1,323種の動植物が確認され、さらに、この中の235種は国や県の重要種に指定されています。

分類群ごとの確認種の特徴や傾向については、収集文献から以下に抜粋しました。

(1) 植物

「史跡加曽利南貝塚整備予備調査中間報告書」(千葉市教育委員会、1986)

- ・主に南貝塚草原から66科178種の植物を記載することができ、一般的なススキ草原の種数をはるかに上まわっているこの貝塚の草原は、種類相の上で豊かな内容をもっているといえる。

第3章 史跡周辺の環境

- ・南貝塚の草原に散在分布する樹木の群落は、千葉市内では珍しい光景を見せてくれる。これらの樹木は自然生のもので若木が草刈り等の手入れからのがれて生き残り、年数を経てできあがったものである。

「千葉市加曾利貝塚博物館開館20周年記念特別講座講演集」(加曾利貝塚博物館、1988)

- ・南貝塚草原は割合に豊富な種数の内容をもつものと推定される。これは、草の刈り取りでスキの勢力が抑えられていることに原因があると考えられる。
- ・代表的草原群落構成種は、草原の東北部と中央部の窪地に集中して分布しており、北総台地における代表的な草原群落として、特に保護管理が必要となろう。

「千葉市加曾利貝塚遺跡周辺地域の自然環境調査報告書」(千葉市公園緑地部、1991)

- ・475余種の種子植物を確認し、比較的多い数値といえる。本地域が都市化された地域と接しているにもかかわらず、山林、草原、川沿いの低湿地など多様な環境があることが豊富な種類相をもつ要因であると思われる。分布上注目されるものとして、コシノチク、アベマキ、クロテンツキ、ヤマイがある。
- ・南貝塚では、発掘の際の^{どじょうかくらん}土壌攪乱と毎年の刈り取りによって草原状態が保たれている。ここにはサワヒヨドリ、ノハラアザミ、ゴマノハグサ、レンリソウ、ナンテンハギ、ワレモコウなどが季節ごとに美しく咲き、千葉市では珍しい景観を作っている。
- ・放棄湿地はヨシの純群落になっているところもあるが、部分的に刈り取りが行われているところではヨシの生育が抑えられ、多年生のカンガレイやホタルイなどが生育し、種組成を豊かにしている。
- ・最も多くのシダ植物が見られたのは、貝塚遺跡公園の南に隣接する谷の斜面(桜木町谷壁斜面)であり、次いで坂月川の東側の割合急な斜面(東岸谷壁斜面)であった。坂月川の両岸の水田には、千葉市ではまれなミズニラ、ミズワラビをはじめサンショウモ、オオアカウキクサのような沈水性、浮水性のシダが見られる。

(2) 哺乳類

「千葉市加曾利貝塚遺跡周辺地域の自然環境調査報告書」(千葉市公園緑地部、1991)

- ・加曾利貝塚周辺に残存する斜面林、とりわけ落葉広葉樹二次林は、ノウサギやリス、アカネズミにとってその生存を保証してくれる貴重な場所となっている。

(3) 鳥類

「千葉市加曾利貝塚遺跡周辺地域の自然環境調査報告書」(千葉市公園緑地部、1991)

- ・坂月川沿いの谷津田と、これをはさむ後背地の樹林は、鳥類にとって採餌^{さいじ}、休憩^{ねぐら}の場として極めて恵まれた生息環境にあると思われる。

(4) 昆虫類

「千葉市加曾利貝塚遺跡周辺地域の自然環境調査報告書」(千葉市公園緑地部、1991)

- ・蝶類は千葉県に産する種の2/3にあたる46種を記録した。常緑・落葉樹の入り混じった雑木林、川原の堤防、水田、草原が存在する現在の環境がそのまま維持できれば、まず大半の蝶類は生き延びていくと思われる。
- ・トンボ類は確認種が7種に留まり、トンボの種類相は貧弱である。これは多くのトンボが生息できる河川・池沼が存在しないことによるものと思われる。また7種はすべて幼虫が止水域に生息する種であり、坂月川で発生している個体はいないものと思われる。

(5) 魚類

「千葉市加曾利貝塚遺跡周辺地域の自然環境調査報告書」(千葉市公園緑地部、1991)

- ・坂月川は上流に行くにしたがって生活排水などの影響を受け、汚水性が強くなっているが、コンクリート護岸されていない上に周辺からの湧水の流入が2か所あり、魚類にとって良好な環境を維持できる可能性がある。またオオクチバスやブルーギルといった外来肉食魚が侵入していないことも注目される。

表3-3: 確認種類数等一覧

大区分	小区分	目標植生	植生図(1990)	植生図(2016)
北貝塚	北側 ～ 東側	自然林(シイ・カシ林)、斜面林(シイ・カシ・ケヤキ林)	アカマツ林、コナラ・クヌギ林、コナラ・イヌシデ林、エノキやムクノキなどからなる落葉広葉樹林	コナラ・クヌギ林、コナラ・イヌシデ林、エノキやムクノキなどからなる落葉広葉樹林
	中心部	草地(部分的に落葉樹・常緑樹植栽)	コナラ・クヌギ林、アカマツ林	コナラ・クヌギ林
	正門 付近	落葉二次林(クヌギ・コナラ林)	スダジイ等の常緑広葉樹林	スダジイ等の常緑広葉樹林
南貝塚	中心部	草地(部分的に落葉樹・常緑樹植栽)	草地(一年生草本群落・ススキ等の多年生草本群落)	草地の半分程度が樹高10~15mのコナラ・クヌギ林に覆われている
	正門 付近	落葉二次林(クヌギ・コナラ林)	草地(一年生草本群落)	草地の大部分が樹高10~15mのコナラ・クヌギ林に覆われている
	桜木川 谷斜面	斜面林(シイ・カシ・ケヤキ林)	コナラ・イヌシデ林、スギ林	主にコナラ・イヌシデ林とスギ林だが、コナラ・イヌシデ林内にスダジイ等の常緑広葉樹や竹林(モウソウチク)が侵入している。
	桜木川	現存植生保全域	休耕田雑草群落、水田	湿生の多年生草本群落、ハンノキ林
坂月川	上流部	水辺林(ハンノキ・カワヤナギ林)	流路は一年生草本群落。両岸に水田、休耕田雑草群落、ヨシ群落等。	流路はヨシ群落、ガマ群落、マコモ群落。両岸にヨシ群落が広がり、竹林やエノキなどの落葉広葉樹が侵入している、
	下流部	復元植生域(ハンノキ・カワヤナギ等水辺林)		
坂月川 左岸	斜面	斜面林(シイ・カシ・ケヤキ林)	コナラ・イヌシデ林、アカマツ林	コナラ・イヌシデ林
	台地上	自然林(シイ・カシ林)、落葉二次林(クヌギ・コナラ林)、草地(部分的に落葉樹・常緑樹植栽)等	アカマツ林、コナラ・イヌシデ林、竹林、畑地等	コナラ・イヌシデ林、セイタカアワダチソウなどからなる多年生草本群落、竹林等。

* 目標植生は「史跡加曾利南貝塚整備予備調査中間報告書」(千葉市教育委員会、1986)の中で設定されたもの。今後、史跡整備計画の中で再度検討していきます。

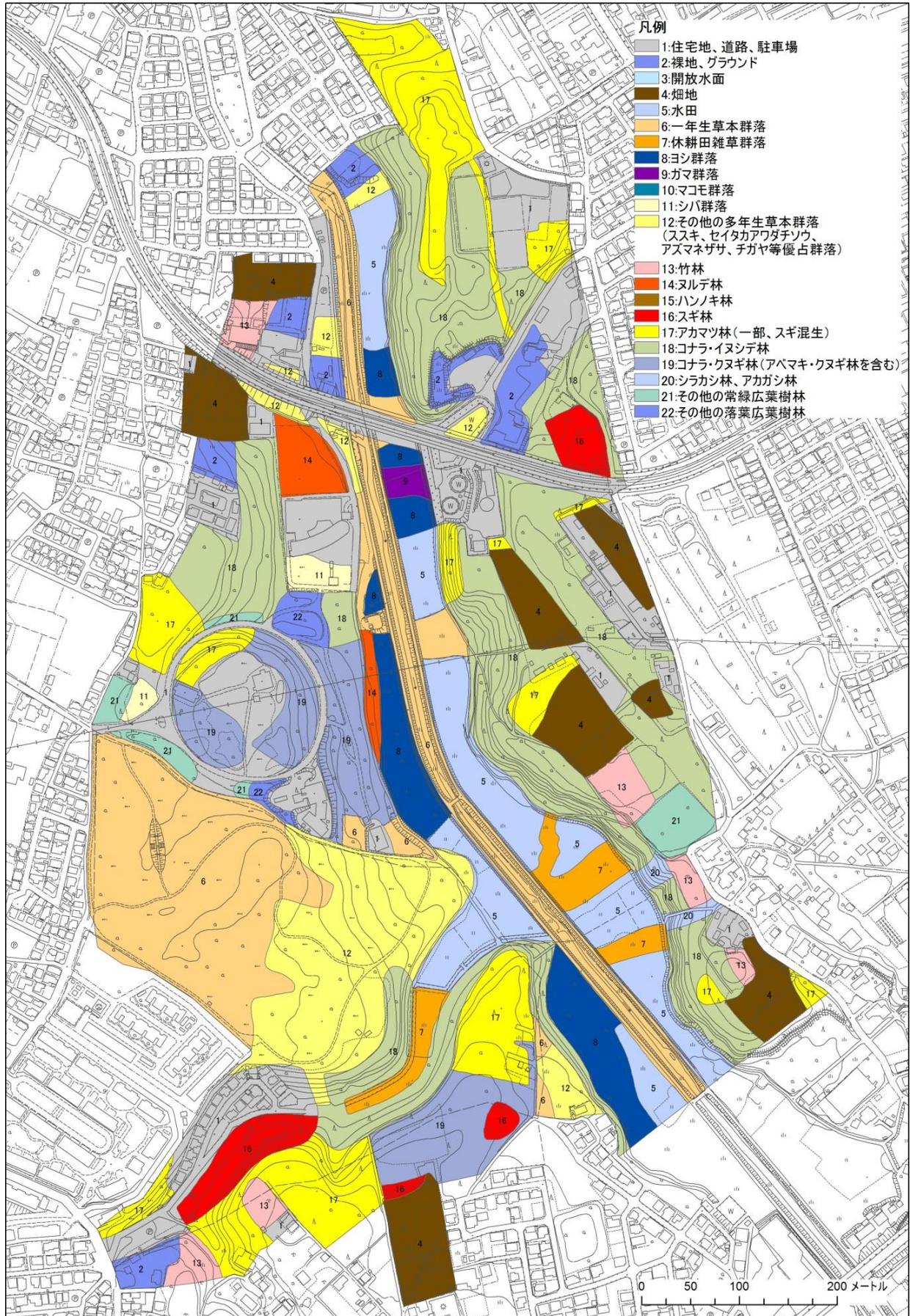


図3-7:加曾利貝塚周辺植生分類図 平成2(1990)年作成

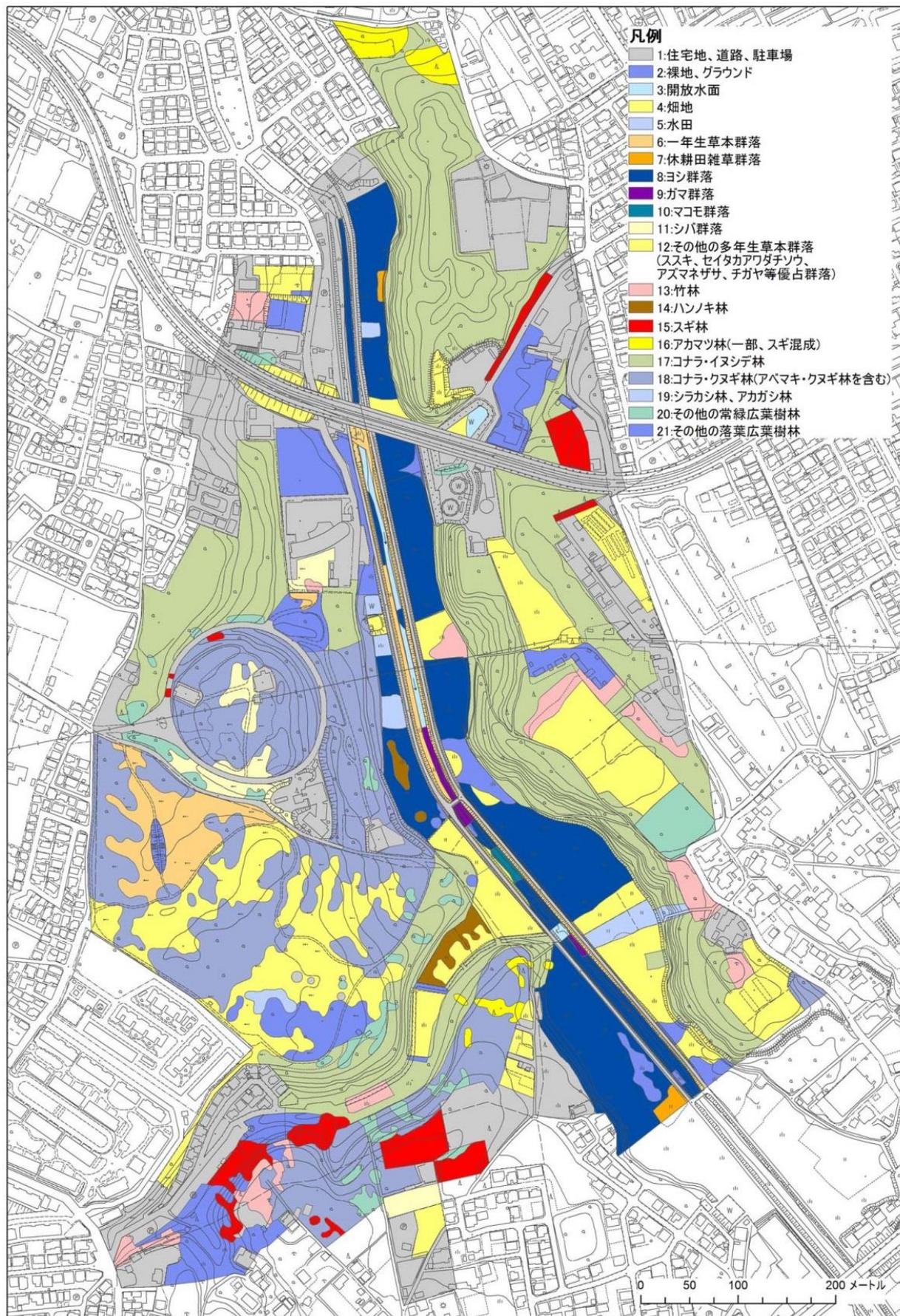


図3-8:加曾利貝塚周辺植生分類図 平成28(2016)年作成

第2節 歴史的環境

1 旧石器時代

加曽利貝塚が位置する坂月川右岸の桜木台地周辺には旧石器時代の遺跡がいくつか確認されており、この地に縄文時代以前から人々が暮らしていたことが分かっています。下総台地に細長く切れ込む谷津の地形は、イノシシやシカなどの獲物を追い込むのに適しており、旧石器時代から狩りの場として利用されてきたと考えられています。その証として加曽利貝塚では、ナイフ形石器や尖頭器(槍の先)、搔器(皮なめし)などが、関東ローム層の中から出土しています。

2 縄文時代

気候変動による温暖化で氷河期が終わり、13,500年ほど前に縄文時代がはじまりました。その後も温暖化は進み、今から7,000年ほど前の縄文時代早期から前期にかけて、海水面の上昇がピークを迎えました。このころから、坂月川沿いにも少ないながら集落遺跡が確認されるようになります。

前期になると、台地の縁辺では小規模な貝塚を伴う集落が点在するようになり、当時の沿岸であった都川河口域の低地には、集落を伴わない貝の加工場のような貝塚が残されています。

中期から後期にかけては、他の地域からの移住によって爆発的といつてよいほど多くの遺跡がこの辺りに出現します。加曽利貝塚をはじめとする大型貝塚も同じ時期に集中的に形成されています。

中期でも、海進の影響がまだ残っていたようで、現在よりも海水面が4m近く高く、都川河口の広い低地には海水が入り込んでいました。大型貝塚の多くは海岸から数kmも離れた標高20mから30mの台地上に位置しています。加曽利貝塚の脇を流れる坂月川の現在の水面は標高約12m、温暖化によって海面が上昇し、内陸に入り込んできた当時の海岸線は現在の標高4m付近であったと考えられています。加曽利貝塚から当時の海岸線までは川伝いに7km、この間の高低差は8mで、非常に緩やかな河川(勾配=1. 1/1000)が発達していました。潮の干満を利用して海と山の間を丸木舟で行き来するには、きわめて有利な地域でした。

里山の豊かな動植物資源と飲み水である谷津の湧水を確保しつつ、海岸へのアクセスが容易な台地がこの辺りに数多く存在したことが、遺跡数や貝塚数の増加の大きな要因であったかもしれません。

後期の中ごろから晩期にかけて、沿岸の遺跡や貝塚の減少が顕著になり、縄文社会に大きな変革があったと考えられています。

3 弥生時代

千葉市域では弥生時代を通して遺跡数は少なく、特に弥生時代前期の遺跡は確認されていません。市内でもっとも古い弥生時代の遺跡は、京葉道路穴川インターチェンジに近い踏形遺跡(中期中葉)が知られていますが、都川流域では中期後葉になって、いくつかの集落が形成されるようになります。後期前葉になって、再度、集落は見られなくなりますが、後期中葉以降には小規模な集落が形成されていたようです。

この地域は南関東系と東関東系の二つの文化圏が接触する地域でもあり、両者の特徴を有する土器が出土していますが、終末期には南関東系の土器に集約されていきます。

4 古墳時代から平安時代

都川北岸の台地縁辺には小規模ながら水系に沿って多くの古墳が確認されていますが、加曽利貝塚のある坂月川谷には少ないようです。代わりにこの周辺の台地上には多くの集落遺跡が広く分布しています。

奈良時代から平安時代にかけて、この辺りは下総国の南端にある千葉郡に含まれ、遺跡数は増加に転じます。この要因のひとつに、都川と坂月川との合流地点付近に古代東海道が通っていたためと考えられています。古代道によって、北東の印旛郡、南西の市原郡、東の山辺郡につながる加曾利貝塚付近は糟瓜郷（「瓜」は『和名類聚抄』原文では草冠に依）と呼ばれており、「加曾利」の地名は、この郷名に由来すると考えられています。「加曾利」という表記も中世には『源平闘諍録』や『千学集抜粹』など複数の文献の中に登場しますが、正確にいつから使われていたのかは分かっていません。

5 中世以降

中世になると人々の生活域が海岸平野に移り、加曾利貝塚周辺では遺跡数が減少しますが、田向南遺跡、姫宮遺跡などの集落遺跡や、近世の塚が見つかった作遺跡など多くの遺跡が知られています。

台地の北側には徳川家康が東金へ鷹狩りに出かけるために作らせた御成街道が一直線に伸び、起点の船橋御殿と終点の東金御殿の中間地点にあたる現在の若葉区御殿町には御茶屋御殿が築かれました。一重の空堀と土塁に囲まれた方形の館跡で、近世初頭の館跡として、ほぼ完全に残る御茶屋御殿跡は大変貴重な遺跡として知られています。

明治20(1887)年発表の上田英吉「下総国千葉郡介墟記」で加曾利貝塚は初めて学界で紹介され、東京人類学会や、大山史前学研究所等の小規模な発掘調査が行われました。しかし、本格的に行われたのは昭和37(1962)年の武田宗久による貝塚の保存を目的とした発掘調査になります。この発掘調査が契機となって保存運動が活発となり、加曾利貝塚全域保存への道が開かれました。

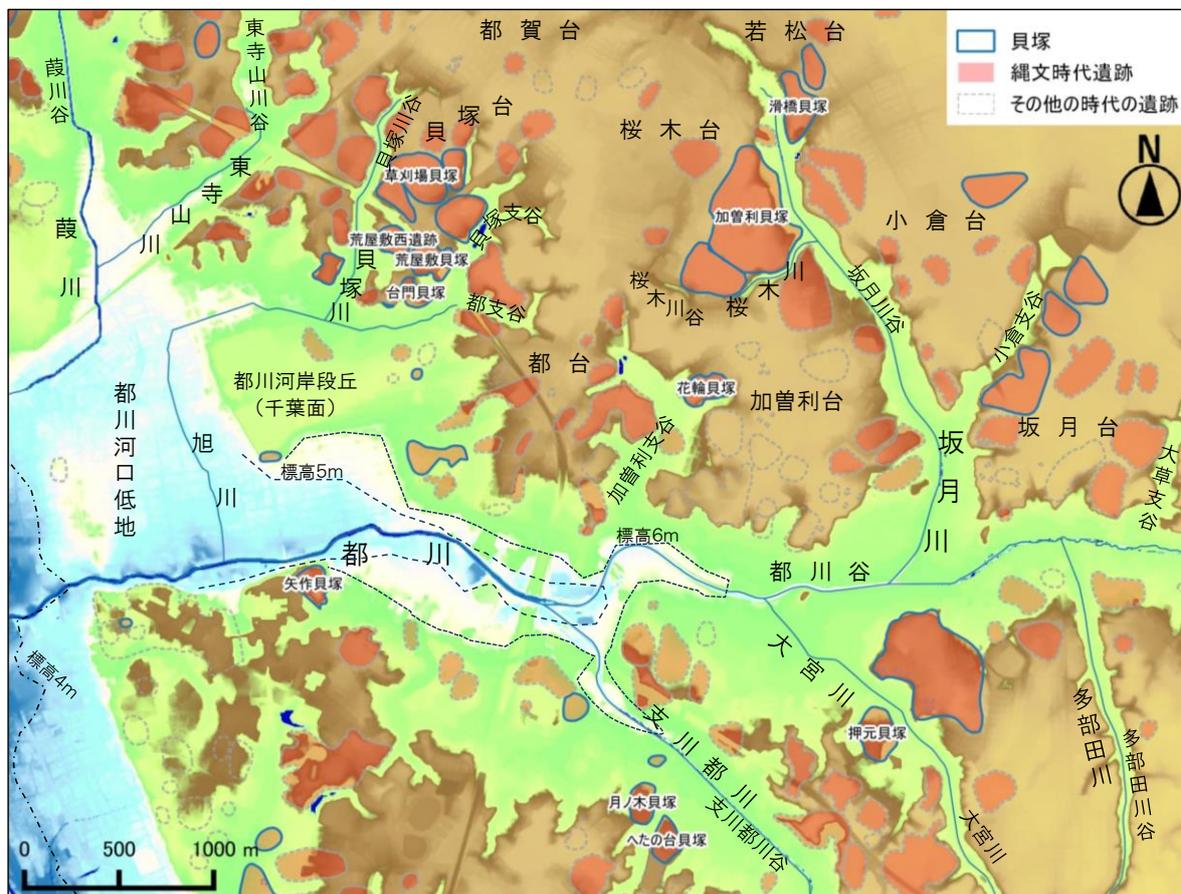
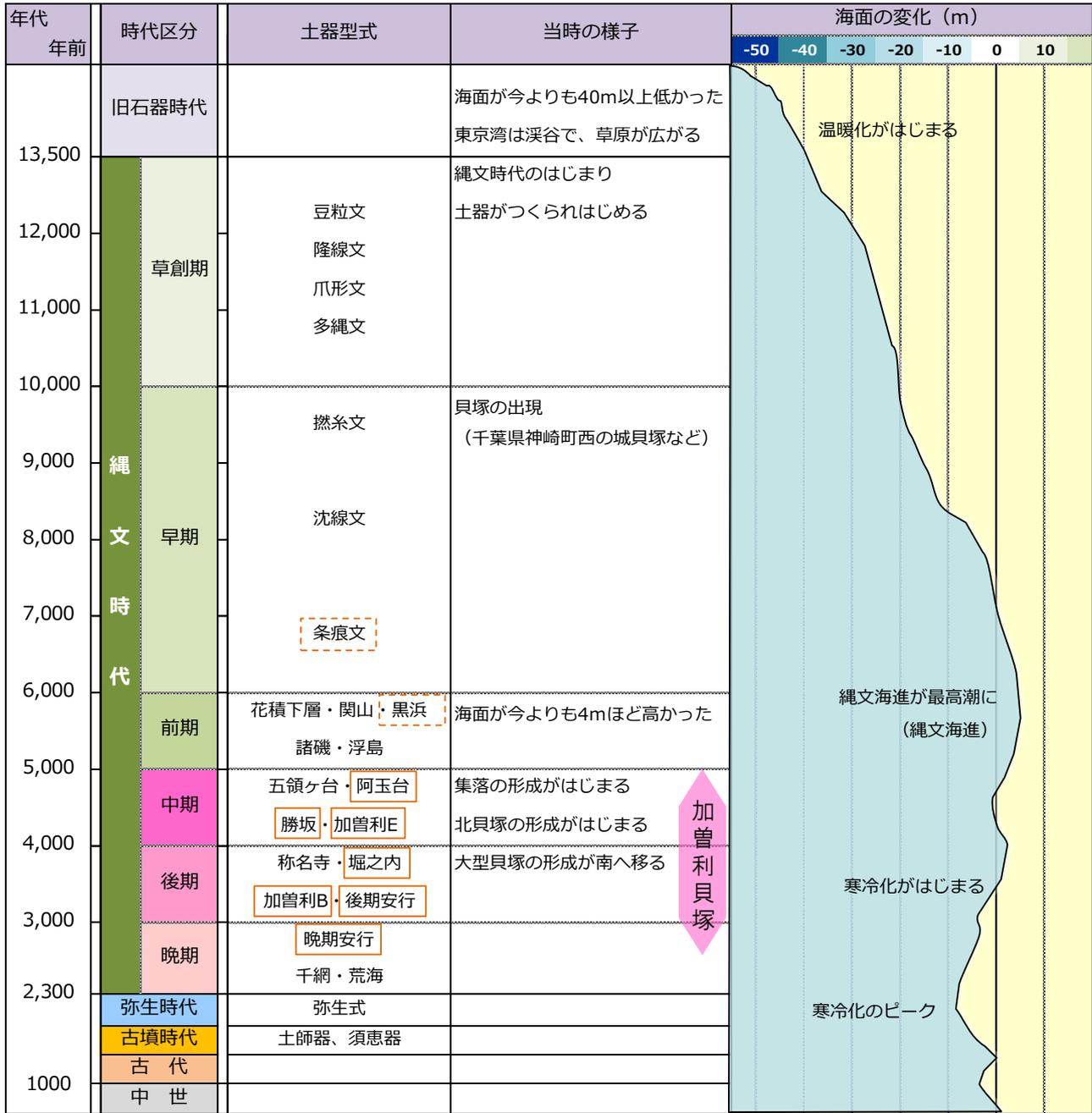


図3-9: 都川水系縄文時代遺跡及び貝塚分布図

(地形は国土地理院が公開している5mメッシュ標高から生成し、標高6mまでを海として表現した。)



 加曽利貝塚で多く出土する土器
 少ないが出土する土器

図3-10: 縄文土器編年と海面の変化

第4章 史跡の価値の整理

第1節 加曽利貝塚の本質的価値

史跡とは歴史上または学術上価値が高いと認められ、保護が必要なものについて国が指定するものです。史跡の持つ価値を正しく理解し、次世代へと確実に継承することは、今、史跡とともにある私たちにとって非常に大切なことです。

ここでは史跡加曽利貝塚のもつ本質的価値を、変わることのない事実や事象によって生じた普遍的価値と、その後の研究や活用の進展に基づいて新たに生じた副次的価値に分けて整理しました。

1 普遍的価値

加曽利貝塚について、昭和46(1971)年3月22日の史跡指定説明文では「わが国最大級の貝塚」、「関東地方における縄文文化編年の標準遺跡」、「貝塚の規模、形態および内容がすぐれており学術的価値が高い」の3点が明示されています。

この後、南貝塚と東傾斜面が追加で史跡指定され、貝層部分だけでなく、それを築いた縄文人の暮らしの場である集落を含めた一体が保存されました。さらに史跡周辺の緑地は、縄文の森特別緑地保全地区として守られ、都市化が進む市街地にあつて、縄文の原風景を残しています。

(1) 東京湾沿岸に分布する大型貝塚を象徴し、かんじょう ばていけい環状と馬蹄形が連結する特異な形状

全国に縄文時代の貝塚は2,410か所あると言われていますが、東京湾沿岸にはその3分の1にあたる700か所以上の貝塚が分布しています。中でも、千葉市には123か所の貝塚が集中し、数だけでなく、ひとつひとつの規模においても群を抜いています。これはこの地域が、縄文時代に極めて豊かな自然に恵まれていたことの証でもあります。

加曽利貝塚は直径140mの環状を呈する北貝塚と長径190mの馬蹄形を呈する南貝塚という2つの大型貝塚が連結して、8字形になる特異な形状をした日本を代表する最大級の貝塚です。



図4-1: 貝塚の規模と形状

(2) 縄文人の暮らしを紐解く情報の宝庫である良好な保存状態の貝層

貝塚の特色のひとつは、貝殻のカルシウムによって、通常の遺跡では残らない動物遺存体(骨、歯、牙、角など)が良好な状態で保存されていることにあります。そのため、鳥獣や魚貝など当時の狩猟や漁労の具体的な対象が明らかになり、縄文人の暮らしの実態を復原することができます。また、それらがどのような場所に生息していたのかを綿密に調査し、総合することにより、当時の気候、水温、地形、海岸線、植生、動物相などの自然環境も復原することができます。



図4-2: 犬の埋葬状況(北貝塚)

(3) 大型貝塚と大型建物をまるごと残す拠点集落

かつて貝塚は「ゴミ捨場」であるというのが一般的な認識でしたが、昭和23(1948)年、和島誠一の「原始聚落の構成」において、貝塚の形は集落の形によって規定されたものであり、馬蹄形貝塚はすなわち馬蹄形集落であるという説が提示されました。これにより馬蹄形をなす貝塚の中心空白部は「共同体結集の場」であったとされ、ここから当時の集落構造や社会組織に関する仮説がいくつも生まれました。

加曾貝塚は貝塚としての価値が評価されて史跡に指定されましたが、貝塚研究の進展により、集落遺跡としても重要であることが分かってきました。

昭和48(1973)年、貝塚が残る台地上から坂月川へ緩やかに下る斜面の中腹で見つかった長径約 19mの大型建物跡は、当時としては類例がありませんでした。しかし、その後の調査成果では各地の拠点集落と呼ばれる縄文時代の大規模な集落遺跡から、同じような大型建物跡が土偶、石棒、装身具、特殊な土器などとともに見られる例が増えています。これらは祭祀(祭り)や儀式に用いられたと考えられています。このような場を必要とするような大きな集団と豊かな世界観をもった社会が存在した証拠でもあります。



図4-3: 大型建物跡から出土した特殊な土器

(4) 縄文時代と現代をつなぐ谷津の里山景観

下総台地を樹木の枝のように浸食して形作られた谷津では、台地、斜面地、沖積低地という陸環境と湧水池、湿地、河川という多様な水環境により、多様な生物による豊かな生態系が育まれました。この谷津とその周辺では縄文時代以前から食料や木材など自然資源の供給源として、絶えず人の手が加えられてきました

が、その豊かさは決して失われることなく現代にまで残されてきました。

宅地開発の波から、谷津を取り囲むように守られた緑の一角が加曾利貝塚と縄文の森特別緑地保全地区です。この谷津を中心に多様な緑地で構成される里山景観は、ふるさとの原風景として、または縄文集落の借景として、史跡を訪れる人々に当時の人々の暮らしを立体的に想起させてくれる、貴重な景観となっています。



図4-4:加曾利貝塚の原風景
昭和38(1963)年頃

2 副次的価値

本質的価値は時間の経過とともに進化する部分が含まれており、わたしたちは調査研究を通じて、付加的な物事事象を取り込むと同時に従来の価値観を評価検証していく視点を持ち続けなければなりません。

史跡指定から約半世紀が経過した今日、加曾利貝塚の本質的価値を再評価すると、新たにいくつかの視点、「近代考古学の発展に寄与」、「土器編年研究の出発点」、「市民主導による初の遺跡保存運動」、「野外博物館(フィールドミュージアム)の実践とそれを支える保存科学の試み」、「史跡を取り巻く景観が果たす役割の増大」を副次的に付与された価値として加えることができました。

(1) 近代考古学発展に寄与

日本の近代考古学が、明治10(1877)年にエドワード・S・モースの大森貝塚発見によって幕開けしたように、縄文文化の研究は、おもに貝塚を中心に展開されてきました。この大森貝塚発見から10年後の明治20(1887)年には上田英吉が「下総国千葉郡介墟記」(東京人類学会雑誌2-19)を発表し、加曾利貝塚の名が学界に知られるようになりました。

明治40(1907)年、東京人類学会の遠足会に加曾利貝塚が選ばれ、はじめての発掘調査が行われています。しかし当時の発掘は、珍品を掘りあさるといった状態で、決して学術的とは言えませんが、それでも「本邦第一の貝塚」として、その規模の大きさが認識されるようになりました。

東京人類学会、汎太平洋学術会議、大山史前学研究所、第一早稲田高等学院など様々な機関や研究者がそれぞれの研究テーマを持って、発掘調査を行い、近代考古学の発展に寄与しました。



図4-5:明治40年の東京人類学会による第3回遠足会

第4章 史跡の価値の整理

さらに、それらの活動の痕跡を残した主人公である縄文人そのものが、埋葬人骨として保存されているため、縄文人種論争が活発だった明治時代から大正時代にかけては、形質人類学の実証的資料として古人骨を求める発掘が盛んに行われました。近年ではDNA分析や炭素・窒素同位体分析*など、骨から得られる情報量は格段に多くなっており、貝層の多くを良好な状態で保存している加曽利貝塚はまさに情報の宝庫と言えます。

*炭素・窒素同位体分析：骨や歯に残留するタンパク質に含まれる炭素・窒素の同位体比を分析することで、死亡前10年間の平均的な食事に関する情報を得ることができる分析法のこと。

(2) 縄文土器編年の標準遺跡として土器研究の発展に寄与

大正13(1924)年、東京帝国大学人類学教室が人骨採集のための発掘調査を行いました。この調査の参加者の中には、土器型式による編年に情熱を燃やしていた山内清男らの若き研究者がいました。

当時、貝塚から採集される人骨を研究する上で、その人骨がいつの時代のものか年代を決定する方法の確立が急がれていました。山内らは人骨とともに出土する多くの縄文土器のかけらに着目し、縄文土器による年代配列、すなわち土器編年を進めていきました。

前年の史前学研究所の測量調査によって貝塚はA・B・C・Dの4地点に区分けされていましたが、新たにD地点の東端にE地点を設け、各地点で層位的な発掘を試みました。その結果、B地点とE地点から、それぞれ新しい形の土器が発見され、その後「加曽利B式」、「加曽利E式」と命名されることになりました。

このとき市川市堀之内貝塚を標準遺跡とする「堀之内式」も一緒に出土しています。B地点では上層から加曽利B式、下層から堀之内式が出土し、E地点では上層から堀之内式、下層から加曽利E式が出土したことで、地層の上下関係により、「加曽利E式→堀之内式→加曽利B式」という新旧関係を実証的に捉えることに初めて成功したのです。

この事実が土器研究の基礎となり、その後の縄文土器の全国的な編年網の確立につながりました。今日、加曽利貝塚の名は、縄文土器編年の標準遺跡として不動のものとなっています。



図4-6：加曽利E地点発掘調査風景

(宮坂光次：左、山内清男：右)

(3) 全国初の市民主導による遺跡保存の実現

宅地造成で破壊の危機に陥った加曽利貝塚を保存するため、千葉市文化財保護審議会は全会一致で保存のための緊急発掘調査の実施を採択しました。昭和37(1962)年8月3日から16日間、武田宗久の指導の下、多くの学生や地元の方々が参加して発掘調査が行われ、遺跡の重要性が改めて確認されました。

昭和30年代は大阪府のいたすけ古墳を皮切りに難波宮跡、平城宮跡などにおいて開発事業との衝突が起り、文化財保護の観点から、史跡指定や公有化などの措置が講じられるようになり始めた時期でした。このような流れを背景に、昭和38(1963)年に加曽利貝塚を守ろうという活動が活発になっていきます。議論

の舞台は、日本考古学協会、市議会、県議会、国会へと移され、1万人を超える署名が集められ、北貝塚の保存が決定されました。

大きな古墳でも、都城とじょうでもない縄文時代の貝塚の保護がこれほどまでに市民を動かし、貝塚の全面保存、加曾利貝塚博物館の開館、史跡指定へと結実したことは、これに続く高度経済成長期の埋蔵文化財保護行政へ多大な影響を与えました。

この理念は引き継がれ、2度の追加指定を経て、大型貝塚の全域とその周辺環境は一体として保護されることとなりました。



図4-7:街頭署名運動の様子(千葉駅前)

(4) 野外博物館の実践と、それを支える保存科学の試み

加曾利貝塚では昭和37(1962)年の発掘調査当時から、実物を現地で見てもらいたいという発想の元、単なる野外施設の建設に留まらず、遺跡そのものを周辺地形や自然環境と共に現地にそのまま保存(展示)し、現地で実物を自分の目で確かめ、自分の足で踏みしめながら実感できる現地保存型の野外博物館(フィールドミュージアム)を目指し活動してきました。

そのため発掘調査で検出された住居跡群や貝層断面には覆屋を掛け、東京文化財研究所の協力のもと、保存科学の技術と膨大な労力を費やし、様々な試行錯誤を繰り返しながら、今日まで半世紀の間、縄文人の生活の痕跡こんせきを公開しています。ここで培われた保存科学の技術と経験は、全国各地に建てられた野外展示施設に応用され、拡散していきました。



図4-8:貝層断面のレーザークリーニング

(5) 自然と調和した持続可能な社会を築き、2千年続いた貴重な集落

狩猟採集中心の生活であった縄文時代、同じ場所に永く住み続けることは、常に食料が枯渇する危険と隣り合わせでした。そのような中、人々は食料となる資源を持続的に利用・管理する技術を身につけ、四季を通じて安定的に食料を獲得し、自然と調和した持続可能な循環型社会を築きました。

とくに、加曽利貝塚では、縄文時代中期から後期にかけて、2千年もの長きにわたり、豊かな東京湾の海産資源を巧みに利用・管理して貝塚を形成し、集落を営み続けました。



図4-9: 発掘された竪穴住居跡群(北貝塚)

第2節 史跡構成要素

史跡を構成する要素は、前節で提示した本質的価値を構成する諸要素と、その他の諸要素に分類することができます。その他の諸要素には本質的価値と緊密な関係を持ち、補完し好影響を及ぼすものや、改善・除去すべきものなどがあります。

また、時間の経過によって新たな評価の可能性が生まれ、本質的な価値へと昇華されるものや、その逆のものも想定されます。本計画で示した本質的価値とその構成要素は定期的に見直しを行い、再評価していかなければなりません。また、今後の新発見や評価基準の変遷などによって現在、史跡指定範囲でない場所も、対象となる可能性を秘めています。本質的価値と同様にこの史跡構成要素についても、定期的に見直しを行っていく必要があります。

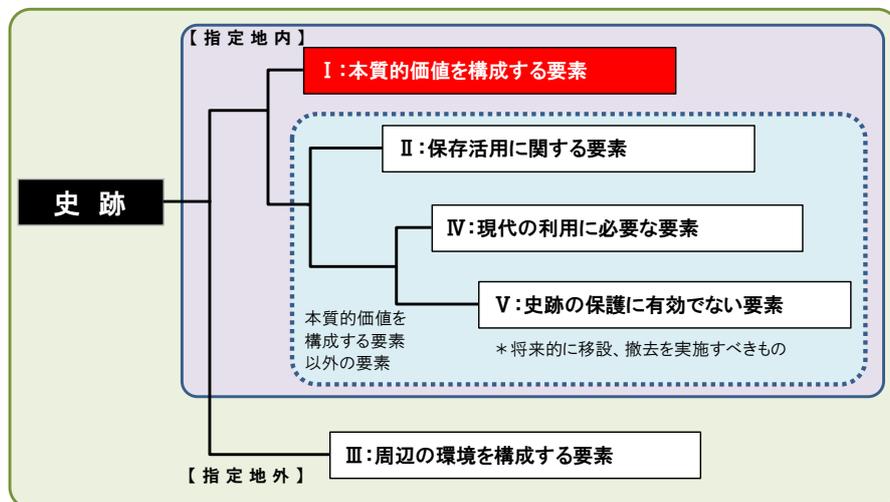


図4-10: 史跡構成要素分類概念図

表4-1: 史跡構成要素

I: 本質的価値を構成する要素		
普遍的	① 貝塚と史跡地内の遺構・遺物・包含層	史跡としての価値を裏付ける要素であり、時代を超えて保護・継承すべき「普遍的な価値」と時間の経過や新たな価値評価の視点により付与された「副次的な価値」を構成する。
	② 発掘された出土品及び調査記録	
③ 加曽利貝塚をテーマとした研究及びその研究資料		
④ 保存のために活動した人々の記録		
⑤ 縄文時代の植生を復原した景観		
副次的		
II: 保存活用に関する要素		
	① 史跡の保存と活用を实践する野外観覧施設等(貝層断面、住居跡群)	本質的価値を維持管理していくために必要なもの。往時からあるものではないが、当時の様式に倣っているもの。景観や環境形成に寄与しているもの。史跡の保護、情報発信などに必須なもの。
	② 竪穴住居を原位置に建てて再現した復原集落	
	③ 史跡の見学や維持管理作業に必要な園路	
	④ 史跡の保護や情報発信のための解説板や案内板	
III: 周辺環境を構成する要素		
	① 史跡内の緑地と一体となって、縄文時代の景観をなす緑地	史跡指定地外にあるが、史跡と一体となって景観を為すもの。
	② 縄文人の活動の場を想起させる自然地形、河川、低湿地	
IV: 現代の利用に必要な要素		
	① 利用者が必要とする便益施設	公開や公園利用に際して必要となる工作物や設備など。
	② 電気、水道などのインフラ設備	
V: 史跡の保護に有効でない要素		
	① 縄文の景観を阻害し、史跡への悪影響が懸念される施設(博物館、駐車場)	時間の経過の中で自然的、人為的に付加されたもの。将来的に移設、撤去を実施すべきもの。
	② 縄文の景観を阻害する現代的な設備や工作物(鉄塔、電柱、道路等)	

表4-2: 本質的価値とそれを構成する要素

本質的価値		構成要素
普遍的	1 東京湾沿岸に分布する大型貝塚を象徴し、環状と馬蹄形が連結する特異な形状	① 貝塚と史跡地内の遺構・遺物・包含層 ② 発掘された出土品及び調査記録
	2 縄文人の暮らしを紐解く情報の宝庫である良好な保存状態の貝層	
	3 大型貝塚と大型建物をまるごと残す拠点集落	
	4 縄文時代と現代をつなぐ谷津と里山景観	
副次的	1 近代考古学発展に寄与	③ 加曽利貝塚をテーマとした研究及びその研究資料
	2 縄文土器編年の標準遺跡として土器研究の発展に寄与	
	3 全国初の市民主導による遺跡保存の実現	④ 保存のために活動した人々の記録
	4 野外博物館の実践と、それを支える保存科学の試み	
	5 自然と調和した持続可能な社会を築き、2千年続いた貴重な集落	
	⑤ 縄文時代の植生を復原した景観	

第5章 史跡の課題の整理

第1節 本章の位置付け

本章では、第1章で提示した「史跡加曾利貝塚の目指すべき姿」の実現に向け、第4章で整理した史跡の構成要素を踏まえて、史跡が抱える課題を整理します。

そして、この整理に基づき、課題を提示したうえで、第6章から第9章でどのように取り組んでいくのか「基本方針」とその「方法」について、まとめます。(図5-1参照)

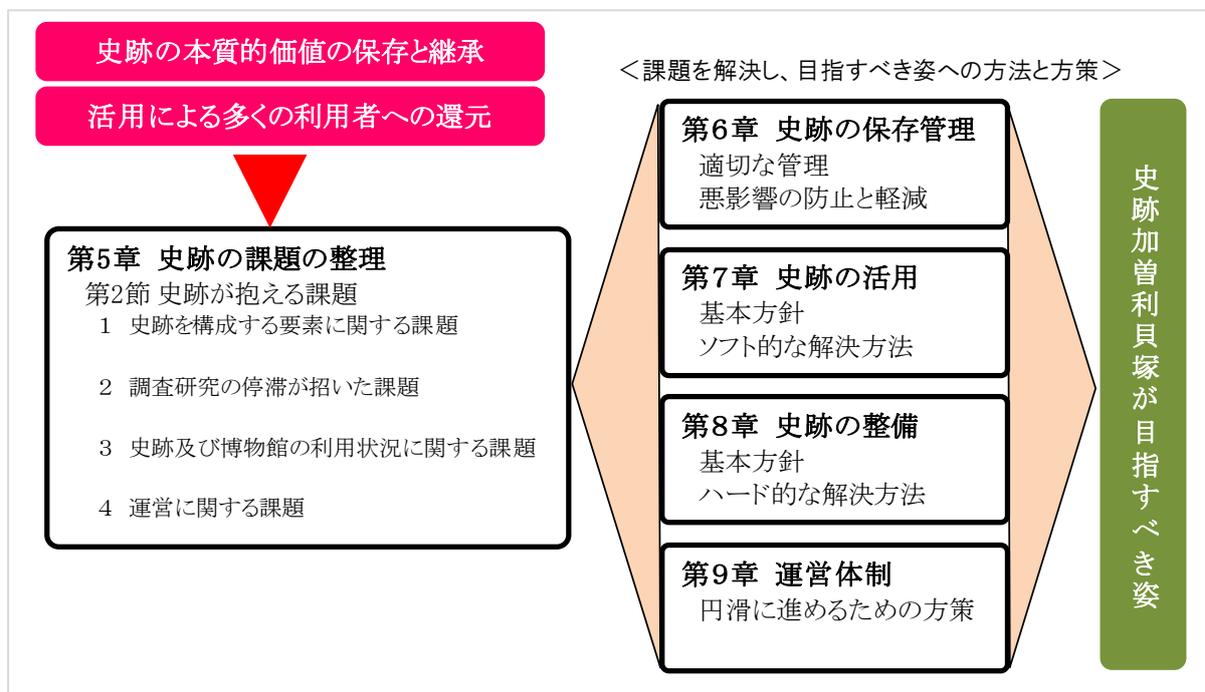


図5-1:目指すべき姿となるために

第2節 史跡が抱える課題

1 史跡を構成する要素に関する課題

史跡加曾利貝塚を構成する諸要素は表4-1で示した通り、Ⅰ:本質的価値を構成する要素、Ⅱ:保存活用に関する要素、Ⅲ:周辺の環境を構成する要素、Ⅳ:現代の利用に必要な要素、Ⅴ:史跡の保護に有効でない要素の5つに分類されます。表5-1～表5-4ではⅠ～Ⅳまでの要素のそれぞれについて、問題点を抽出し、それに対する課題を挙げています。さらに表の右側には、その課題を解決するために、どのような解決策が関連するのかを明記しています。

表5-1: 本質的価値を構成する要素が抱える課題

①貝塚と史跡地内の遺構・遺物・包含層			
＜問題点＞			
未来へ守り伝えていく最も重要な本質的価値が、様々な理由でき損している。			
＜課題＞		課題の解決	
・倒壊により地中の遺構や遺物に悪影響を及ぼす樹木は処理する必要がある。	保存管理	活用	整備
・地上に露出している貝層や遺物は流出や劣化を防ぐ必要がある。	保存管理	活用	整備
・雨水で地表の土壌が流出しないよう整備する必要がある。	保存管理	活用	整備
・貝層を横断するアスファルト舗装の園路は再整備する必要がある。	保存管理	活用	整備
②発掘された出土品及び調査記録			
＜問題点＞			
すべて資料整理と適正な管理が行われていないため、展示や研究などに活用できていない。			
＜課題＞		課題の解決	
・統一的に保管管理するデータベースの構築と収蔵庫を整備する必要がある。	保存管理	活用	整備
③加曽利貝塚をテーマとした研究及びその研究資料			
＜問題点＞			
新たな発掘や研究の継承が行われていないため、調査研究が停滞している。			
＜課題＞		課題の解決	
・計画的な発掘調査などを行い、新たな調査研究を進める必要がある。	保存管理	活用	整備
・研究成果を後世に伝えるため学芸員の人材育成を行う必要がある。	保存管理	活用	整備
④保存のために活動した人々の記録			
＜問題点＞			
未分類で、紙ベースの資料が多く、保存状態が良好でない。			
＜課題＞		課題の解決	
・史料のデジタル化によるアーカイブを構築する必要がある。	保存管理	活用	整備
⑤縄文時代の植生を復原した景観			
＜問題点1＞			
史跡地内には縄文時代の景観に相応しくない工作物等が存在する。			
＜課題＞		課題の解決	
・駐車場は史跡地外へ移転する必要がある。	保存管理	活用	整備
・史跡内の眺望に配慮した上で、現状の植生を活かした植栽管理を行う必要がある。	保存管理	活用	整備
・外部からの植物混入を防ぐため、慎重な植生の管理を行う必要がある。	保存管理	活用	整備
・貴重な動植物は史跡と併せて保護する必要がある。	保存管理	活用	整備
・景観を大きく阻害する博物館・収蔵庫等は史跡地外へ移転する必要がある。	保存管理	活用	整備
＜問題点2＞			
送電線及び鉄塔は住宅街にある前後3基を同時に移設しなければならず、住民生活に配慮した場合、すぐに移転できる状況にはない。			
＜課題＞		課題の解決	
・鉄塔の建て替え等に合わせて移転を協議する必要がある。	保存管理	活用	整備

第5章 史跡の課題の整理

表5-2: 保存活用に関する要素が抱える課題

①史跡の保存と活用を実践する野外観覧施設等			
＜問題点＞			
・野外観覧施設内の貝層や住居跡を良好な状態で保存・展示するための温湿度などの保存環境が確保されていない。			
・施設内の説明が不足しており、施設も老朽化しており、バリアフリーに対応できていない。			
・訪れた人が貝層の広がりや北貝塚と南貝塚のつながりの様子を感じ取ることができる整備がなされていない。			
・野外観覧施設内のガラス柵などに十分な安全性が確保されていない。			
＜課題＞	課題の解決		
・貝層や住居跡などを良好な状態で保存・展示する保存環境条件を整備する必要がある。	保存管理	活用	整備
・野外観覧施設内に解説する設備を設置するとともに、バリアフリー対応を図る。	保存管理	活用	整備
・貝層の広がり等を実感できる整備をする必要がある。	保存管理	活用	整備
・ガラス柵の安全性を確保しつつ整備をする必要がある。	保存管理	活用	整備
②竪穴住居を原位置に建てて再現した復原集落			
＜問題点＞			
常時、竪穴住居を開放できていないため、中を見学することができない利用者も多い。			
＜課題＞	課題の解決		
・常時公開する必要がある。	保存管理	活用	整備
③史跡の見学や維持管理作業に必要な園路			
＜問題点＞			
北貝塚と南貝塚で動線が分断しており、アスファルト舗装は縄文時代の景観を阻害している。			
＜課題＞	課題の解決		
・園路のルートを見直して整備する必要がある。	保存管理	活用	整備
④史跡の保護や情報発信のための解説板や案内板			
＜問題点＞			
・史跡全体の情報を伝える総合案内的な表示がなく、史跡内の解説が不足している。			
＜課題＞	課題の解決		
・史跡全体の情報を伝える表示や史跡内の適所への解説情報を設置する必要がある。	保存管理	活用	整備
・外国語表記や想像復原図の提示など、ユニバーサルデザインに配慮する必要がある。	保存管理	活用	整備
・縄文の景観を想像できるような表示方法を工夫する必要がある。	保存管理	活用	整備

表5-3: 周辺の環境を構成する要素が抱える課題

①史跡内の緑地と一体となって、縄文時代の景観をなす緑地			
＜問題点＞			
史跡の東側に広がる谷津や坂月川、縄文の森特別緑地保全地区などの自然景観との一体感に配慮した整備がなされていない。			
＜課題＞	課題の解決		
・周辺の自然景観との一体感に配慮した整備を図る必要がある。	保存管理	活用	整備
②縄文人の活動の場を想起させる自然地形、河川、低湿地			
＜問題点＞			
史跡内の自然だけでは、縄文人の生活の一部しか理解できない。			
＜課題＞	課題の解決		
・史跡外の自然を取り込み、縄文人の生活が理解できるような環境を整備する必要がある。	保存管理	活用	整備

表5-4:現代の利用に必要な要素が抱える課題

①利用者が必要とする便益施設			
＜問題点1＞			
トイレが博物館の周囲に集中しており、バリアフリーにも対応していない。			
＜課題＞		課題の解決	
・設置位置が適切になるよう整備が必要である。	保存管理	活用	整備
・ユニバーサルデザインに配慮した整備が必要である。	保存管理	活用	整備
＜問題点2＞			
団体利用者等が荒天時に室内で休憩できる施設がない。			
＜課題＞		課題の解決	
・休憩施設の整備が必要である。	保存管理	活用	整備
②史跡や博物館の運営上必要となるインフラ設備			
＜問題点＞			
設備の更新にともなう工事の際に、景観が損なわれる可能性がある。			
＜課題＞		課題の解決	
・景観の配慮が必要である。	保存管理	活用	整備

2 調査研究の停滞が招いた課題

加曽利貝塚博物館では、保存のきっかけとなった昭和37(1962)年の発掘調査以降の出土資料、調査記録を収蔵し、調査報告書を刊行するとともに、人骨や動物遺存体、石器などについて個別の調査研究報告を刊行してきました。しかしながら、これまで刊行してきた発掘調査報告書では、個々の発掘調査の成果が十分に提示されておらず、調査成果の検証、分析を通じて加曽利貝塚の価値を提示する作業は、過去の成果に固執するあまり、長い間停滞してきました。

さらに、博物館開館当初から進めてきた調査研究も、外部の研究者への委託を中心に進めてきたため、博物館学芸員による調査研究の蓄積につながらず、博物館の調査研究活動のテーマとして設定されてきた「東京湾沿岸の貝塚文化」と「縄文土器製作技術の復元」という研究自体も、近年では新たな研究成果を提示できていません。

史跡の本質的価値を正しく理解し、公開・活用の拠り所とすべき調査研究が停滞したために、展示内容は永らく更新されず、史跡の魅力は失われ、博物館の利用者数の減少へとつながっていきました。

このような中、本市では、平成24(2012)年度から加曽利貝塚の過去の調査成果の再整理に着手し、全体像を示すための発掘調査総括報告書の作成を進めています(平成28年(2016)年度刊行予定)。今後、報告書の成果に基づいて加曽利貝塚の調査研究における課題を取りまとめ、中長期的な学術発掘調査の計画立案や、調査研究を推進していくための体制づくりに最優先に取り組んでいく必要があります。

貝塚の発掘調査や出土資料の分析は博物館学芸員をはじめ市の専門職員が中心となって進めていくことが重要ですが、先進的な研究をすすめる大学や調査研究機関などと連携・協力体制を築きながら、新たな成果を提示していくことも欠かせません。

3 史跡及び博物館利用状況に関する課題

史跡の利用状況を把握する一つの指標として、博物館来館者数があります。図5-2で来館者の推移をみると、昭和57(1982)年度の年間73,225人をピークに減少傾向となっています。平成10(1998)年度以降は2万人を下回っており、ピーク時の約2割に落ち込んでいます。

来館者数の内、約6割が小中学校の社会科見学で利用されています。

第5章 史跡の課題の整理

本市の14歳以下の人口推移を表5-1で見ると、昭和55(1980)年度が約20万人でピークとなり、平成7(1995)年度には4割減の12万人台まで減少しますが、その後はほぼ横ばいで推移しております。しかし、来館者数はそれを上回る減少を続けていることが分かります。これは単なる人口減が要因ではなく、社会科学先として、加曽利貝塚が選ばれなくなってきたことを表しています。

そのような中、平成27(2015)年度に1万人近い大幅な増加が見られますが、これは平成26(2014)年度から加曽利貝塚のPR活動を本格化し、発掘調査の疑似体験など新たな体験学習メニューの提供を始めた影響によるものと考えられます。積極的な情報発信と魅力的な体験学習の提供により来館者の増加につなげる工夫が、来館者を増やす上で重要であることがわかります。

表5-5:千葉市の年齢階級別人口の推移(5年ごと)

年	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	不詳
昭和40年 1965	332,188	81,802	236,268	14,118	—
昭和45年 1970	482,133	126,298	335,726	20,109	—
昭和50年 1975	659,356	189,373	440,962	27,782	1,239
昭和55年 1980	746,430	206,813	500,743	37,437	1,437
昭和60年 1985	788,930	187,050	553,943	47,676	261
平成2年 1990	829,455	150,692	612,257	61,085	5,421
平成7年 1995	856,878	129,858	645,941	80,794	285
平成12年 2000	887,164	123,766	647,283	111,959	4,156
平成17年 2005	924,319	127,608	639,711	152,231	4,769
平成22年 2010	961,749	123,972	606,496	198,850	32,431
平成27年 2015	962,554	126,311	606,130	230,113	—

千葉県総合企画部統計課「千葉県統計年鑑」及び千葉市の統計データ(平成27年度末)を加筆 (単位:人)

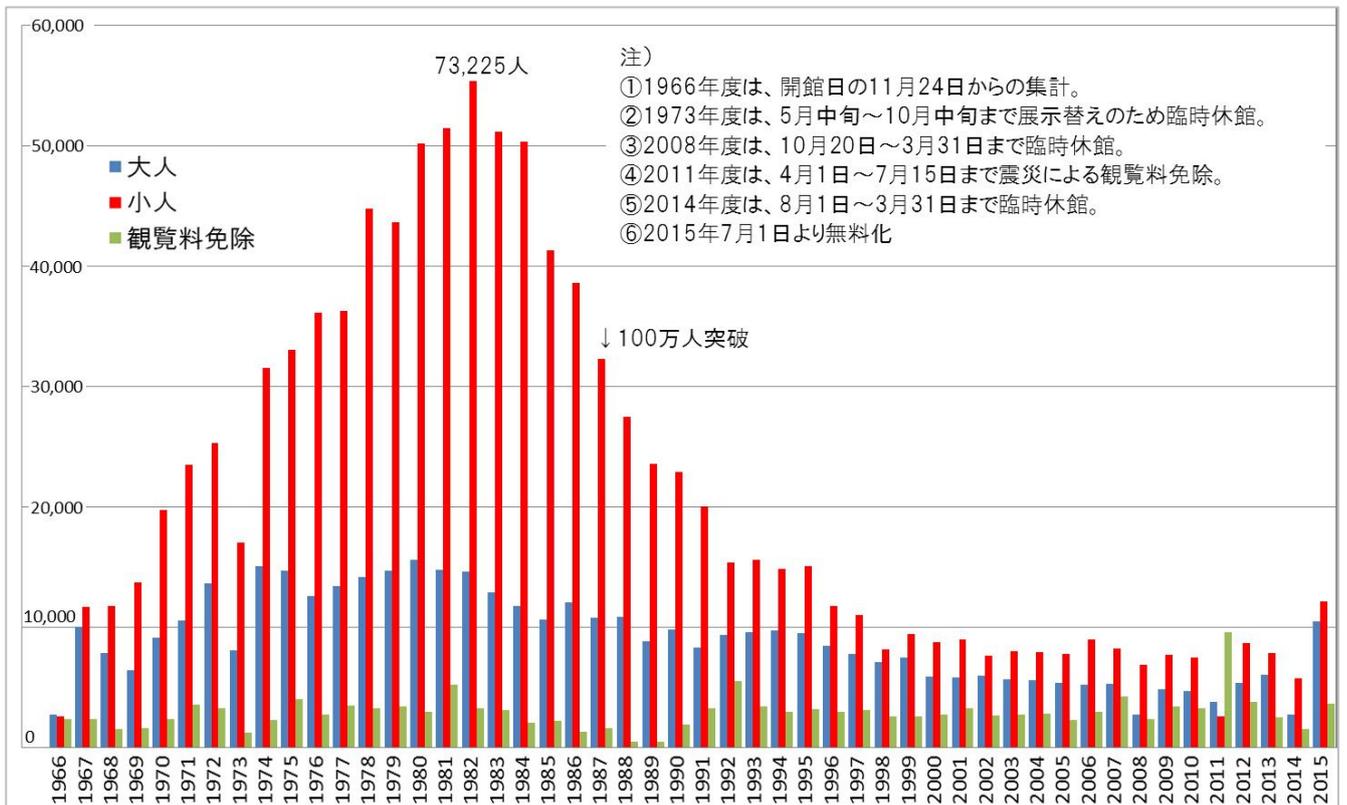


図5-2:博物館来館者の推移

4 運営に関する課題

(1) 調査研究体制

現在の加曽利貝塚博物館は、加曽利貝塚出土資料の分析をはじめ、必要な調査研究が十分に行える体制ではありません。今後は縄文文化と貝塚の性格を究明する拠点として研究型の博物館を構築していく必要があります。これまでに蓄積されてきた調査研究成果に加え、計画的な発掘調査に基づく新たな研究成果を世界に発信していくため、調査研究体制の整備と学芸員の資質向上が欠かせません。

また、先進的な研究を推進するためには、大学などの研究機関や関連分野の研究者との、より強固な連携・協力体制を築いていく必要があります。

(2) 史跡の管理体制

史跡の所有者、管理団体、公園管理者として、それぞれの立場からの管理が求められます。文化財保護法、都市公園法などの法令を遵守しつつ、適切な管理運営が行えるよう必要な体制を整えていかなければなりません。

また、文化財課が史跡と公園の管理を併せて担うことが適切かどうか、史跡整備の進捗を見ながら、管理体制のあり方についても引き続き検討を進めていく必要があります。

(3) 市民との連携・協働

現在、加曽利貝塚では、加曽利貝塚博物館友の会、加曽利貝塚土器づくり同好会、加曽利貝塚ガイドの会(ボランティア)の3団体が主に活動しています。また、加曽利貝塚を含む緑地や坂月川流域などの自然環境保護を行っている加曽利自然観察会や坂月川愛好会、縄文の森と水辺を守る会などの団体も活発な活動を行ってきました。

史跡の魅力を最大限に活用し、より多くの方々が史跡に集うことができるよう、博物館が起点となって、これらの団体と学校、地元自治会、市民グループ、企業などを取り込み、より発展的な連携・協働を創造する仕組みづくりが必要です。

第6章 史跡の保存管理

第1節 保存管理基本方針

第4章での史跡の価値の整理と、第5章での史跡の課題の整理を踏まえ、その価値を構成する諸要素を適切に保存・管理していくための保存管理基本方針を以下のように定めます。

【保存管理基本方針】

- 1 国民共有の財産として、恒久的に加曾利貝塚を保存し継承します。
 - ・本質的価値に基づき、よりよい保存と管理の方法を常に検討します。
 - ・価値の維持向上のため、適切な管理が行えるよう諸条件を整理します。

- 2 現状変更の取り扱い基準を明確化し、適切に運用します。
 - ・想定される現状変更や保存に影響を及ぼす行為を整理し、具体的な基準と方法を定めます。

- 3 適切な維持管理作業を継続的に実施します。
 - ・適切な維持管理作業を行うため、史跡の現状を正確に把握します。
 - ・恒常的に作業を継続できる体制づくりに取り組みます。

- 4 坂月川周辺の自然環境及び歴史環境を史跡と一体的に保全します。
 - ・自然環境のモニタリングを継続し、それを踏まえた適切な保全を実施します。
 - ・一体的な環境保全の効果的手法について、検討を進めます。

第2節 管理の方法

加曽利貝塚は史跡、公園そして博物館という3つの側面を持っています。それぞれに遵守すべき法令や、管理する対象が異なるため、維持管理を行うためにはその特性をよく理解し、効率よく行わなければなりません。日々の巡回や点検を基本として、安全管理、施設管理、植栽管理を適切に行います。

表6-1：維持管理年間予定表

管理	対象	作業種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	適用	
安全管理	史跡内 (園路、道路、ベンチ等)	巡回・清掃	←→												巡回ルート、点検項目を設定して行う。異常があった場合の報告手段と連絡体制も確立する。 修繕が可能な場合は速やかに行う。	
		点検	←→													
		報告	←→													
		修繕	←→													
施設管理	建物 (博物館、観覧施設等)	清掃	←→												清掃箇所と頻度等を設定し、点検しながら清掃する。 修繕は速やかに行う。	
		修繕	←→													
	側溝・雨水桝	しゆんせつ		←→											夏期の降雨時に行う。	
植栽管理	樹木	整枝	←→												強風などで折れた枝などの整枝は適宜行い、枯れ木の伐採は葉が落ち、乾燥した冬期に行う。	
		枯れ木伐採														←→
		病虫害防除	←→													
	植え込み	除草				←→		←→								植え込みは夏に2回程度手入れを行う。その際薬剤散布にて病虫害防除を行う。
		剪定				←→		←→								
		病虫害防除				←→		←→								
草地	草刈		←→		←→		←→			←→				年4～5回を目安。		

:この間で実施する。
 :必要な時に適宜実施する。

1 安全管理

史跡及び博物館には日々多くの来館者があり、安全面に十分配慮した管理が求められています。史跡は柵などに囲われていないため、昼夜を問わず出入りすることができます。午後5時15分には駐車ひろばが施錠されるため車両の入場はできませんが、閉門後も多くの方々が散歩やジョギングなどで、史跡を利用しています。

加曽利貝塚博物館では過去に収蔵品の盗難事件や復原住居への放火などの事件が発生した経緯から、24時間の有人警備を行っており、常時2名の警備員が巡回を行っています。しかしながら、15haに及ぶ史跡内を適切に管理するには、職員や警備員だけでは限界があります。そのため、史跡近隣の地域住民や公園利用者の目を借りて、異常や危険の早期発見と対処に努めていかなければなりません。日頃から、地域住民や利用者とのコミュニケーションを図りながら、信頼関係を築いていくことが大切です。

また、有毒の動植物や落雷などによる被害も想定し、緊急時の応急措置や連絡体制などをとりまとめた安全衛生マニュアルを準備します。

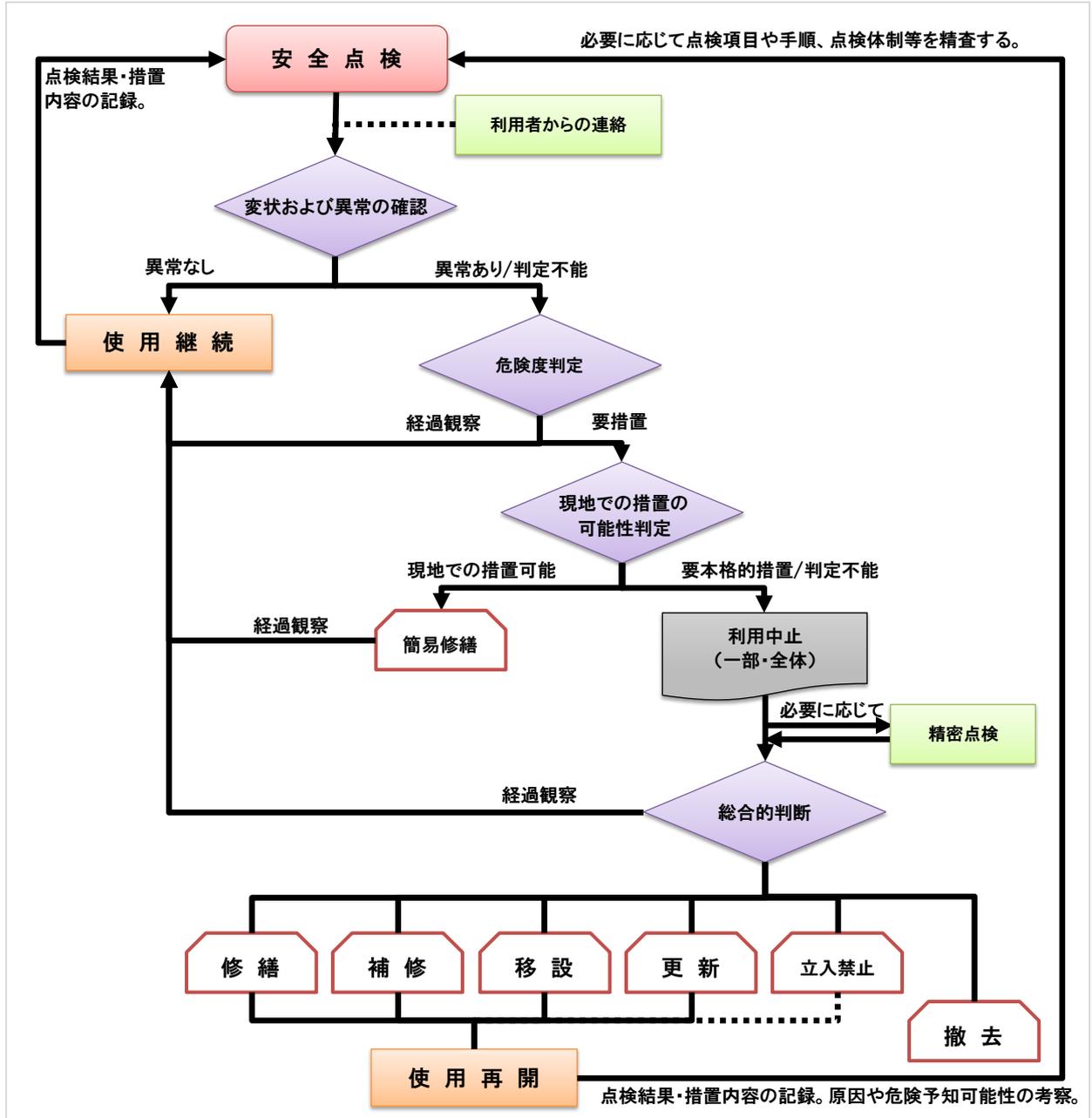


図6-1:安全点検フロー

* 修繕:部分的な修復や、消耗部材の交換など。
 補修:設備の寿命を延ばすことを目的に大幅な修理や交換を行うこと。
 更新:設備全体を取り替えたり、新しく作り直すこと。
 (『公園施設の安全点検に係る指針(案)』国土交通省平成27年4月より一部改変)

2 施設管理

史跡の中には、野外観覧施設や復原住居のように公開活用に欠かすことができない施設があります。それ以外にも博物館、収蔵庫、古民家(旧大須賀家住宅)などの施設が配置されています。これらの多くは縄文時代の景観を阻害しているため、今後10年以内を目安に史跡外へ移転していく予定です。

それまでの間は現在の施設を修繕しつつ、快適に利用できるよう施設管理を進めていきます。また、施設管理台帳を作成し、管理上の留意点や点検方法、点検結果、修繕内容などを記録し、事故の防止と緊急時に備えます。

表6-2: 主な設備点検とその周期

点検周期	点検内容
12か月	受水槽点検及び飲料水水質検査
6か月	消防用設備点検
2か月	電気設備点検
2週間	合併浄化槽点検

表6-3: 史跡内施設一覧

建物	竣工年月日	構造	用途	階	床面積 (㎡)	備考
加曾利貝塚 博物館	1966.7.15 (昭和41年)	RC	事務室、図書室、倉庫、講堂等	1階	329.85	総延床面積696.4㎡。1階に管理部分、2階が回廊部170㎡と展示室196㎡からなる展示室。
			常設展示室	2階	366.55	
第1収蔵庫	1966.7.15 (昭和41年)	RC	収蔵庫、写真室	1階	152.46	出土遺物、写真資料等の収蔵・保管。
第2収蔵庫	1992.3.31 (平成4年)	軽量鉄骨	収蔵庫、整理作業室	1階	280.28	展示の準備や整理作業などを行っており、もともと使用頻度が高い施設。
			講座室、ボランティア控室	2階		
第3収蔵庫	1975.3.15 (昭和50年)	軽量鉄骨	収蔵庫、倉庫	1階	198.74	遺物や図面の保管、貝層のメンテナンスのための薬品等を保管する。
			図面保管、薬品庫、友の会控室	2階		
北貝塚住居跡群 野外観覧施設	1968.3.31 (昭和43年)	RC	住居跡の実物が観覧できる施設	1階	282.00	博物館の開館と合わせて開場。
北貝塚貝層断面 野外観覧施設	1968.3.31 (昭和43年)	RC	貝層の実物が観覧できる施設	1階	224.30	博物館の開館と合わせて開場。
南貝塚貝層断面 野外観覧施設	1994.3.31 (平成6年)	RC	貝層の実物が観覧できる施設	1階	99.80	博物館の開館と合わせて開場。
復原住居1	2007.8.31 (平成19年)	木造	野外展示および縄文体験の場	1階	34.00	傾きが著しく、安全確保のために内部への立ち入りを制限中。
復原住居2	2012.3.28 (平成24年)	木造	野外展示および縄文体験の場	1階	36.00	博物館の開館日に内部を公開。
復原住居3	2016.3.26 (平成28年)	木造	野外展示および縄文体験の場	1階	28.00	博物館の開館日に内部を公開。
旧大須賀家住宅	1968.10.15 (昭和43年)	木造	内部公開、雨天時の退避所、土器づくり工房として利用。	1階	201.36	寄贈を受けて、幕張町より移築。
加曾利貝塚土器 づくり同好会工房	1972.8 (昭和47年)	軽量鉄骨	同好会の作品保管および作業場	1階	25.92	同好会の活動日(水、土、日)に内部の見学も可能。

3 植栽管理

加曾利貝塚の自然は、縄文時代の景観を再現する舞台装置として重要な役割を担っています。しかしながら、この保存すべき自然も、管理を怠ると遺構や景観に悪影響を与える要因となってしまいます。

史跡内の植生を適切に管理していくためには、まず、史跡内の自然環境の現状を把握する必要があります。その上で、目指すべき植生のあり方を定め、日々の植栽管理を適切に行っていかなければなりません。加曾利貝塚では30年ほど前の南貝塚の整備の際にこの植生調査を行い、花粉分析等の結果から、縄文時代の森を復原するため、詳細な計画の元に植樹がなされましたが、その後の管理が行き届かず、史跡への悪影響が出始めています。

今後は史跡整備基本計画の中で全体的なゾーンニングに沿った植生計画を策定し、日々の植栽管理に関しては、樹木台帳と植栽管理マニュアルを整備し、適切な植栽管理を着実に実行していきます。

【植栽管理の留意点】

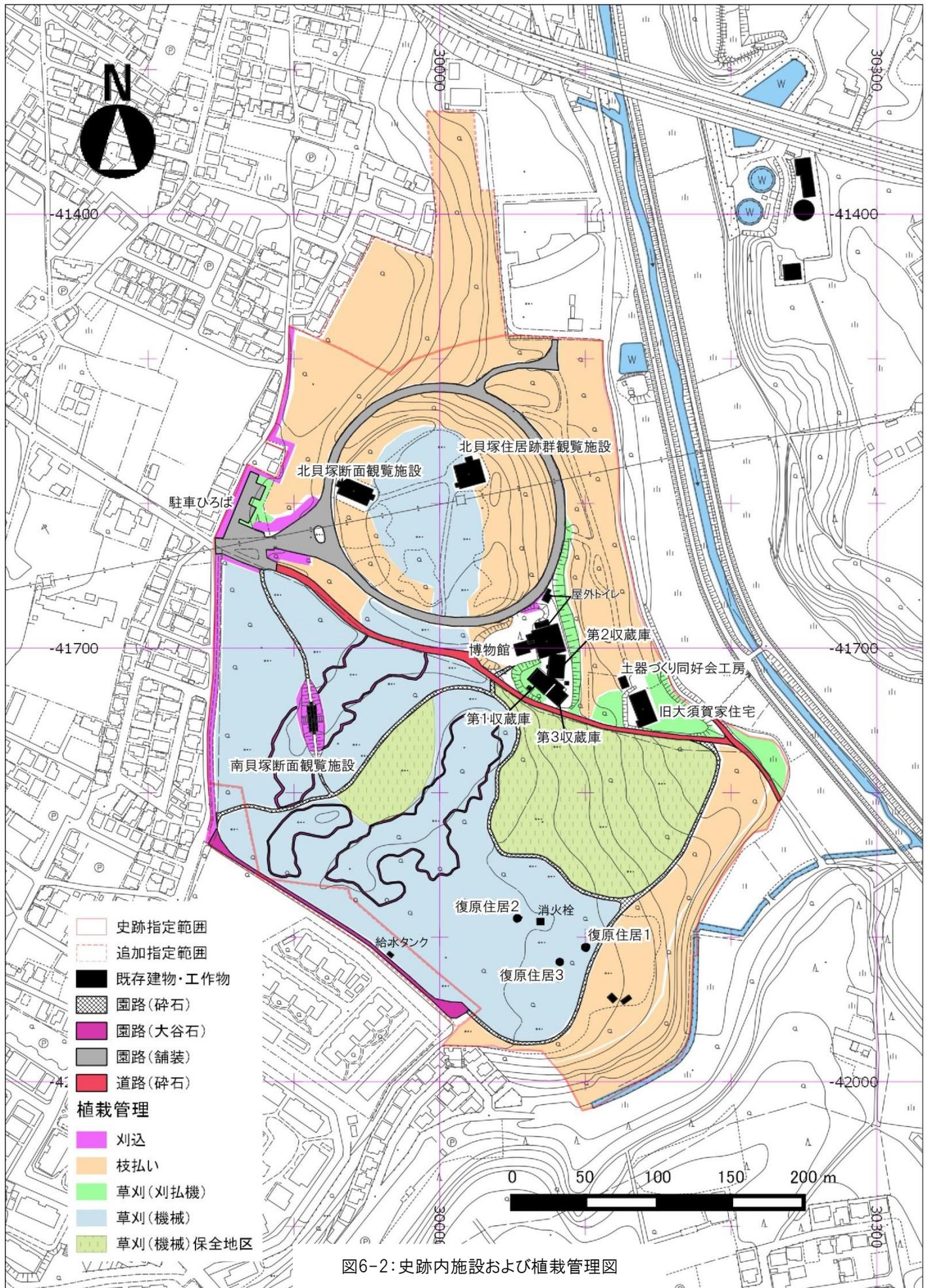
1. 直接的、間接的に人命や近隣の建造物等を傷つける可能性がある樹木は整理する。
2. 根が直接的に貝層や遺構を傷つける可能性がある樹木は整理する。
3. 貝塚、復原住居等への視界を阻害する樹木は整理する。
4. 整備計画の方針にそぐわない植栽は、原則として行わない。
5. 必要な植樹を実施する場合、園芸種や外来種等は避け、郷土になじまれている在来種を利用する。
6. 貝層への悪影響を避けるため、貝層の縁から10m以内に、高木種や根張りの樹種を植樹しない。
7. 老木や高木は定期的に調査し、腐朽や病害虫、災害による倒木や枝折れなどを事前に防止する。
8. 樹齢20から30年を目安とし、伐採が可能な樹木は入れ替えを行う。
9. 定期的に樹木医に調査を依頼し、植生の状態や管理方法などの指導を受ける。

表6-4: 目標植生と育成管理

目標植生	高木層	低木層	育成管理
自然林 (シイ・カシ林)	シラカシ、スダジイ、シロダモ、アラカシ、アカガシ、ヒサカキ、ヤブツバキ	アオキ、ヒサカキ、ヤブニツケイ、マチノキ、ヤブコウジ	・新たに造成する場合または落葉二次林をシイ・カシ林に遷移させる場合は、落葉樹の下に、シイやシラカシを植栽し、林縁部に低木類による保護植栽をする。 ・シイ、カシの成長を待つ、落葉樹を徐々に取り除く、長期的な育成管理を必要とする。
落葉二次林 (クヌギ・コナラ林)	クヌギ、コナラ、イヌシデ、エゴノキ、ケヤキ、エノキ、ムクエノキ、クリ、ウヅミズザ、クラ、コブシ、ヤマボウシ、ゴンズイ	ムラサキシキブ、ガマズミ、ウツギ、マユミ、コマユミ、ニワトコ、ヤマコウジ、アケビ、サマフサギ	・年1回の林内整理、下木の伐採清掃。 ・20～30年1回の伐採による新旧交代。
水辺林 (ハンノキ、カワヤナギ林)	ハンノキ、クヌギ	カワヤナギ、イヌユリ、イヌユリヤナギ、ネコヤナギ	・新たに造成する場合は、水に近い方からヤナギ類、ハンノキ、クヌギの順に植栽し、自然に成長させる。 ・冠水する部分は、湿地性草本類の生育を促す。
草地	【特色になるもの】 タチフウロ、カワラナデシコ、ヤマシロギク、リンドウ、ヒヨドリバナ、クララ、ヒキヨモギ、アキカラヤツ、レンリソウ、フタバハギ、ワレモウウ、オミナエシ他 【食用になるもの】 ノビル、アマドコロ、ナンテンハギ、ツリガネニンジン、ヨモギ、ヤマシロギク、フキ、ユウソウリナ、ノゲシ、ヤマイモ他 【薬草になるもの】 オミナエシ、オトギリソウ、クララ他		・原則として現状保全とする。 ・草刈は5月から11月の間に年5回、東傾斜面と南貝塚中央部の保護エリアは11月頃に年1回。 ・希少種等特定植物は草刈の前にマーキングを行い保護する。

表6-5: 地区別目標植生とその管理

大区分	小区分	目標植生	管理方針	管理手法
北貝塚	北側～東側	自然林（シイ・カシ林）、斜面林（シイ・カシ・ケヤキ林）	落葉広葉樹林として維持するが、長期的にはスタジイやカシ類を中心とした常緑広葉樹林への育成を図る。	・モニタリング調査を行いながら、適宜衰弱木の除伐等の管理を行う。
	中心部	草地（部分的に落葉樹・常緑樹植栽）	コナラ・クヌギを中心とした落葉広葉樹の高木林として維持する。	・林齢の高い落葉広葉樹林となっていて、草地にするには環境へ与える影響が大きいものと推測される。間伐を行って立木密度を減らし、疎林状にしていく。
	正門付近	落葉二次林（クヌギ・コナラ林）	常緑広葉樹林として維持する。	・間伐により立木密度を減らし、明るい環境にしていく。 ・シンボルツリーとして、スタジイを育成する。
南貝塚	中心部	草地（部分的に落葉樹・常緑樹植栽）	樹木を減らし、草地環境を復元する。	・樹木はすべてを除去するのではなく、草地中心部から間伐・除伐を行い、樹木を次第に減らしていく。
	正門付近	落葉二次林（クヌギ・コナラ林）	落葉広葉樹林を育成する。	・現況の樹木の生長をみながら間伐等の手入れを行い、落葉広葉樹からなる高木林を育成する。
	桜木川谷斜面	斜面林（シイ・カシ・ケヤキ林）	スタジイ・シラカシ等の常緑広葉樹が混生する、コナラ・イヌシデを中心とした落葉広葉樹林を育成する。	・基本的に手を加えず、モニタリング調査のみを行う。 ・竹林については拡大しないよう、除伐・伐根を行う。
	桜木川	現存植生保全域	ハンノキが点在する、湿生の草地群落として維持する。	・次第に陸化・乾燥化が進んでいくものと推測される。 ・湿生環境を維持するため、適宜耕耘や掘り起こし、ハンノキの除伐を行う。
坂月川	上流部	水辺林（ハンノキ・カワヤナギ林）	多様な湿生植生環境を復元・維持する。	・流路内のガマ群落やマコモ群落、ヤナギ類は維持する。 ・両岸のヨシ群落は、部分的にヨシの除去や耕耘、掘り起こしを行い、湿生低茎草地環境の創出・維持を図る。 ・竹林やエノキ等の落葉広葉樹は除伐を行い、生育範囲が拡大しないようにする。
	下流部	復元植生域（ハンノキ・カワヤナギ等水辺林）		
坂月川左岸	斜面	斜面林（シイ・カシ・ケヤキ林）	スタジイ・シラカシ等の常緑広葉樹が混生する、コナラ・イヌシデを中心とした落葉広葉樹林を育成する。	・基本的に手を加えず、モニタリング調査のみを行う。
	台地上	自然林（シイ・カシ林）、落葉二次林（クヌギ・コナラ林）、草地（部分的に落葉樹・常緑樹植栽）等	今後の土地利用計画と整合した、植生環境へ移行させる。	・基本的に手を加えず、モニタリング調査のみを行う。 ・土地利用計画に応じ、修景等を目的とした植栽を行う。 ・アカマツ林を保護する。 ・竹林については拡大しないよう、除伐・伐根を行う。



第3節 現状変更等の取扱基準

ここでは指定地内で予想される建築物や工作物の新築・増改築、樹木伐採等の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為(以下、「現状変更等」という)の取扱方針及び具体的な取扱基準を示します。

原則として、史跡の保存・活用・調査研究を目的とするもの以外は認めない方針ですが、市民生活や現状の土地利用に応じた調整が必要な場合もあります。電気、ガス、水道などの埋設管や電柱、道路など、公共の利益に資するものとは共存していくべきであるという立場から、地中の遺構や遺物に影響がない範囲で認める方針とします。

表6-6: 現状変更等の取扱基準

基本原則	・ 史跡の保存活用や調査研究を目的とするもの以外は、原則として認めない。
例外として現状変更等を許可する場合の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ＜史跡の保全＞ ・ 史跡の本質的価値を構成する要素のき損・衰亡を未然に防ぐ行為であること。 ・ 復旧・修復について、学術調査の成果等を踏まえて実施するもの。 ＜公益上の配慮＞ ・ 防犯、防災、または人命、財産の保護に関わる施設の設置については、設置場所、形状、色彩等が史跡に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう配慮されたものであること。 ＜史跡の公開活用＞ ・ 史跡の公開活用に資する整備については、施設の設置場所、形状や色彩、施工方法等が史跡に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう配慮されたものであること。 ・ 史跡の実態把握、復旧修復または公開活用に資する発掘調査の実施は、必要性があると判断される場合に限り認める。
実際の現状変更等に際しての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に確認調査を行い、重要遺構が確認された場合にはその保存を最優先とする。 ・ 確認調査や現状変更等に際しては、遺構を損なわずに行うこと。 ・ 史跡としての景観に影響を与えないよう建築物、工作物等の工法、外観等は十分に配慮すること。 ・ 現状変更等の取り扱いについては、各種法令との調整を図りながら行うこと。

第4節 現状変更に伴う許可申請区分

史跡指定地内において、維持作業や災害等の応急措置を行う場合は文化庁長官の許可は必要ではありませんが、それ以外の現状変更行為等を行おうとする場合には、文化財保護法第125条により、文化庁長官の許可が必要になります。ただし、同施行令第5条4項により、軽微な現状変更に関する場合は千葉市に許可権限が委譲^{いじょう}されています。そのため現状変更行為の程度を規定し、適切な申請による円滑な保存管理を行う必要があります。

この手続きには時間を要するため、史跡指定地内で開発の計画がある事業者には、計画の早い段階で千葉市教育委員会まで連絡をいただき、余裕をもって事前協議を行う必要があります。

第6章 史跡の保存管理

表6-7: 現状変更行為等に伴う許可申請区分

許可申請区分		行為の内容	注意事項
許可申請不要	非常災害時の応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時に人命、財産を保護するための緊急的な安全対策措置 ・き損、又は衰亡しているときに、被害の拡大を防止するための応急措置 ・き損、又は衰亡したときに、被害前の原状に戻すための復旧措置 ・一部がき損、又は衰亡し、その復旧が明らかに不可能である場合の除去措置 	・可能な限り、史跡への影響がないよう配慮すること
	維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の剪定、枝払い、下草刈り、病虫害駆除などの維持管理措置 ・既存施設や工作物の維持管理行為 	・樹木の伐採は緊急を要する危険木のみとする
千葉市教育委員会	保存に及ぼす影響が軽微な行為	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築、増改築、除去 ・土地の形状変更を伴わない道路等の修繕 ・既設埋設物(水道管、暗渠排水管等)の補修、除去 ・抜根を伴わない樹木の伐採 	・現状変更等に伴う行為を計画する場合は早めに協議をもち、調整すること
文化庁長官	現状を変更する行為全般	上記以外の行為全般 <ul style="list-style-type: none"> ・建物や工作物等の増改築および除去等 ・道路等の新設および改修等(既掘削範囲内での実施に限る) ・地形の変更を伴う掘削、盛土、切土等 ・現状の景観に大きな影響を及ぼす行為 	・表面的、物理的な現状変更を伴わない行為(イベント、コンサート等)であっても、史跡の価値を著しく損なう行為は禁止対象となる

第5節 保存管理のための地区区分

史跡内の貝層や遺構の分布状況と、地形や樹木の様相などをもとに地区区分を設定し、その地区ごとに保存管理方法、現状変更の取扱い方針などを定めていきます。

今後の史跡整備ではこの地区区分をもとに、土地の有効な利用計画を策定していきます。

表6-8: 保存管理地区区分

管理地区		説明
A	貝層とその内部の窪地	加曾利貝塚の中心をなすところで、もっとも重要な地区。
B	台地上の平坦地	住居跡が多く発見されており、貝塚と集落の関係を示す重要な地区。
C	河岸段丘上の平坦地	大型建物跡や船着場推定地などがある地区。
D	緩斜面の緑地	住居跡が点在し、台地と低地を結ぶルートとなる地区。
E	急斜面の緑地	縄文の景観を保全する地区。
F	施設地区	駐車ひろば、博物館、収蔵庫として利用されている地区。

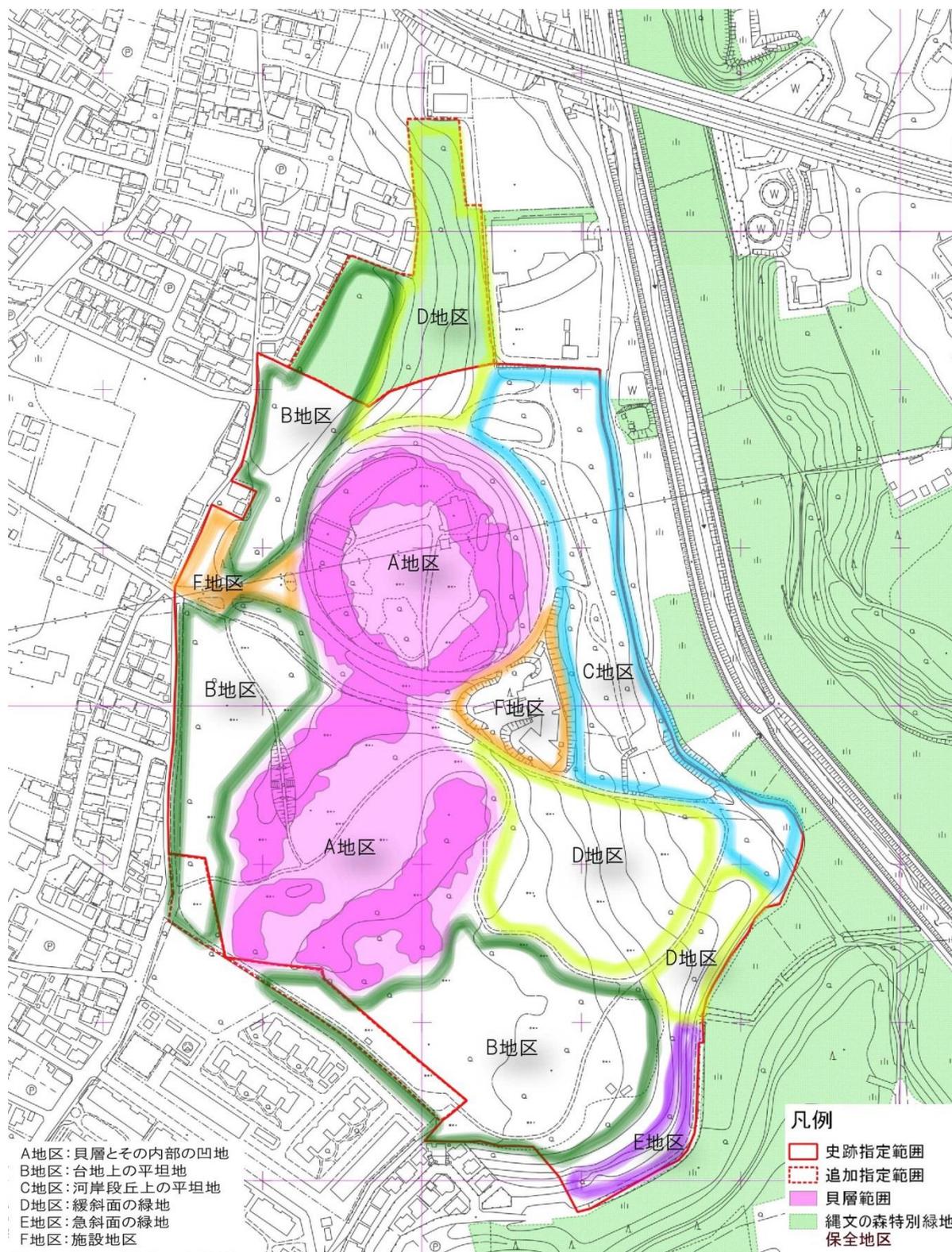


図6-3: 保存管理地区区分

1 A地区（貝層とその内部の窪地）

【現況】

史跡の本質的価値の中心をなすところで、貝層と遺構、遺物が良好な状態で保存されている範囲です。

北貝塚は環状の貝層の上に雑木林が繁茂し、中央の窪地は草地となっています。野外観覧施設が2つあり、1960年代に発掘された住居跡群や貝層断面をそのままの状態で見ることが出来ます。今日でも多くの来館者が訪れていますが、建築から50年を経過し、老朽化に伴う改修やバリアフリーへの対応などが必要となっています。

南貝塚は馬蹄形の貝層範囲を大谷石で縁取り、貝塚の形を表現しています。中央の窪地も含めて全域に草地が広がっています。季節の草花や、市内でも数少なくなってしまったススキ群落を見ることが出来ます。野外観覧施設としては貝層断面観覧施設があり、1960年代の発掘調査で検出された長さ30mの貝層断面を見ることが出来ます。施設自体はバリアフリー対応となっていますが、施設までの園路が砂利敷きになっており、改修が必要になっています。

【取扱方針】

貝層は良好に残存していることから、樹根などによる悪影響を軽減しつつ、現状の草地環境と可能な限り共存し、適切に保存管理します。

現状変更等については、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は原則として認めません。

2 B地区（台地上の平坦地）

【現況】

A地区と並び、史跡の本質的価値を構成する縄文時代の集落が広がる範囲です。竪穴住居や貯蔵穴などの遺構と遺物が良好な状態で保存されています。現状では雑木林が広がっていますが、史跡の南東に位置するエリアは、実際に発掘調査で住居跡が確認された場所の真上に、竪穴住居を復原し、貝塚と集落の位置関係を実体験できるようになっています。復原住居の中は見学が可能で、時折、実際に炉で火を焚いたり、土器で煮炊きをしたりしています。

雑木林の中は、園路以外も自由に散策できるため、自然観察やウォーキングを楽しむ方々が多くいます。

【取扱方針】

住居跡などの遺構が良好に残存している部分が多いため、保護が必要なエリアになります。ただし、活用事業等を行う場合、平坦な草地はもっとも利用しやすいエリアでもあるため、50cmほどの盛土で保護されています。復原住居を建てて、活用事業を行っていますが、これは盛土のエリアにあたります。原則として現状変更等は、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は認められませんが、史跡を保護しつつ、積極的に活用していけるよう十分検討していきます。

3 C地区（河岸段丘上の平坦地）

【現況】

大型建物跡や船着場推定地など縄文時代のくらしの断片を再現するために、非常に重要なエリアとなっています。未調査部分も多く、遺構や遺物が良好な状態で保存されていると予想される範囲でもあります。

大型建物跡と船着場推定地には説明板が設置されていますが、特に整備はなされていないため、なかなか当時の様子をイメージすることが難しい状況です。

【取扱方針】

遺構や遺物は良好に残存していると思われることから、原則として現状変更等は、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は認められませんが、史跡を保護しつつ、積極的に活用していけるよう十分検討していきます。

4 D地区（緩斜面の緑地）**【現況】**

貝塚がある下総台地と坂月川がある低地は15mほどの比高があり、通常は急斜面となっていますが、加曾利貝塚の中央部から、坂月川へ下るエリアには緩斜面が伸びており、台地上の貝塚と交通手段であった川を結ぶ重要な通路となっていたところです。試掘調査の結果、数は少ないものの堅穴住居跡や土坑などが見つかっています。

現在は砂利敷きの市道が走り、その南側に希少植物が多く見られる雑木林が広がっています。草地は加曾利自然観察会などの有志の方々によって、保全活動が行われています。

【取扱方針】

密度は低いものの遺構や遺物は良好に残存していると思われることから、原則として現状変更等は、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は認められません。また、希少植物等も多く見られるため、地中の埋蔵文化財だけでなく、四季折々の自然環境にも配慮が必要と考えます。

5 E地区（急斜面の緑地）**【現況】**

史跡の東側と南側に延びる谷に添って、急斜面があります。雑木林に被われて、下草もあまり生えてはおりませんが、緑のカーテンとなり、縄文時代の景観を演出しています。

【取扱方針】

発掘調査の履歴がないため、遺構や遺物の状況はわかりませんが、原則として現状変更等は、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は認められません。

6 F地区（施設地区）**【現況】**

西側の入口付近に駐車ひろば、貝層を挟んで東側に博物館、収蔵庫等の施設があります。駐車できる台数は20台ほどと少ないものの、駐車ひろばの稼働率は高く、平日でもほぼ満車の状態です。博物館は年間3万人近くの来館者があり、団体見学や家族連れなど多くの利用者がいます。

駐車ひろばの下には、埋蔵文化財包含層が保全されていますが、博物館や収蔵庫のある場所は遺構がないということで施設の建築が行われましたが、どのように確認したのかという記録が残っていないため、地下の状況は不明です。

【取扱方針】

原則として現状変更等は、保存、活用、調査研究を目的とするもの以外は認められませんが、今後、駐車ひろばや博物館等の史跡外への移転にともなう撤去工事の際には、地下の保存状況を確認するため、確認調査等が必要です。

第6節 出土遺物の保存と管理

加曽利貝塚で行われた数々の発掘調査で出土した様々な遺物は、史跡の価値を物語る重要な構成要素であり、適切な保存と管理が必要となります。

第7節 記録資料の保存と管理

加曽利貝塚で行われた多くの発掘調査や調査研究の成果は学会や報告書、書籍などで公表されていますが、その基礎となる膨大な資料も、その成果の根拠として重要な資料であり、適切な保存と管理が望まれます。

これまで個別に行われてきた発掘調査の成果を平成24年度から4年間をかけて再整理し、加曽利貝塚総括報告書を取りまとめています。この際、写真、図面、調査日誌、野帳などの調査記録も総動員して資料整理を行っており、これらの資料も、今後の調査研究や公開活用に利用できるよう、デジタル化を行った上で、データベースを構築しアーカイブ化を行っていきます。

第8節 指定地公有化の方針

史跡指定地内は、東京電力パワーグリッド株式会社の送電鉄塔用地を除いてすべて公有地化されていますが、平成28年度に追加指定申請をした範囲には、2筆の私有地が含まれています。今後は土地所有者の理解と協力を得ながら適切な保存管理を行うとともに、公有地化へ向けた調整をしていく必要があります。

第9節 周辺との一体的な保全と追加指定

史跡に隣接する樹林や谷津の低湿地には、加曽利貝塚に関連する重要な遺構や遺物が埋蔵されている可能性が高いため、慎重な対応が必要となります。重要な遺構や遺物が発見された場合は、詳細な確認調査によって、その範囲と性格を明らかにし、加曽利貝塚との関連性を吟味した上で、追加指定による保存を進めていきます。

第7章 史跡の活用

第1節 史跡活用基本方針

文化財保護の目的は保存と活用にありますが、本来の目的は活用にこそあり、保存はその活用を実現するための必要条件であり、大切な方法や手段であります。現在、そして将来においても、継続的に大切な文化財を活用していけるよう、バランスのとれた保存活用計画を定め、着実に実行していきます。

【 史跡活用基本方針 】

- 1 加曽利貝塚を中心として縄文文化と貝塚を究明し、調査研究の成果を発信します。
 - ・発掘調査や資料調査による発見を通して、本質的価値の向上を図ります。
 - ・研究成果は、展示や研究発表等を通して、速やかに発信します。
 - ・研究機関と連携し、調査研究と成果の公開・活用を推進します。
- 2 縄文人の暮らしの知恵を学ぶ機会を提供します。
 - ・発掘調査や、出土遺物などの研究に加え、自然環境の調査と保全を通じ、自然と共生していた縄文人の暮らしを再現し、展示・解説に活かします。
 - ・縄文時代の暮らしが体感できる体験型事業を実施します。
- 3 史跡に多くの人が集い、地域に活気をもたらす仕組みを築きます。

第2節 活用の方法

1 研究における活用

史跡の活用の幅を広げ、内容の深化を図るために、調査研究を欠かすことはできません。この調査研究を実践するために、中核となる研究型の博物館を設置し、国内外の大学や研究機関との連携研究を積極的に推進していきます。

これまで加曽利貝塚の保存を第一に考え、計画的な発掘調査を行ってきませんでした。これからは博物館を主体に魅力ある研究テーマを設定し、小規模ながら継続的な発掘調査を行っていきます。この際、発掘調査や整理作業などの研究過程をオープンにし、ラボの一般公開や市民参加による発掘調査なども積極的に行います。

発掘調査で得られた最新の成果を元にシンポジウムの開催、論文発表、外部研究員の誘致など、対外的な活動にも力を入れ、貝塚研究の発展とその成果の情報発信を推進します。

2 学校教育における活用

市内の小学6年生の多くは歴史の授業がはじまる春に、加曽利貝塚で縄文時代の生活や貝塚について学習しています。しかしながら、子どもたちが本物の史跡や文化財に触れながら学習に取り組む機会は、まだまだ少なく、教育分野における史跡の活用を推進していく必要があります。

現在のプログラムは小学生を対象としたものが多く、その他の世代向けのメニューや年間を通じて継続的に行えるメニューなど、バリエーションを持たせたものも検討していかなければなりません。

加曽利貝塚博物館では大学の学芸員養成課程や考古学専攻生向けの実習を実施していますが、これまで以上に積極的な受け入れを行い、研究成果を活用した教育プログラムを実施していきます。

表7-1: 学校教育での活用例

分類	科目・課程	幼児	小学校	中学校	高校	大学	学習内容
情操教育	道徳	●	●	●			伝統・文化の尊重、自然愛護
	図工・美術	●	●	●	●		造形への関心、鑑賞、土器づくり、自然クラフト
社会科 ・ 人文科学	歴史		●	●			縄文時代のくらしと貝塚
	郷土史		●	●	●		縄文時代の千葉市の様子
	考古学					●	考古学研究(貝塚、集落、遺物、動物考古)
	地理			●	●	●	下総台地、谷津田、河川
	地質			●	●	●	関東ローム、海進海退
理科 ・ 自然科学	植物	●	●				落葉広葉樹林、木の実、草花
	昆虫	●	●				チョウ、セミ、トンボ、カブトムシ
	貝		●				食用の貝(イボキサゴ、ハマグリ)
	生態系(里山里海)		●	●	●	●	生態系と人間のくらし
キャリア教育	職場体験		●	●			学ぶこと、働くことの意義の理解
	インターンシップ				●	●	現実的探索による勤労観、職業観の体得
資格養成	学芸員養成課程					●	博物館での館務実習
	考古学実習					●	史跡見学や発掘調査などの実習
	教職課程					●	史跡を活用した授業プログラム作成
	社会教育主事課程					●	史跡を活用した社会教育プログラム作成

3 社会教育における活用

史跡は世代を越えてさまざまな立場の方々が集い、生涯学習の場として活用することが可能です。ここを交流の場として、相互に協働し、刺激し合うことで、地域社会を活性化することも期待できます。



図7-1：土器づくり講座

【社会教育分野での活用例】

1. 新しい切り口で公開講座やシンポジウム等を開催し、多くの方々の理解を深める交流の創出。
2. 博物館友の会、ボランティアガイド、土器づくり同好会などの活動を担う人材の育成の補助。
3. 団体に属さない市民や市外からの来訪者が、気軽に参加し、協働できるイベントや枠組みづくり。
4. 史跡見学や自然散策だけではない、多様な社会教育活動のニーズに応える拠点づくり。
5. 市民参加型の調査研究、季節ごとに遺跡の魅力を活かした地域イベントの創出。
6. 縄文時代の史跡や貝塚を有する他市町村との交流事業。

4 広域における活用

現在、加曽利貝塚博物館では表7-2のような教育普及活動を行っていますが、地域の自然的・歴史的・社会的背景における史跡の役割を十分に把握し、広域的つながりの中での活用を推進していきます。

具体的には、加曽利貝塚に暮らした人々の生活の全体像を把握するため、史跡外の自然や景観の中からその要素を抽出し、サテライトとして連携(リンク)させることで、各地域が一体となった活用を推進します。このような広域での活用を通して、加曽利貝塚についての理解を高めるとともに地域振興の一助となる取り組みを実践します。(図7-2、図7-3参照)

この史跡とサテライトの循環が、千葉市内陸部の主要な観光資源となり、周辺商業地の活性化と中心市街地からの回遊性の向上をもたらすと期待されます。

表7-2: 現在行われている主な活用一覧

区分	活用内容	概要
主催イベント	縄文まつり	博物館が開館した11月頃に各種縄文体験イベントを実施。
	縄文ひろば	ボランティアが中心となり、火起こしやアングイン編み等の縄文体験を実施。
	ナイトミュージアム	博物館の夜間開館と竪穴住居での夜を体験。
	土器ドキ発掘体験	発掘調査や遺物の整理作業を疑似体験する。
講座	考古学講座	考古学に関連するテーマに沿って、最新の研究成果を紹介する講座。
	郷土史講座	考古学に限らず、千葉市にまつわる歴史関連の講座。
	土器づくり	縄文土器の製作技術を体験・学習することを目的として開催。
学校教育	歴史学習のための社会科見学	社会科で歴史学習をはじめめる小学6年生を対象とした史跡見学と各種縄文体験。
	総合的な学習の時間への対応	市内外の学校への出前授業の実施。
人材育成	職場体験の受入	中学生に博物館での業務を体験してもらう。
	派遣研修の受入	小学校の社会科教諭を受け入れ、博物館での教育普及活動を体験してもらう。
	博物館実習の受入	博物館学芸員課程を履修している大学生のための実践に即した実習。
	博物館ボランティア育成講座	展示解説・体験学習等で活動できる博物館ボランティアの育成。
出張派遣	出張展示	生涯学習センター、公民館、図書館等で遺物やパネルの展示。
	イベントでの広報活動	千葉モノレール祭り、駅からハイキング、まなびフェスタ(生涯学習関連イベント)、区民まつり、公民館まつり他。
	かそりーぬ	PR大使かそりーぬによる加曽利貝塚PR活動。イベントや啓発活動への協力。
	講師の派遣	諸機関・諸団体の求めに応じ講師を派遣。

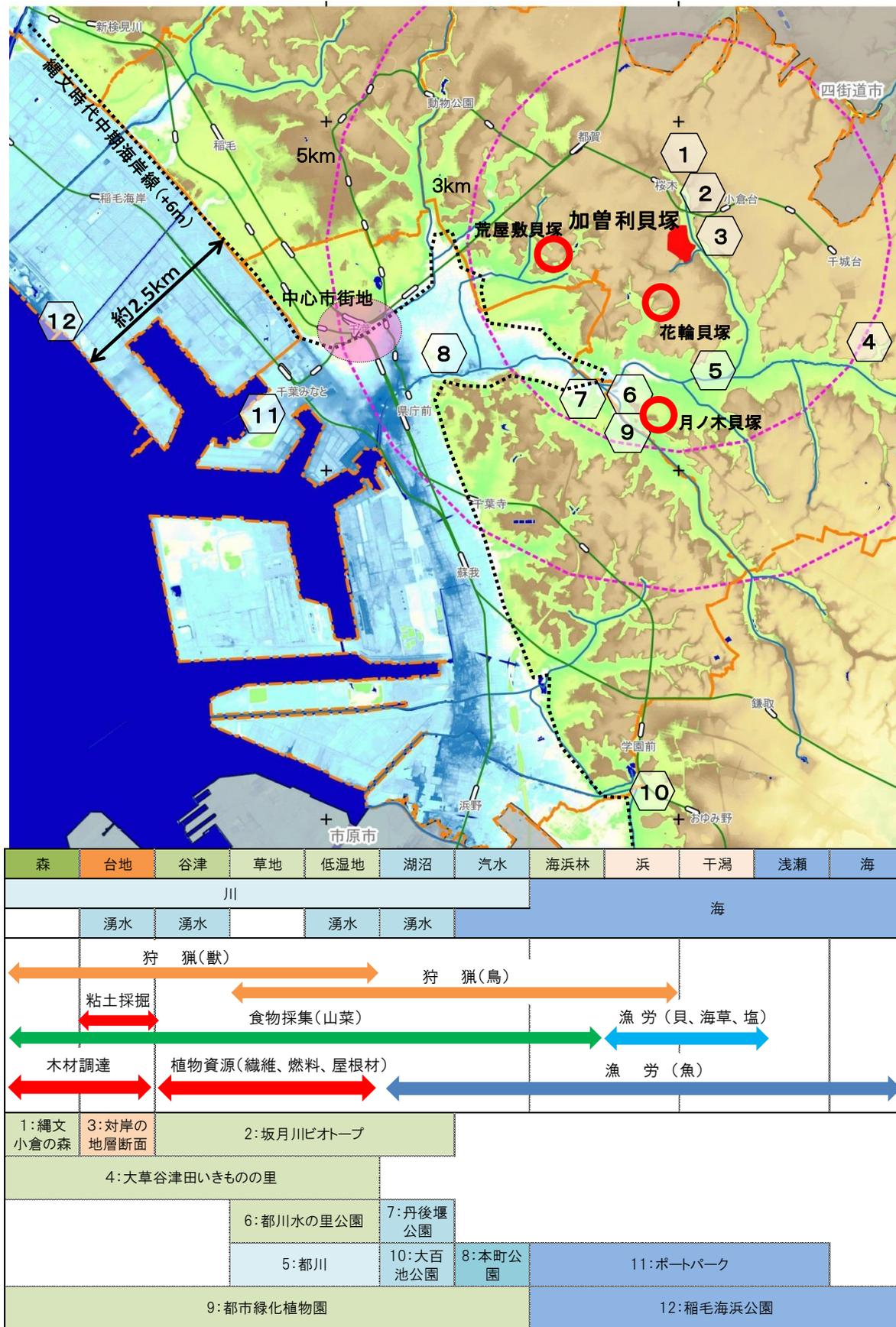


図 7-2: 加曾利貝塚サテライトイメージ

第7章 史跡の活用

1	2	3	4
森	湧水・低湿地	台地	森・湧水・谷津
縄文小倉の森	坂月川ビオトープ	加曾利対岸の地層断面	大草谷津田いきもの里
			
5	6		7
低湿地・川	湧水	低湿地	湖沼
都川(浄化施設周辺)	都川水の里公園		丹後堰公園
			
8	9	10	11
汽水	植物	湖沼	干潟
本町公園	都市緑化植物園	大百池公園	ポートパーク
			
11	12		
浅瀬	海浜林	浜	海
ポートパーク	稲毛海浜公園		
			

図7-3: 加曾利貝塚サテライト

第8章 史跡の整備

第1節 史跡整備基本方針

縄文時代の貝塚文化を代表する貴重な史跡として、適切な保存・管理の着実な実行に加え、史跡の価値や魅力を正しく伝え、理解してもらうための公開・活用を円滑にすすめることができるよう適切な史跡整備をしていきます。

また、良好な眺望や史跡を取り巻く豊かな自然を取り込み、史跡とともに魅力ある空間の創出を目指します。

【 史 跡 整 備 基 本 方 針 】

- 1 加曾利貝塚のもつ本質的価値を保存・継承するための整備をします。
- 2 縄文文化と貝塚を究明し、成果を発信していく研究施設を整備します。
- 3 縄文時代の景観と人々の暮らしが体感できる整備をします。
 - ・史跡周辺の自然環境を含めた一体的な保全により、縄文時代の景観を再現します。
 - ・縄文人の生活跡の断片を再現し、当時の暮らしが垣間見られる空間を創出します。
- 4 加曾利貝塚を拠点に市民が活動できるよう、地域交流の場を整備します。
- 5 史跡への交通アクセスや便益施設の整備等、利用者の利便性向上を図ります。

第2節 整備の方法

史跡の整備は、保存のための整備と活用のための整備の2つに分けることができます。これまで千葉市は保存に軸足を置き、積極的な整備を控えてきました。しかしながら、史跡の公開・活用を推進することによって、多くの方々に加曾利貝塚を知っていただき、史跡に愛着を持っていただくことが史跡保護への近道であるとの考えから、史跡の保護に配慮しつつ、積極的に史跡を活用する方向へ舵を切ることとしました。

実際の整備に当たっては、専門家による千葉市史跡保存整備委員会に諮り、千葉県教育委員会、文化庁からの指導を得ながら計画的に実施していくこととします。

1 保存のための整備

史跡加曽利貝塚を確実に保存し、後世に引き継いでいくために、日常的な維持管理を適切に行うとともに、樹木や今日的利用による悪影響、自然災害によるき損などを未然に防止するための対策を計画的に実施していきます。

【保存のために必要な整備】

- ・盛土が薄いため、貝が露出してしまっている貝塚の保護。
- ・貝塚を横切っているため、悪影響を及ぼす園路の見直し。
- ・貝塚の上に根を張り、貝層に悪影響を及ぼしている樹木の整理。
- ・史跡内で景観を阻害している博物館、収蔵庫などの施設群の移転とその後の修景。

2 活用のための整備

先に示した基本方針に基づき、史跡内で縄文時代の景観と人々の暮らしが体感できる整備を進めるとともに、周辺の自然環境の保全を図りながら、史跡外に調査研究と地域交流の拠点となる博物館の設置を目指します。

しかしながら、限られた財源と人員の中で整備を着実に実施していくためには、市民の参加を促し、積極的な協働を実現していかなければなりません。よって、今後、策定する史跡整備基本計画の中では、具体的かつ実現可能性の高い計画を練らなければなりません。

【活用のために必要な整備】

- ・史跡へ至るまでの誘導サインや、史跡内の案内板。
- ・現在の野外観覧施設に追加して、新たな遺構の復原展示・表示等。
- ・総合案内として、解説、展示を担う施設(博物館)。
 - 調査研究の過程を公開し、その成果を情報発信する。
 - 市民参加、地域交流の拠点として機能させる。
- ・縄文時代の暮らしを追体験できる体験学習施設(ガイダンス施設)の設置。
- ・交通アクセスを改善し、利便性を向上させる。
- ・園路や便益施設のバリアフリー化。
- ・多言語化への対応。

第3節 史跡整備と自然環境の調和

周囲を住宅地に囲まれた史跡と縄文の森特別緑地保全地区の自然は、縄文時代を思い起こさせる景観として、重要な役割を担っています。しかしながら、この保存すべき自然も、ひとたび管理を怠ると、大木化した樹木の根は史跡にダメージを与え、立ち枯れた枝は落下し、来跡者の安全を脅かします。

植物は年々成長し、姿を変え、動物は自然の変化を敏感に察知して、生息場所を変えていきます。これらの変化を調整しながら、目標とする縄文時代の景観を構成していかなければなりません。そのためには、自然環境の現状を詳細に把握し、動植物に配慮した整備・活用を実践することで、史跡整備と生物の調和を実現していきます。

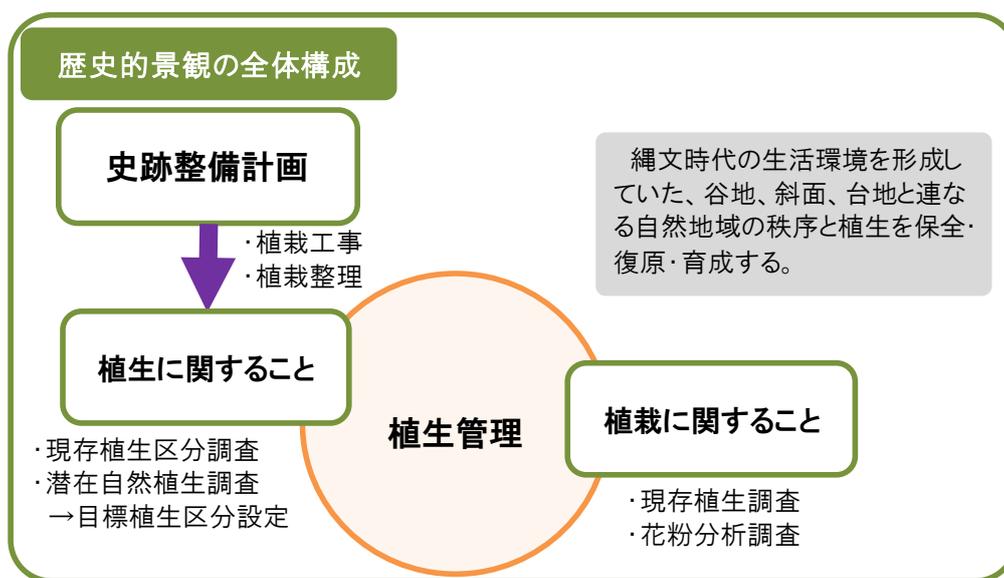


図8-1：史跡整備と植生の管理

史跡内の植生は現在の植生を守っていく「保全植生域」、縄文時代にあったであろう植生に近づけるための「復元植生域」、園路や施設周りなどに目隠しや遮蔽^{しゃへい}するために植える「人為植生域」の3つに分類しました。(表8-1参照)それぞれ目標とする植生を定めて、史跡の歴史景観の復原、安全性や利便性の向上、体験プログラムでの活用に努めます。

そのために史跡内を目的や用途によって、史跡保護を優先する地区、自然保護を優先する地区、活用を目的とした地区などに区分して、それぞれに応じた整備を行います。

表8-1：目標植生区分案

計画区域	区域説明	現況	目標植生
保全植生域	現存植生の保全を主としながら、必要に応じて間伐や補植を行い目標植生への遷移を促す地域。	斜面緑地林	シイ・カシ・ケヤキ等斜面林
		草地	草地保全、シラカシ・コナラ等点在
		クヌギ・コナラ二次林	クヌギ・コナラ二次林として保全し、ゆくゆくはシイ・カシ林に遷移
復元植生域	現況土地利用に関わらず潜在的な土地条件により目標植生を設定し、育成管理により目標植生の達成を図る区域。	クヌギ・コナラ等落葉樹林	シイ・カシ林に遷移させて保全
		畑地その他	シイ・カシ林及び二次林
		谷地・水田	ハンノキ・カワヤナギ等の水辺林
人為植生域	施設等に伴う特殊な植栽部分。樹種は郷土樹種に限らず、目的に応じて選択する。	-	施設周りの修景植栽
		-	周辺目隠しや、フェンスとしての遮断植栽

第4節 史跡整備と環境影響評価

開発による重大な環境への影響を防ぐためには、その開発事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。このような考え方から生まれたのが、環境影響評価法です。この法律に基づいて環境への影響評価を行う制度を環境アセスメント制度と呼びます。

環境アセスメントでは、まず、開発の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行います。この結果を公表して一般の方々、公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていきます。

史跡加曾利貝塚の史跡範囲は約15ha、その周辺での博物館や園路等の整備を含めても総面積は25ha未滿となります。また、博物館、園路、便益施設等の新設はあるものの、主な整備内容は既存建物や工作物の撤去とそれに伴う修景・緑化工事です。そのため、史跡整備事業は環境アセスメントの対象とはなりません。一部で樹木の伐採や土地の造成を含むため、生物の保全や自然環境との調和を掲げる史跡加曾利貝塚の整備においては、通常的环境アセスメントで検討すべき項目を参考にしつつ、地域特性や事業特性に応じた影響評価を検討する必要があります。(表8-2参照)

また、遺跡は自然環境の中で連続的に経年変化をしていきます。この変化をできるだけ小さくするために植生管理などのメンテナンスを行います。モニタリング(経過観察)を継続的に行うことで、遺跡や植生の変化を数量的に把握しながら、体系的に管理することが可能となります。史跡整備に際しては、モニタリングの対象や方法等についても、検討していく必要があります。

表8-2: 環境アセスメントの対象となる環境要素の範囲

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持		
大気環境	水環境	土壌環境・その他の環境
大気質	水質	地形、地質
騒音	底質	地盤
振動	地下水	土壌
悪臭	その他	その他
その他		
生物の多様性の確保および自然環境の体系的保全		
植物	動物	生態系
人と自然との豊かなふれあい		
景観	ふれあい活動の場	
環境への負荷		
廃棄物等	温室効果ガス等	

第5節 ゾーンニング

約15haにおよぶ史跡指定地は、坂月川流域を含む縄文の森特別緑地地区に囲まれ、史跡を核とした歴史的地区と自然が融合する、非常に恵まれた環境にあります。これらを一体として計画的に活用するために、対象地域をいくつかのゾーンに区分し、整備を実施していきます。(表8-3参照)

【ゾーンの概要】

遺構保存ゾーン：遺構の保存を主体とするゾーン

公開活用ゾーン：史跡内では史跡を保護しつつ、公開展示を行うゾーン

自然保護ゾーン：指定地内外の自然を保護し、縄文時代の景観を再現するゾーン

縄文植生ゾーン：縄文時代に利用されていた植生を再現し、体験学習等に活用するゾーン

水辺公園ゾーン：史跡外の水辺を中心に公園の整備を行い、新博物館と史跡を結ぶゾーン

表8-3:ゾーンニングと整備案

ゾーン	エリア	指定地内/外	箇所	整備内容
遺構保存ゾーン	貝層保存エリア	内	北貝塚及び南貝塚の貝層部分	・貝層の保護措置、貝層に影響を及ぼさない園路 ・野外観覧施設の改善
	中央広場エリア	内	北貝塚及び南貝塚の中央広場部分	・中央広場に影響を及ぼさない園路 ・中央広場の役割を示す展示
公開活用ゾーン	博物館エリア	外	指定地外へ移転する加曽利貝塚博物館	・展示、研究、ガイドランスの機能を備えた施設 ・休憩、トイレ、売店などの便益施設
	体験学習エリア	内	移転予定の博物館跡地	・休憩、トイレ、自動販売機などの便益施設 ・体験学習スペース
	復原集落エリア	内	東側の集落遺構が検出されたエリア	・復原住居 ・復原住居型の倉庫と待機所
	大型建物エリア	内	ムラの入口である船着場から上がってくる斜面地	・建物跡の展示 (手法については要検討、平面表示、AR等々)
	船着場エリア	内	東側にある岬状の突起部分	・説明板の改善 (手法については要検討、VR、ARの活用等々)
自然保護ゾーン	現生植生保全エリア	内	市街地からの目隠しとして機能する樹林	・樹林や草地を残し、その中を園路を設置
		外	史跡外に緩衝帯として広がる樹林	・基本的には樹林や草地を残し、その中を園路、東屋、自然観察小屋等を設置
	草地保全エリア	内	東傾斜面及び南貝塚内側の希少植物が多い草地	・希少植物が群生するエリアを保護する表示 ・草地の動植物に関する説明板
縄文植生ゾーン	有用植物育成エリア	内	復原集落を取り囲む南側の樹林	・衣食住に活用された有用植物の説明板
水辺公園ゾーン	水辺エリア	外	坂月川及びその周辺の低湿地	・谷津田の自然と海との関わりを示す説明板 ・遊歩道、ベンチ、木製遊具等公園的設備
	湧水エリア	外	河岸段丘沿いの湧水	・水を湛える湧水と下総台地の地質に関する説明板 ・自噴井等で水場を再現

* AR(Augmented Reality): 拡張現実。現実世界に仮想世界を反映させる技術。

* VR(Virtual Reality): 仮想現実。仮想世界に人間の動きを反映させて、現実ではないが現実のように感じさせる技術。

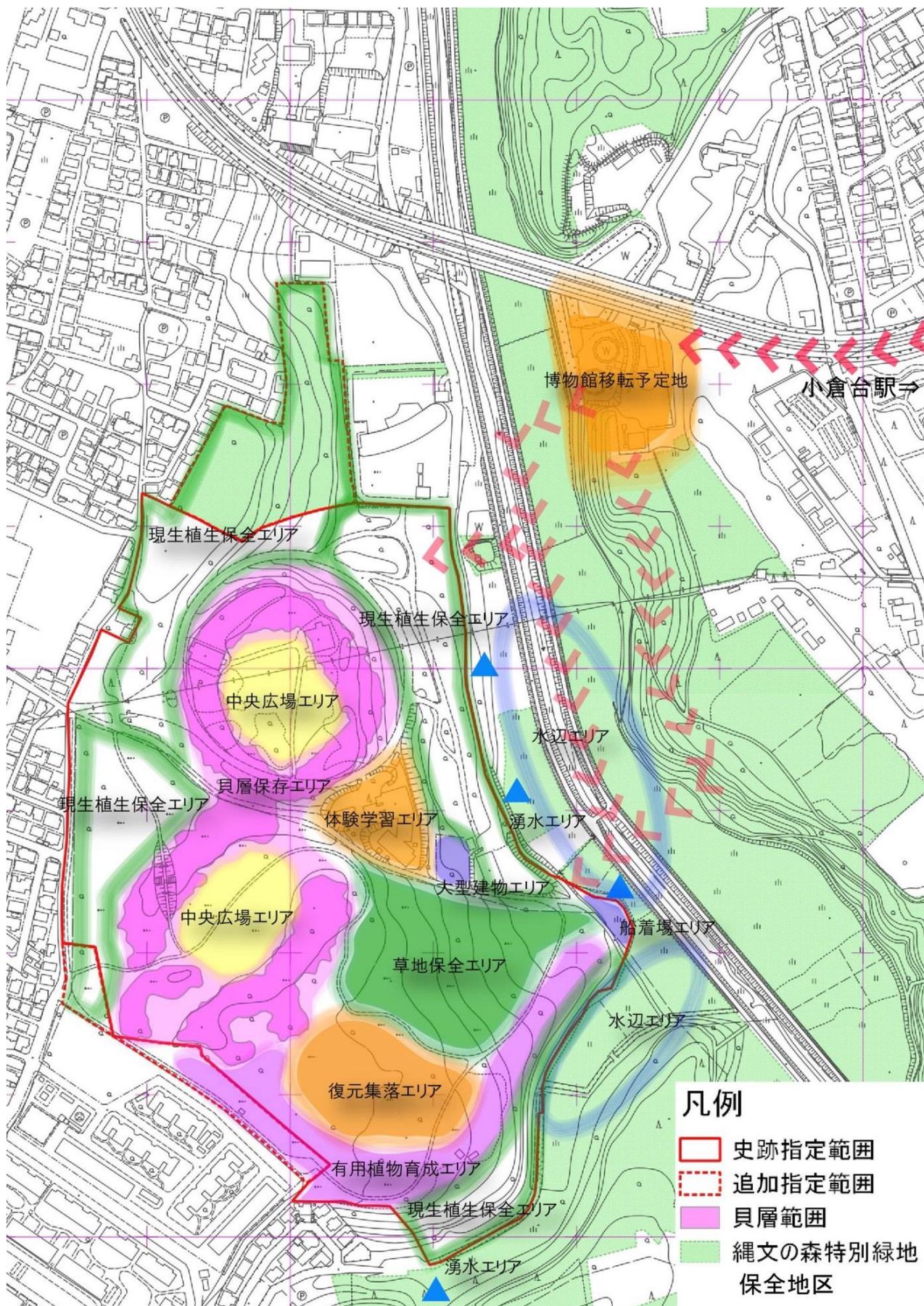


図8-2:ゾーニング

第9章 運営体制

第1節 目指すべき運営と体制

史跡の目指すべき姿を実現するには、行政だけの力では限界があることから、市民・企業・研究者と連携して、史跡を保存し、活用していくための運営体制を構築していきます。

図9-1に示すように、文化財課と加曽利貝塚博物館が中心となり、管理・運営を行つつ、調査・研究、公開・活用、保存・整備に係る各組織、団体、個人など密に連絡調整を図りながら、史跡の価値を共有し、より効果的な保存と活用の実現を目指します。

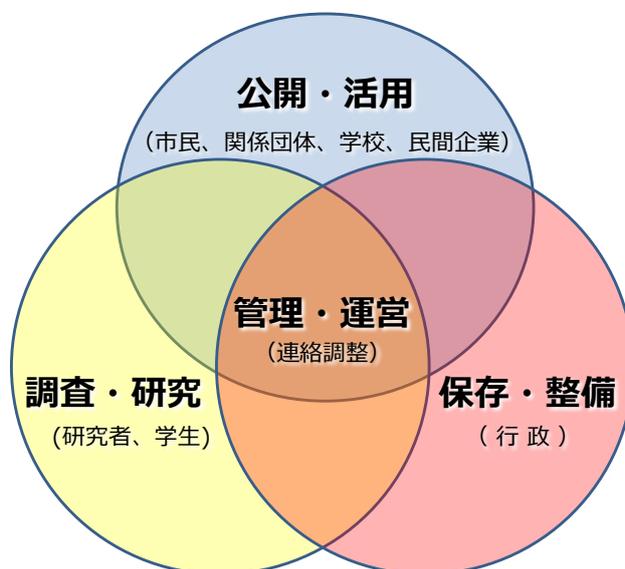


図9-1: 目指すべき運営体制のイメージ

第2節 各体制の構築

1 調査研究体制

研究型の博物館を設置し、研究機関、大学、企業等と連携研究を積極的に推進します。そのために専門性の高い調査研究体制を構築し、計画的、継続的な調査研究を行います。その成果は世界へ発信するとともに、展示や活用に還元していきます。

将来的には、博物館の趣旨に合致し、業務に支障のない範囲で受託研究等を受け入れ、活動の幅を広げつつ、社会に貢献していきます。

2 史跡の管理体制

史跡の管理団体として、千葉市が史跡全体を適切に保存管理していきます。実務は教育委員会文化財課と加曽利貝塚博物館が担い、公園管理と一体的な管理運営を行います。

3 市民との協働体制

史跡の保存活用に際して、市民の理解と協力は不可欠であり、管理・活用のパートナーとして、積極的な参画を期待しています。そのためには密な連絡体制や、ルール作りなど互いに協力しながら円滑に協働できる実施体制を構築していきます。

4 庁内関係部局との連携体制

今後の保存活用や史跡整備に関する事業は、文化庁や千葉県教育委員会の指導のもと千葉市教育委員会が中心となって行いますが、その性質上、市内部の関係部局との横断的な連携が不可欠です。

そのため市の内部においても、史跡の価値を共有し、緊密な情報交換と助言や支援を要請できる連携体制を構築していきます。

第3節 円滑な運営のための方策

史跡や博物館の適切な管理運営にあたっては、前節で述べたように各方面との連携や協力体制が必要となります。しかしながら、関係する団体や個人が多くなるにつれて、関係者間での意思疎通や情報共有が取りにくくなります。円滑な運営をしていくためには、各関係者間での連絡調整を図り、相互に協働することが重要となります。

また、活動を拡充していくことにより、日常の管理運営業務が増大していくことが想定されます。これに対しては人的措置や予算措置を適切に行い、事業実施に影響が出ないように内部の管理運営体制を整備していかなければなりません。

また、現行の管理運営体制においては、体験プログラムや展示解説など、利用者が期待しているサービスを十分に提供できているとはいえない状況にあります。利用者の機会の公平性や質の向上を担保し、円滑な運営をしていくため、管理のあり方を、様々な視点から検討していきます。(図9-2参照)

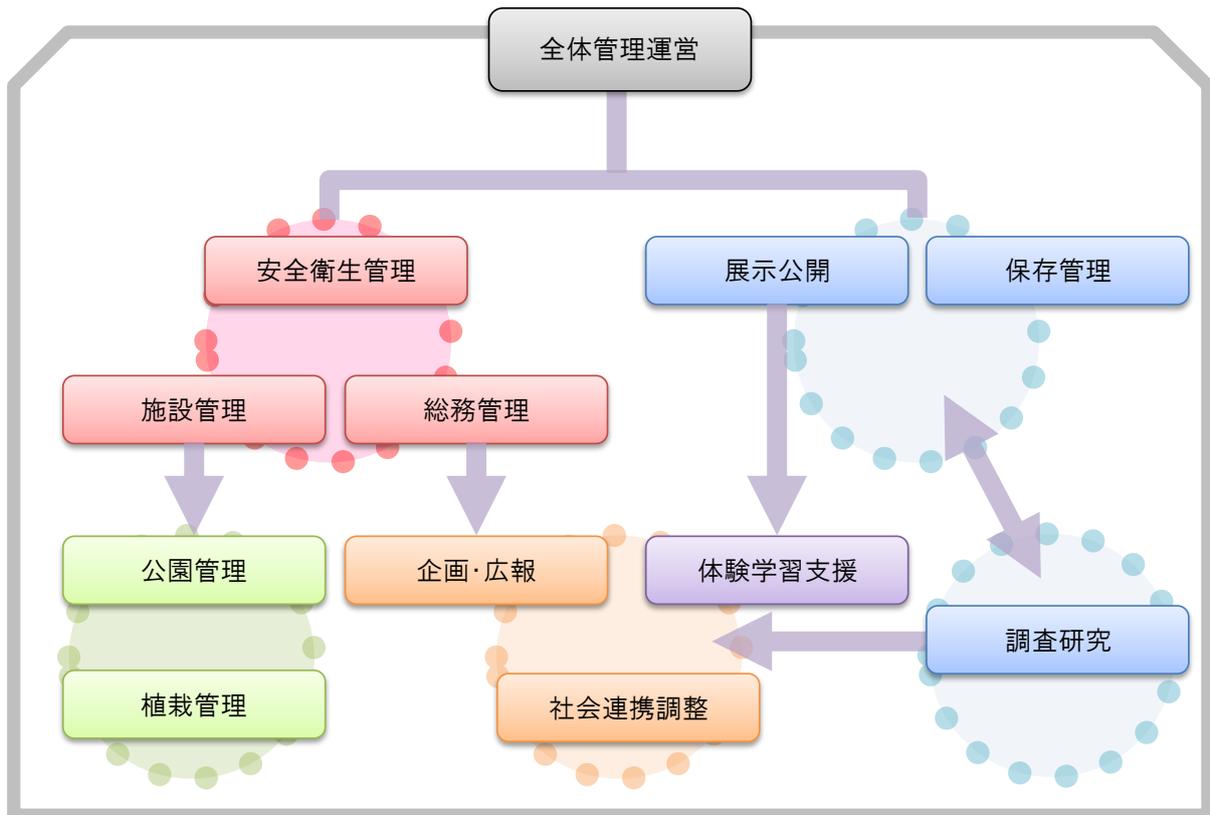


図9-2:具体的な博物館の管理運営体制イメージ

第10章 施策と進捗管理

第1節 実施すべき施策とそれに掛かる期間

既存施設の活用を前提とした短期的整備と、新博物館の整備を前提とした中長期的整備に区分して史跡整備を実施展開いたします。

1 短期的整備（4か年 2017～2020年）

史跡内に立地する現博物館を活用しつつ、野外観覧施設など史跡内に残すべき施設の改修と史跡外に移転すべき収蔵庫などの撤去を計画的に進めます。併せて、バリアフリーや多言語化、分かりやすい説明板の設置など利便性の向上を図っていきます。

さらに、調査研究目的の発掘調査を開始し、その様子や出土品の基礎整理などの公開や体験学習施設の整備を行います。

2 中長期的整備（6か年 2021～2026年）

坂月川の対岸に新博物館を整備し、現博物館を撤去します。撤去後の跡地は、縄文時代の景観復原を図り、併せて新博物館からの動線を前提とした園路の整備、体験学習コンテンツの充実による魅力向上を進めていきます。史跡外においても、最寄駅と博物館、博物館と史跡を繋ぐ動線を中心に自然環境を保全しつつ、一体的な環境整備を進めていきます。

第2節 実施計画総括表

平成32(2020)年の東京オリンピックまでの4年間を一区切りとし、短期的整備を行います。それ以降は中長期的整備として、博物館の移転を軸に史跡とその周辺を一体的に整備していきます。

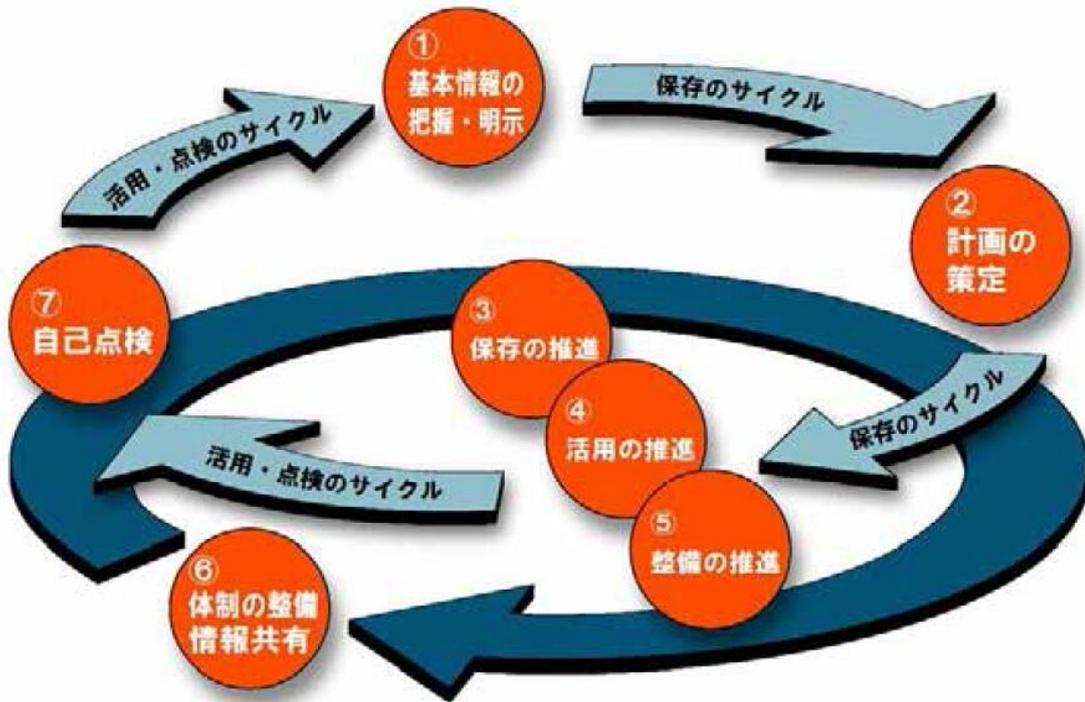
表10-1:実施計画総括表

期間	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022	H35 2023	H36 2024	H37 2025	H38 2026
主な関連事象				オリンピック パブリック	市政施行 100年					千葉開府 900年
方向性	短 期 的 整 備 現博物館を活用しつつ、既存の施設・設備を整理し、利便性の向上を図る				中 長 期 的 整 備 史跡外に博物館を移転し、縄文時代の景観復原に向けた準備を整えるとともに、史跡の魅力向上を図る 縄文時代の景観を復原し、周辺自然環境との一体的整備を図る					
活用事業	地域交流・体験学習									
	継続的な発掘と調査研究、成果の公開と発信									
整備事業	史跡内 ・収蔵庫の解体・撤去と史跡外への移転 ・野外観覧施設改修と展示内容の見直し ・体験学習施設の整備 ・バリアフリー及び多言語化への対応				史跡内 ・博物館の解体・撤去 ・縄文人が利用した有用植物の植樹			史跡外 ・園路の整備 ・施設跡地の修景と縄文景観の復原		
	史跡外 ・史跡への誘導看板や案内看板の整備 ・臨時駐車場の確保				史跡外 ・隣接地での博物館及び研究所の整備 ・駐車場の整備			史跡外 ・最寄駅～博物館～史跡の動線整備 ・史跡周辺の植生管理および既設構造物等の移転による景観向上 ・植生に依存する小動物、鳥類、昆虫類などの誘致と保護		

第3節 施策の到達進度を把握する指標の設定

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組まなくてはならないことから、計画自体を定期的に点検評価する必要があります。この点検評価により、到達進度の把握や、課題の抽出が可能になり、計画の見直しを行う基礎資料となります。(図10-1参照)

そのため、到達進度を表す指標をどのように設定するかが、適切な進捗管理を行う上で重要な役割を果たします。この指標の設定に際しては、文化庁や千葉県教育委員会の指導を仰ぎながら、千葉市史跡保存整備委員会にて審議の上、決定いたします。



史跡等・重要文化的景観のマネジメントの循環過程（サイクル）

- ① 基本情報の把握・明示
- ② 保存・活用・整備に係る計画の策定
- ③ 保存のための各種の方法・施策の実施（予算確保を含む）
- ④ 活用のための各種の方法・施策の実施（予算確保を含む）
- ⑤ 整備のための各種の方法・施策の実施（予算確保を含む）
- ⑥ 体制の運営・整備、関係者・部局・機関との情報共有・連携
- ⑦ 自己点検を含む経過観察

図10-2: 史跡等・重要文化的景観のマネジメントの循環過程(サイクル)

(文化庁文化財部記念物課2015: 史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書より)

第4節 施策の進捗管理のための具体的手法

施策の進捗管理にあたっては保存管理、活用、整備、運営体制のそれぞれについて、進捗状況、実績の点検、課題の抽出など、指標を明示したチェックシート(自己点検表)を利用しておこないます。このチェックシートの内容は、今後の計画見直しや新たな事業企画の基礎資料として活用していきます。

【チェックシートに記載する項目】

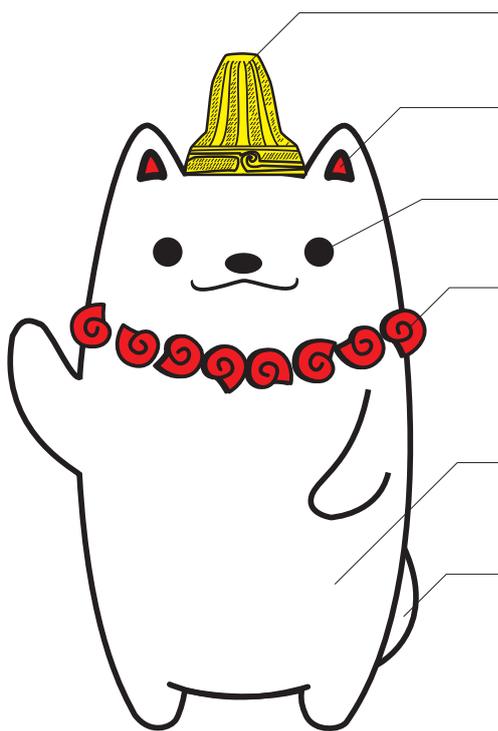
- ・基本情報に関すること
- ・計画策定等に関すること
- ・保存に関すること
- ・管理に関すること
- ・公開活用に関すること
- ・整備に関すること
- ・運営体制に関すること
- ・予算に関すること

【チェックシートを作る際の留意点】

- ・計画に無理のない指標設定がなされているか
- ・指標を設定した際の根拠は明確か
- ・指標を達成したときの判定が明確にできるか
- ・指標は可能であれば数値化する
- ・指標は「時間」、「予算」、「品質」をベースとする

加曽利貝塚 PR 大使 かそりーぬ

基本カラーマニュアル



冠（土器イメージ）：黄色 C=0% M=0% Y=100% K=0% DIC=570
縁取り：K=100% DIC=582

耳（穴）：赤 C=0% M=100% Y=100% K=0% DIC=565
縁取り：K=100% DIC=582

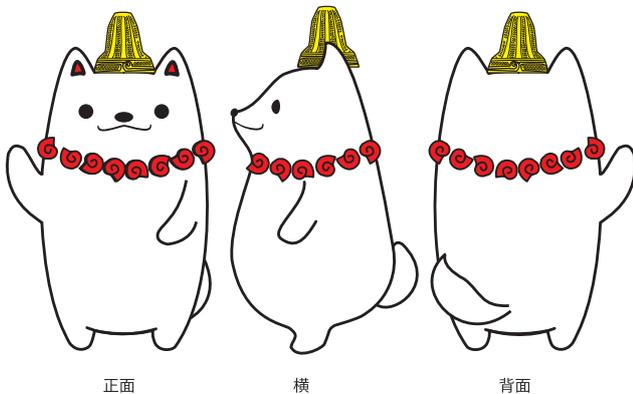
目・鼻・口：黒 K=100% DIC=582

飾り（貝殻）：赤 C=0% M=100% Y=100% K=0% DIC=565
縁取り：K=100% DIC=582

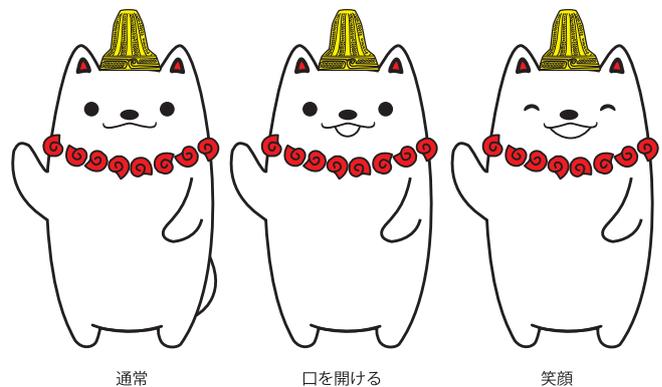
胴体：白 C=0% M=0% Y=0% K=0% DIC=583
縁取り：K=100% DIC=582

しっぽ：白 C=0% M=0% Y=0% K=0% DIC=583
縁取り：K=100% DIC=582

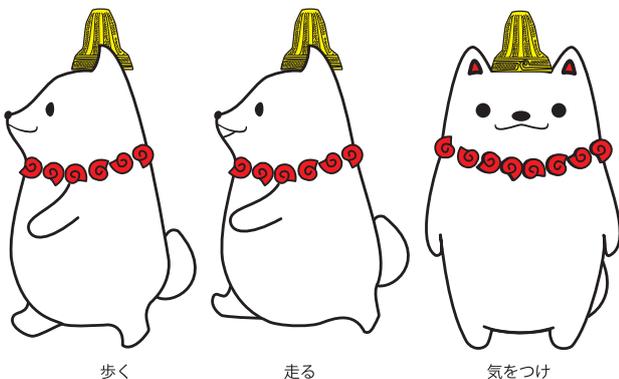
基本ポーズ



表情



参考ポーズ



<名 前> かそりーぬ

<誕生日> 3月22日

<出身地> 縄文時代の加曽利貝塚周辺

<性 格>

恥ずかしがり屋できれい好きです。犬なので、人が大好き！特に縄文時代のおじいちゃん、おばあちゃんにお世話してもらっていたので、おじいちゃん、おばあちゃんを見つけると思い出して駆け寄ってしまいます。

<お仕事>

こうむいん。千葉市長から加曽利貝塚PR大使を任命。加曽利貝塚の魅力と素晴らしい縄文スタイルを、いろんな場所でもんに広めていきます！

<アピールポイント>

縄文時代中期の「加曽利E式土器」を頭にかぶり、貝塚で一番数の多い「イボキサゴ」という貝の首飾りをつけています。